第３６５回　理事会次第

一般社団法人日本コミュニティーガス協会

日　　時　　２０１９年9月２６日（木）　　１５時００分～１５時４０分
場　　所　　富山市　「ホテルグランテラス富山」　　４階　　瑞雲
会議成立報告
挨　　拶
議事録署名人選出

議　　題

Ⅰ．会務関係

＜審議事項＞

１．入会の承認について（２０１９年６、７、８月度）　2頁
２．その他

＜報告事項＞

１．第４０回並びに第４１回制度設計専門会合について　10頁
２．第９回ガス事業制度検討ワーキンググループについて　47頁
３．経過措置料金規制団地の指定解除について　131頁
４．小売供給契約の締結に係る適切な対応について　132頁
５．「一の団地」の基本的な考え方について　134頁
６．２０１９年上期「コミュニティーガス事業のガス事故発生状況」について　137頁
７．平成３０年度「ガス警報器等設置促進運動」並びに「保安点検検査推進運動」の実施報告について　142頁
８．その他

Ⅱ．事務局報告

１．委員会関係
（１）総務委員会関係（２０１９年度第１回委員会の審議概要）　155頁
（２）業務委員会関係（２０１９年度第２回委員会の審議概要）　156頁
（３）技術委員会関係（２０１９年度第２回委員会の審議概要）　158頁
２．ガス事業生産動態統計（２０１９年４，５，６月度）　160頁
３．その他

Ⅳ．次回理事会の開催予定について

２０１９年１１月１５日（金）　１３時３０分～（予定）　於：都内「霞山会館」

以　上

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ．1-1

会　　員　　数（ 06月度 ）

（ 2019. 06. 30 ）

	正会員				準会員			賛助会員			会員総数	支部会員総数
	会員数 2019.05.31	入会	退会	会員数 2019.06.30	会員数 2019.05.31	入会 退会	会員数 2019.06.30	会員数 2019.05.31	入会 退会	会員数 2019.06.30		
北海道	51			51	2		2	11		11	64	65
東北	137		3	134	6		6	15		15	155	166
関東	346		2	344	9		9	24		24	377	385
東海	99		1	98	3		3	21		21	122	126
北陸	38			38	3		3	10		10	51	55
近畿	168			168	7		7	17		17	192	200
中国	120			120	5		5	14		14	139	143
四国	60			60	1		1	3		3	64	68
九州	217	1		218	8		8	24		24	250	255
沖縄	28			28	5		5	4		4	37	37
小計	1,264	1	6	1,259	49		49	143		143	1,451	1,500
本部	4			4	1		1	26		26	31	31
合計	1,268	1	6	1,263	50		50	169		169	1,482	1,531

06 月 度 入 会 員 概 要

区分 / 支部	会員種別	事 業 者 名	代 表 者	会 員 代 表 者	〒	住 所	入会申込 年 月 日	登 録 年 月 日	地点 群数	登 録 地点数	入 会 年月日
九 州	正	九石プロパンガス(株)	代表取締役社長 角田 恭三	代表取締役社長 角田 恭三	822-0006	福岡県直方市上境2742-1	2019年6月4日	2019年5月29日	1	90	2019年6月4日

06月 度 退 会 員 名

区分／支部	会員種別	事　業　者	代 表 者	〒	所　　在　　地	摘　　要
東　　北	正	㈲大久保ガス店	代表取締役 大久保　雅紀	031-0824	青森県八戸市旭ケ丘４－１－１９	事業承継
東　　北	正	㈲村田ガス設備センター	代表取締役 香味　英二	989-1305	宮城県柴田郡村田町村田字町１	事業承継
東　　北	正	㈲鳴子ガス	代表取締役 遊佐　孝	989-6823	宮城県大崎市鳴子温泉湯元９７	事業廃止
関　　東	正	㈲大岩商会	代表取締役 大岩　康一	232-0066	神奈川県横浜市南区六ッ川１－２－１６	事業廃止
関　　東	正	半沢ガス工業㈲	代表取締役 半沢　利允	296-0034	千葉県鴨川市滑谷７５７－１	事業承継
東　　海	正	㈱アワヘイ	代表取締役 阿部　康之	517-0014	三重県鳥羽市堅神町１０１８-３	事業承継

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ．1-2

会　　員　　数（ 07月度 ）

（ 2019. 07. 31 ）

	正会員				準会員			賛助会員			会員総数	支部会員総数
	会員数 2019.06.30	入会	退会	会員数 2019.07.31	会員数 2019.06.30	入会 退会	会員数 2019.07.31	会員数 2019.06.30	入会 退会	会員数 2019.07.31		
北海道	51			51	2		2	11		11	64	65
東北	134			134	6		6	15		15	155	166
関東	344		2	342	9	1	10	24		24	376	384
東海	98		1	97	3		3	21		21	121	125
北陸	38		1	37	3		3	10		10	50	54
近畿	168			168	7		7	17		17	192	200
中国	120			120	5		5	14		14	139	143
四国	60			60	1		1	3		3	64	68
九州	218		1	217	8		8	24		24	249	254
沖縄	28			28	5		5	4		4	37	37
小計	1,259		5	1,254	49	1	50	143		143	1,447	1,496
本部	4			4	1		1	26		26	31	31
合計	1,263		5	1,258	50	1	51	169		169	1,478	1,527

07 月 度 入 会 員 概 要

区分 支部	会員 種別	事 業 者 名	代 表 者	会 員 代 表 者	〒	住 所	入会申込 年 月 日	登 録 年 月 日	地点 群数	登 録 地点数	入 会 年月日
関 東	準	全国農業協同組合連合会東京本部	本部長 奥山 博之	本部長 奥山 博之	190-0023	東京都立川市柴崎町３－５－２４	2019年7月1日				2019年7月1日

07月 度 退 会 員 名

区分／支部	会員種別	事　業　者	代 表 者	〒	所　　在　　地	摘　　要
関　　東	正	㈲浜田屋	代表取締役 浜田　康裕	290-0056	千葉県市原市五井55	事業廃止
関　　東	正	全国農業協同組合連合会東京本部	本部長 奥山　博之	190-0023	東京都立川市柴崎町３－５－24	事業譲渡
東　　海	正	大和燃料㈱	代表取締役 大村　潤一	470-2404	愛知県知多郡美浜町大字河和字亀ヶ坪159－109	事業廃止
北　　陸	正	コーサイ商店	代表者 幸才　外美雄	920-2121	石川県白山市鶴来本町2丁目ワ127	事業廃止
九　　州	正	㈱ライフガス山口	代表取締役 山口　智弘	869-0442	熊本県宇土市城之浦町248	事業廃止

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ．1-3

会　　員　　数（ 08月度 ）

（ 2019. 08. 31 ）

	正会員				準会員				賛助会員				会員総数	支部会員総数
	会員数 2019.07.31	入会	退会	会員数 2019.08.31	会員数 2019.07.31	入会 退会		会員数 2019.08.31	会員数 2019.07.31	入会 退会		会員数 2019.08.31		
北海道	51			51	2			2	11			11	64	65
東　北	134		1	133	6			6	15			15	154	165
関　東	342			342	10			10	24	1		23	375	383
東　海	97		1	96	3			3	21			21	120	124
北　陸	37			37	3			3	10			10	50	54
近　畿	168			168	7			7	17			17	192	200
中　国	120			120	5			5	14			14	139	143
四　国	60			60	1			1	3			3	64	68
九　州	217		1	216	8			8	24			24	248	253
沖　縄	28			28	5			5	4			4	37	37
小　計	1,254		3	1,251	50			50	143	1		142	1,443	1,492
本　部	4			4	1			1	26			26	31	31
合　計	1,258		3	1,255	51			51	169	1		168	1,474	1,523

08月 度 退 会 員 名

区分／支部	会員種別	事　業　者	代 表 者	〒	所　　在　　地	摘　　要
東　　北	正	柴田ガス供給㈱	代表取締役社長 相澤　辰夫	989-1606	宮城県柴田郡柴田町船岡若葉町４－１５	事業廃止
関　　東	賛	パーパス㈱	代表取締役社長 髙木　裕三	112-0012	東京都文京区大塚５－９－２　新大塚プラザ	諸般事由
東　　海	正	東海ガス㈱	代表取締役 花井　弘光	478-0001	愛知県知多市八幡字荒古前３３－１	事業廃止
九　　州	正	㈱ツバメガスサービス鹿児島	代表取締役 石松　敏幸	891-0313	鹿児島県指宿市新西方2693	事業譲渡

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ．2-1

電力・ガス取引監視等委員会　第４０回制度設計専門会合　議事概要

１．日時：２０１９年7月３１日（水）１５：００～１５：３５（ガスのみ）

２．場所：経済産業省本館１７階第国際会議室

３．出席者（委員）

稲垣座長、林委員、圓尾委員、安藤委員、岩船委員、大橋委員、草薙委員、
新川委員、武田委員、辰巳委員、松村委員、山内委員

（オブザーバー・ガス）

大浦 夏樹	JXTGエネルギー株式会社　ガス事業部 部長
佐藤 美智夫	東京電力エナジーパートナー株式会社 常務取締役
沢田　聡	一般社団法人 日本ガス協会 専務理事
棚沢　聡	東京ガス株式会社　執行役員　原料部長
内藤　理	一般社団法人 全国ＬＰガス協会 専務理事
松井　毅	大阪ガス株式会社　代表取締役　副社長執行役員
籔内 雅幸	一般社団法人 日本コミュニティーガス協会 専務理事
下堀 友数	資源エネルギー庁 ガス市場整備室長

４．議題（ガスのみ）

・ガスの卸取引に関する競争の促進について

５．意見等

⑴ 中途解約補償料を伴う長期契約について

事務局から

- 高額な中途解約補償料を伴う長期契約について、競争政策上問題となりうる。また、卸元事業者がLNG調達に伴うリスクの全てないし大部分を卸受事業者に転嫁することは、市場支配的地位の乱用に該当する可能性がある。

- 現在締結している卸契約の実態調査によると、調査対象62事業者のうち、契約期間10年以上が29事業者、「適切な契約期間」とされる5年未満が45事業者であった。また、中途解約補償料が設定され契約書に明記されている卸契約を締結している事業者は36社あった。
  このうち、中途解約補償料の水準が残期間契約金額の50%以上と回答した事業者が8社あった。

- 都市ガスの卸契約期間を最低限の期間とすることが望ましく、中途解約補償料については、客観的な裏付けのある実損予測など、合理的な根拠に基づいて設定することが適当とした。

委員から

- 長期と中期など複数契約の組合せで、より低廉な調達と柔軟性が両立できる可能性もあるため、「最低限の契約期間」とするのが適切かは疑問が残る。

- 高額な違約金が発生するような契約期間が問題である。たとえば、10年契約でも、5年目以降は違約金を取らないのであれば問題がない。

- 競争政策の観点では、違約金がなくとも長期契約には問題がある。ＥＵでは５年が目安となっている。

⑵ 需要家情報の取り扱いについて

- 卸元事業者に対し、需要先で小売事業者にガスを受け渡す「ワンタッチ供給」を行うケースや、卸受事業者と共同で新規需要開拓を行うケースなど、合理的な理由がある場合を除き、卸受事業者に需要家情報を求めないよう要請する。また、卸元事業者内で必要な範囲を超えて情報が共有されないよう、適切な管理体制の構築を求める。

以上

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ．2-2

経済産業省

ガスの卸取引に関する競争の促進について

第４０回　制度設計専門会合
事務局提出資料

令和元年７月３１日（水）

電力･ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

今回ご議論頂きたいこと

- これまで、第35～38回の専門会合において、**ガスの卸調達・適正取引に係る諸論点**につき、実態調査やヒアリングを踏まえ、ご議論をいただいた。
- **東京ガスからのヒアリング**に対して、大きく以下のご指摘があった。
  - ➢**上流のLNG取引**が長期契約であることのみを理由に**下流の卸取引**も長期契約でなければいけないということが論理的に当然と言えないのではないか。
  - ➢仮に、何らかの**中途解約補償料**の賦課に一定の合理性があるとしても、それが実損（ないし客観的な裏付けを伴った実損の予測）を上回ったり、その算出根拠におけるリスク負担が合理的ではない水準となる結果として、スイッチングを阻害することは不適切ではないか。
- **JERAからのヒアリング**に対して、旧一般ガス事業者については、**産ガス国との長期契約比率が大きい**といったLNG調達実態も踏まえ、適切な卸契約の在り方を検討する必要があるのではないか、との指摘があった。
- このようなご指摘を踏まえ、本日は、**中途解約補償料を伴う長期契約のあり方**について、取引の公平性の観点の他、都市ガス事業者におけるLNG調達や余剰玉の需給調整能力の状況など事業実態を踏まえ、考え方を整理するための議論をお願いしたい。あわせて、**卸元事業者における需要家情報の取り扱い**に関する方策についても、ご議論をお願いしたい。

①中途解約補償料を伴う長期契約について

②需要家情報の取り扱いについて

基本的な考え方

＜競争政策上の原則論＞

- **有力な地位にある**（又は見込まれる）**都市ガスの卸元事業者**（旧一般ガス事業者、国内天然ガス事業者、旧一般電気事業者等 ）が、ガスの卸売において**高額な中途解約補償料を伴う長期契約（以下「違約金付き長期契約」）**を締結することは、**長期の契約**及び**違約金の水準**という2要素があいまって、競争者（卸元事業者）の取引機会を過小にする可能性がある。したがって、それが**経済合理的な理由に基づくものでなければ、競争政策上、問題となりうる**のではないか※1（市場閉鎖の問題）。

  ※1 特に、新規参入者による事業活動が行われ、又は、行われようとしている地域において、具体的な問題となりうる。

- また、このような違約金付き長期契約は、市場閉鎖を生じなくとも、卸元事業者がLNG調達等に係るリスク（引取量の変動リスク）の全てないし大部分を卸受事業者に転嫁することは**過大なリスク転嫁による経済的不利益の押し付けとして市場支配的地位の濫用等に該当しうる**のではないか。

＜国内ガス事業構造の実態を踏まえた基本的な考え方＞

- 一方で、現時点では、既存のLNG調達契約の多くが長期契約※2であって、①仕向地条項及びtake or pay条項も付されていること、②日本国内の仕向地内（例えば、首都圏）においては、取引所その他によって余剰分の調整が行われる状況ではないこと、を踏まえると、DQT※3やLNGスポット取引その他の余剰玉の調整手段の存在、増加も考慮したとしても、**長期契約の中途解約は一定の損害（及び逸失利益※4）を卸元事業者に発生させる場合がある**ものとして考えられるのではないか。

  ※2 LNG長期契約が短期契約より安価となる場合があることは事実であるとしても、長期契約の利用、契約先の選定、長期ー短期の利用割合は、あくまでも事業者がその責任において決定したものであることにも留意する必要がある。その際に、旧一般電気事業者は、旧一般ガス事業者に比べて、電力事業の規模が相当程度大きいことから、余剰玉の調整手段も相対的に多いことにも留意する必要がある（ただし、発電側の稼働変更に伴い追加コストが発生する可能性がある）。

  ※3 Downward Quantity Tolerance（削減許容量）：買主が引取数量を削減することができる範囲をいう

  ※4 取引実績を勘案して合理的に期待されるような利益。その他詳細はP6の※3を参照。

- したがって、**違約金付き長期契約には、一定の合理性**が認められる場合もあるが※5、**その契約期間や違約金水準が客観的な裏付けを伴った実損の予測などの合理的な根拠に基づくものから逸脱**し、競争に影響を与える場合には、問題になりうるものと考える必要があるのではないか。

  ※5 なお、卸取引の開始にあたり、別途、卸元事業者の資金負担で受入設備等を設置した場合も一定の合理性が認められるのではないか。

違約金付き長期契約に関する考え方（全体像）

	項目	考え方
卸契約条件	競争者の取引機会への影響	● 長期の契約及び違約金の水準という2要素があいまって、**市場閉鎖を生じさせ、競争者の事業機会を過小**にし、経済合理的な理由に基づくものでなければ、競争政策上、問題となりうるのではないか。（4頁）
	売買当事者間のリスク負担の適切性	● 卸元事業者のLNG調達等に係るリスクの全てないし大部分を卸受事業者に転嫁することは**過大なリスク転嫁による経済的不利益の押し付けとして市場支配的地位の濫用等に該当**しうるのではないか。（4頁）
	中途解約補償料の算出根拠	● 中途解約補償料は、**客観的な裏付けを伴った実損の予測などの合理的な根拠に基づき、設定されることが適当**ではないか。（6頁）
	ガス卸契約の契約期間	● 当該事業者のLNG調達契約や需給調整能力の状況、及び卸受事業者や卸元事業者が望ましいと考える契約などを踏まえ、**最低限の期間**となっていることが**望ましい**のではないか。（7頁） ● なお、事業者が既存の複数年契約について、契約期間中に、契約期間の延長を行う旨の契約を行う場合※1は、**再契約後の契約期間をも踏まえて長期契約の形態であるか否かを判断する**ことが適当ではないか。 ※1現時点でこのような契約について直ちに不当であるとする主旨ではない。
	代替的な選択肢（短期契約）の有無	● 経済的な契約条件で短期契約も選択可能である等、**卸受事業者の観点から実質的に代替となり得る選択肢が存在する状況**であれば、市場閉鎖やリスク負担の適切性といった競争政策上の観点から、問題となる余地は相対的に減少するものとして考えられるのではないか。
LNG調達条件／需給調整	既存LNG契約の柔軟性確保に向けた合理的努力を尽くしているか否か 制度環境の変化（仕向地条項の撤廃、取引所その他の需給調整手段の有無）	● 取引所ないし制度環境の変化や既存のLNG契約における仕向地条項の改廃等に応じて、**既存の卸契約が長期契約の更改時に適切に見直されるべき**ではないか※2。 ※2 なお、正当な理由なく、当該見直しが適切に行われない場合は市場支配的地位の濫用等の問題となりうるか。

中途解約補償料及び契約期間の水準
（１）中途解約補償料

● 都市ガスの卸売契約における中途解約補償料は、**客観的な裏付けを伴った実損の予測などの合理的な根拠に基づき、設定されることが適当**ではないか。（具体的な考え方は以下の通り。）

	問題となる事例	考え方
事例①	**（中途解約補償料の水準）** ➢ 卸受事業者による中途解約時においては、例えば、**余剰玉を実際に廃棄する訳ではない**ことや、中途解約が起きた場合でも**他の卸先や大口需要家が開拓されることも相当程度期待される**ことが考えられる。 ➢ 上記を踏まえると、卸元事業者が**契約残期間の余剰玉の価額に相当する金額の全部又は大部分を中途解約補償料として請求**する事例がみられるが、卸元事業者において回避が困難な損失を客観的根拠に基づいて填補するものとはいえず、競争政策上問題となりうるのではないか。	➢ 適切な中途解約補償料の構成費目※1は通常、以下の通りと考えられる。したがって、中途解約補償料はこれら費目に基づき、実績などの裏付けによって各費目の算出過程についても合理的な説明がつくものとすることが適当ではないか。 ① **転売差損** ② **合理的に算出された逸失利益**※3 ③ **原料費金利** ④ **未回収の固定費**
事例②	**（解約理由による中途解約補償料の差異）** ➢ 卸受事業者が**他の卸元事業者へスイッチング**した場合において、その中途解約補償料の水準が**卸受事業者の移転その他の解約に至った要因と比べて、高額となる※2**事例がみられるが、スイッチングを阻害する意図を有することが推認され**競争政策上問題になり得る**のではないか。	➢ 解約理由によって解約補償料の水準に差を設ける場合は、合理的な理由に基づくべきである。 ➢ **他の卸元へのスイッチングによる解約について、合理的な理由なく、その他の理由による解約に比して補償料を高額としないことが適当**ではないか。

※1 事業者が既存の複数年契約について、契約期間中に、契約期間の延長を行う旨の契約を行う場合における中途解約補償料についても、具体的にどのような損害に対応するためのものか明らかにされることが望ましく、単に顧客を不当に囲い込むものであれば、競争政策上問題となりうる。

※2 卸契約上、中途解約補償料が規定されている場合であっても、天災・倒産等については当該補償料が大幅に減額されることには一定の経済合理性が認められるとしても、移転などにも減額される結果、実質的に、スイッチングの場合のみ規定の中途解約補償料の全額が賦課されることとなる事例が見られる。

※3 仮に、一定期間の使用を約し、将来的な収益性を勘案し割引を行う契約において中途解約が発生した場合、実施した割引金額を将来にわたって回収することは困難となることから、解約前に卸受事業者が享受した一定の割引額を請求することは、理論的には考えられる。

中途解約補償料及び契約期間の水準
（２）契約期間

- これまで実施した実態調査によれば、導管による卸で調達している卸受事業者と卸元事業者の**卸契約の多くは、違約金付き長期契約**となっており、契約期間が10年以上となっている契約が占める割合も高い一方、**卸受事業者が適切と考えている契約期間は実際の契約期間に比して短い傾向**にある（Ｐ８）。また、卸元事業者に対する事務局ヒアリングによれば、**卸元事業者の契約期間設定に関する考え方**は具体的には**下記の通り**となっている。
- **このため、都市ガスの卸契約期間については、競争促進の観点から、卸受事業者や卸元事業者が望ましいと考える契約期間なども踏まえ、最低限の期間とすることが望ましい**のではないか。※

	卸元事業者の意見
【A社】 旧一般ガス事業者	✓ 契約期間が長期化すればするほど卸市場の閉鎖性を高めるおそれがあるため、当社では契約期間の長期化は自制している。何年程度が適切かは様々な考え方があると思うが、**3～5年**が標準的な契約期間と捉えている。
【B社】 旧一般ガス事業者	✓ 短期的な取引となると需要の見通しが得られず安定的な調達が行えないことや、卸価格が短期的に変動することによって卸受事業者、その需要家の価格に影響があることなどから、**5年契約**を基本としつつ、卸先のニーズを踏まえ、より長い期間も提示している
【C社】 旧一般電気事業者	✓ 切り替えを狙う立場からすれば3年程度が望ましいが、ガス主体の卸元事業者は電力会社と比べ、長期契約が中心であることや、多様な電源ポートフォリオ（需給調整能力）を有していないことから**5年程度が妥当**ではないか。
【D社】 旧一般ガス事業者	✓ **10年程度の長期契約**としているが**違約金は特に規定しない**。

※なお、EUでは、垂直的制限ガイドラインにおいて、最低引取量強制や排他条件付取引などにつき、期間が5年を超えるものは通常、効率性の達成のために必要とはいえず、市場閉鎖効果を上回るような効率性の達成があるとは考えられないとの考え方が示されている。

（参考）契約期間の水準

2019年2月15日
本審議会資料6
より抜粋

- 調査対象とした卸受事業者の既存の契約の約半数（62社中29社）について、現在結んでいる卸契約の中で、最も長い契約期間が「10年以上」となっている。他方で、卸受事業者が適切な契約期間と考える期間として、70%以上が５年未満と回答した*。

*最終需要家の利益に資する観点からは、卸受事業者ないし卸売事業者が適切と考えていることのみをもって、必ずしも、長期契約を正当化できるものではないことに留意する必要がある。

卸契約の契約期間

（現在の契約期間）Q.現在結んでいる卸契約の中で最も長い期間の契約年数を教えてください。
（適切な契約期間）Q.貴社（卸受事業者）として適切だと考えられる卸契約の契約期間について、最も近い年数を下記から選択してください。
対象は卸受事業者62社

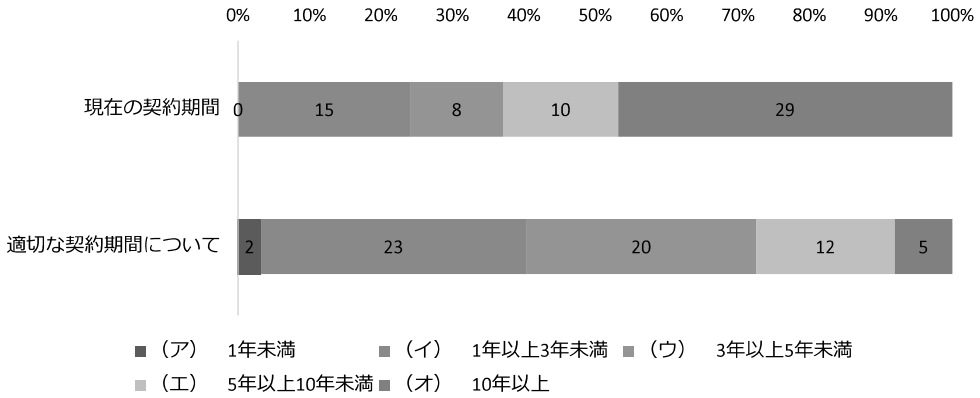

卸受事業者への調査結果に基づき委員会作成

中途解約補償料及び契約期間の水準
（３）今後の対応について

- **有力な地位にある（又は見込まれる）都市ガスの卸元事業者（旧一般ガス事業者、国内天然ガス事業者、旧一般電気事業者等）**に対し、**今後更新する卸長期契約**については、前頁までに示した考え方も踏まえた、**合理的な根拠に基づく中途解約補償料と契約期間の設定とするよう求める**こととしてはどうか。
- その上で、**来年度以降の適切な時期**において、**フォローアップ調査**※を行うこととしてはどうか。

※フォローアップ調査は、既存契約と新規契約に区別して実施する。

（参考）中途解約補償料の事前設定

2019年2月15日
本審議会資料6
より抜粋

- 調査対象とした卸受事業者のうち、中途解約補償料が設定されているものは62社中36社であった。他方、設定されていないものについても、契約書には明記されていないものの協議時に口頭で通達されているものが含まれている。

中途解約補償料の設定の有無

Q.現在結んでいる卸契約の中に中途解約補償料が設定されているものはありますか。
対象は卸受事業者62社

- ✓ 中途解約補償料は設定されていない。
- ✓ 契約書には明記されていないが、卸契約に関する協議時に、一定の水準の補償料を請求する旨通達されている

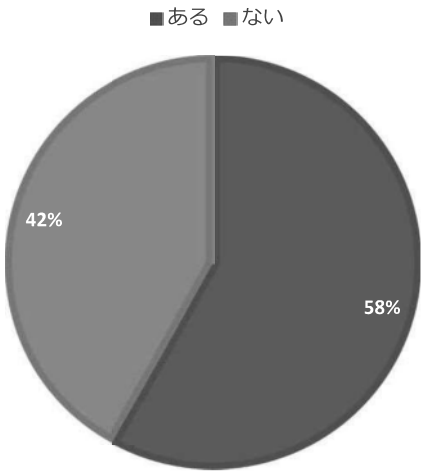

卸受事業者への調査結果に基づき委員会作成

（参考）中途解約補償料の水準

2019年2月15日
本審議会資料6
より抜粋

- 中途解約補償料が設定されている事業者36社のうち、現在の契約の中で最も高い中途解約補償料の水準が残期間契約金額の50%以上と回答した事業者は8社（25%）存在した。

中途解約補償料の水準

Q.現在設定されている中途解約補償料の中で最も高い金額の水準について、最も近いものを一つだけ選択してください。
対象は中途解約補償料が設定されている卸契約を結んでいる36事業者
ここでの中途解約補償料の水準は、契約解除時点で、残期間の契約金額の合計に占める中途解約補償料の割合を指す
（例えば、5年契約の2年目で解約した場合、残期間3年間の契約金額の合計にしめる中途解約補償料の割合）

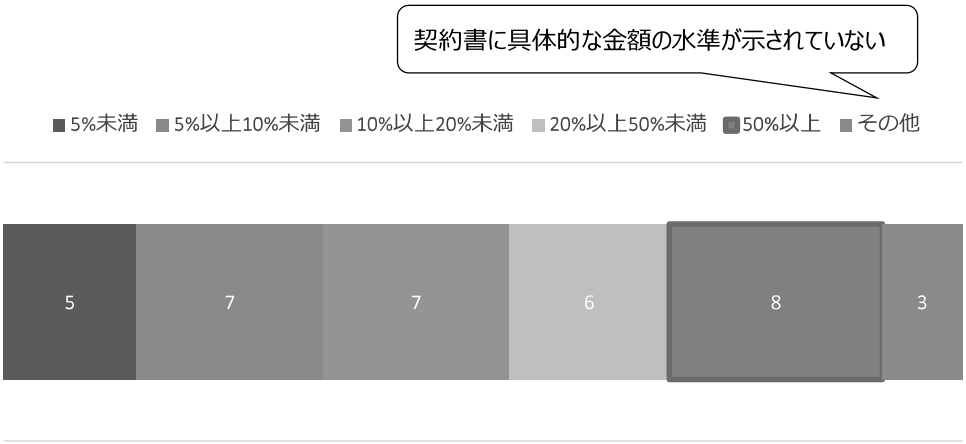

卸受事業者への調査結果に基づき委員会作成

①中途解約補償料を伴う長期契約について

②需要家情報の取り扱いについて

主な論点

- **競争事業者間で顧客情報を共有**することは、**例えば、市場分割カルテルの実効性を確保する手段となる**など、競争の減殺につながることが**論理的にはありえる**※1。
  ※1 例えば、当該カルテルが崩壊した後に、一方の事業者が他の事業者の顧客に対してのみ差別的に廉売を行い、当該他の事業者の経営を困難にするといった反競争的行為を可能とする側面もある。
- 本専門会合（第36回会合 本年2月）においても、ガス卸市場において、**卸元事業者と卸受事業者が小売事業において競争関係**にあり、又は、その可能性がある場合※2においては、具体的な需要家の情報の提供を卸元事業者が卸受事業者に求め、当該情報を卸受事業者が卸元事業者と共有することは、卸取引の円滑な実施のため必要な不可欠な場合など合理的な理由がある場合を除いて、**ガス卸市場及び小売市場における競争の減殺につながるおそれもある**との御指摘をいただいた。
  ※2 ガス導管等を通じて卸受事業者のエリアの小売事業への参入が可能な状況をいう。
- 本日は次の場合について、御議論をお願いしたい。
  - **需要家情報の取得に合理性が考えられると認められる具体的なケース**
  - **需要家情報の共有に関して卸元事業者に求める規律の在り方**
  - **上記の場合に、情報を取得した場合における管理体制**

特定の需要家情報の取扱いの考え方（合理的と考えられる理由）

- 卸元事業者と卸受事業者が小売事業において競争関係にあり、又は、その可能性がある状況において、両事業者間で需要家情報の共有を行うことは、前ページに記した懸念もあるものの、限定的には、天然ガス需要の拡大に資する面も考えられる。**需要家情報の共有が合理的と考えられる場合**について、具体的には以下のようなケースが考えられる。

	特定の需要家情報を利用する行為（例）※1	特定の需要家情報を利用する行為に対する評価
ワンタッチ供給の受付	✓ 卸売部門が**ワンタッチ供給に必要な託送手続きに利用**する場合。	✓ ワンタッチ供給※2の実施に不可欠。
新規需要開拓	✓ 卸元事業者が**卸受事業者と共同で行う需要拡大を目的に、需要家情報を利用**する場合。なお、コージェネレーションシステム等のガス設備更新提案等を新規に行う場合を含む。	✓ 天然ガス需要の拡大に資する可能性がある。 ✓ ただし、具体的な顧客情報（又はそれが特定しうる情報）を取得する必要性が客観的に存在する場合に限られる。例えば、新規需要先との契約締結後はその必要性は乏しくなるものと考えられる。

※1 卸元事業者が上記の行為において取扱う情報 →「需要家名・需要場所等」、及び「需要量・負荷情報・料金プラン等」
（参考）2019年2月15日制度設計専門会合資料6（アンケート調査結果に基づく）

※2 従来、中圧を中心に、大口ガス事業者が、需要場所において卸元事業者からガスの卸供給を受けた上で当該需要場所において当該ガスによる小売供給を行うという契約形態がとられてきた。このような契約形態を「ワンタッチ供給」という。

卸元事業者における需要家情報の取得や情報管理体制に関する考え方

- 前頁の整理のとおり、卸元事業者における卸売事業を円滑に行うため、ワンタッチ供給の実施その他の理由により、**卸受事業者の小売事業における具体的な需要家情報を取得することが必要**になる可能性がある。
- 一方で、卸元事業者が卸受事業者の営業区域において、小売事業を実施する可能性がある場合には、そのような需要家情報を両事業者間で共有することは、小売市場における**市場分割カルテルを誘発する**（カルテルの実効性を確保する手段となる）**可能性**も理論的には考えられる。このため、**前頁において真に必要な情報を共有する場合を除き、合理的な理由なく※1、両事業者間で需要家情報を共有することについては、慎重な対応をすることが望ましい**のではないか。
  ※1 どのような場合に情報共有が合理的であると言えるかについては、個々の事案によると考えられる。
- 合理的な理由に基づき、需要家情報を共有する場合であっても、当該**卸元事業者**においては、**取得後の当該需要家情報が卸売部門において適切な情報管理ルールによって管理され、卸受事業者と共同で実施する新規需要開拓に必要な範囲で共有する場合※2を除き、小売部門との共有を認めないための必要な措置※3を講じることなどが望ましい**のではないか。
  ※2 なお、前頁に記載した通り、このような理由での需要家情報の共有が合理的であると考えられるのは、具体的には需要家情報共有の必要性が客観的に存在する場合に限られ、例えば、新規需要先との契約締結後においてはその必要性は乏しくなるものと考えられる。
  ※3 具体的には、当該需要家情報は、社外に流出しないよう、**営業秘密**（不正競争防止法によって保護される）として管理されることも考えられる。営業秘密に関しては、保秘表示やアクセス権者の限定など各種の実務的な保護方法が存在する（各種ハンドブック等で紹介されている）

（参考）営業秘密管理指針（経済産業省　平成１５年１月）より抜粋

不正競争防止法と営業秘密について

（不正競争防止法の位置付け）
- 不正競争防止法は、他人の技術開発、商品開発等の成果を冒用する行為等を不正競争として禁止している。具体的には、ブランド表示の盗用、形態模倣等とともに、営業秘密の不正取得・使用・開示行為等を差止め等の対象としており、不法行為法の特則として位置づけられるものである。

（不正競争防止法における営業秘密の定義）
- 不正競争防止法（以下、「法」という。）第２条第６項は、営業秘密を
  ①秘密として管理されている［秘密管理性］
  ②生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報［有用性］であって、
  ③公然と知られていないもの［非公知性］
  と定義しており、この三要件全てを満たすことが法に基づく保護を受けるために必要となる。

（中略）

電子媒体の場合における典型的な管理方法

- データなどの電子媒体で保管している場合も基本的には紙媒体と同様であるが、電子情報の場合は、通常、次のような方法のいずれかによって、秘密管理性の観点から充分な秘密管理措置となり得るものと考えられる。

― 記録媒体へのマル秘表示の貼付
― 電子ファイル名・フォルダ名へのマル秘の付記
― 営業秘密たる電子ファイルを開いた場合に端末画面上にマル秘である旨が表示されるように、当該電子ファイルの電子データ上にマル秘を付記（ドキュメントファイルのヘッダーにマル秘を付記等）
― 営業秘密たる電子ファイルそのもの又は当該電子ファイルを含むフォルダの閲覧に要するパスワードの設定
― 記録媒体そのものに表示を付すことができない場合には、記録媒体を保管するケース（ＣＤケース等）や箱（部品等の収納ダンボール箱）に、マル秘表示の貼付

今後の対応について

- **前頁までに示した考え方を踏まえ、卸元事業者に対し、合理的な理由がない場合は需要家情報を求めないこと、合理的な理由があって需要家情報を入手する場合には、その情報の管理体制の構築等について適切に対応すること、を求める**こととしてはどうか※。
  ※ただし、著しく非効率となる場合や企業規模によっては、卸売事業担当を小売事業担当から分別することが困難と認められる場合も想定されるため配慮が必要となる。
- その上で、**来年度以降の適切な時期**において、**フォローアップ調査**を行うこととしてはどうか。

その他

- 本専門会合においては、他の卸元事業者へのスイッチングが進まない要因として、営業協力や技術協力など、自由化以前からの慣習として継続されてきた**付帯サービス**※1があることなども考えられるのではないかとの指摘があった（第38回専門会合）。
  ※1 卸元事業者が付帯サービスを停止することが反競争的であるからといって、契約期間満了後も無償の付帯サービスを永久的に行うことは現実的ではない。ただし、汎用性が低く、他の卸元事業者や機器メーカー等による対応が困難なガス機器メンテナンスなど、通常、有償で、商慣習上の合理性に基づく必要な期 間に行われるものについて、契約の解約やスイッチングを理由に卸元事業者が拒否することは反競争的であると考えられる。
- 今後、引き続き、上記に関する具体的な事例の有無などを調査の上、必要に応じて、対応を検討することとしたい。

（参考）ガス事業制度検討ワーキングにおける整理

- ワンタッチ卸供給における特定の需要家情報の取扱いについては、資源エネルギー庁が開催するガス事業制度検討ワーキンググループにおいても議論がなされている。

④卸元事業者内での情報管理　2/2

- これまでの経過を踏まえつつ、ここでは、本取組（ワンタッチ卸供給形態の相対取引活性化策）における卸元事業者内での基本的な情報管理の方法を整理することとしたい。
- 卸元事業者が卸先事業者の特定需要家情報を目的外で利用することを防ぐ観点から、卸元事業者は情報の取扱いに関して適切な社内管理体制を構築することが望ましい。
- 一方で、ワンタッチ卸について卸売部門が小売部門のシステムを活用して実施している場合や、小規模な事業者において卸売部門と小売部門が一体となって事業を実施している場合等が存在するため、卸売部門と小売部門で情報共有を遮断する体制を整備するにはシステム導入や人員の増員等相当のコストを要することが想定され、特に、第1グループに比べて従業員数が少ない第２グループの卸元事業者は、体制を整備することが難しい場合も想定される。
- 上記を踏まえ、本取組に関しては、いずれの卸元事業者もまずは下記3点の情報管理策を実施することとしてはどうか。
  ①小売業務用から分離された、卸業務専用のシステムアカウント、データフォルダ、メールアドレスを用意する。
  ②卸業務に関するシステム、情報へのアクセス権限を、卸業務の担当者のみに付与する。
  ③小売部門の従業員が卸業務も担わざるを得ない場合は、小売と卸の業務時間を分離するとともに、情報管理に関する社内ルールを定める。

第1、２グループの旧一般ガス事業者単体の従業員数

1G事業者	地方	従業員数※1 (2017年度※2)
東京ガス	関東	7,862人
大阪ガス	近畿	5,617人
東邦ガス	中部	2,858人

2G事業者	地方	従業員数※1 (2017年度※2)
西部ガス	九州	1,336人
北海道ガス	北海道	716人
仙台市ガス	東北	315人
静岡ガス	中部	624人
広島ガス	中国	669人
日本ガス	九州	233人

※1 単体での従業員数。民営各社の有価証券報告書と仙台市HPより
※2 静岡ガスについては2017年12月期の情報

13

（参考）取引慣行の概要③卸取引における需要家情報の共有

2019年2月15日
本審議会資料6
より抜粋

- 卸契約の交渉においては、大口・新規の需要家など特定の需要家に対する割引を行うことを目的として、具体的な顧客情報を卸売事業者に提出して、卸受事業者に対する卸価格を決定する場合がある。この背景には、大口・新規需要家の獲得がその需要量等によっては、卸売事業者及び卸受事業者双方の短期的ないし中長期的な利益に資する可能性があることがあると考えられる*。

  *卸売事業者が小売事業も行う場合には、卸受事業者と（潜在的な）競合関係に立つこととなるため、一般論としては、顧客情報の共有が小売事業者間の競争の排除・減殺（マージンスクイーズや市場分割カルテル）につながらないよう注意する必要がある。

- 卸受事業者が特定の需要家情報を提示して交渉する場合（イメージ１）もあれば、卸売事業者が予め料金プランを用意している場合（イメージ２）もある。

特定の需要家情報を用いた交渉（イメージ１）

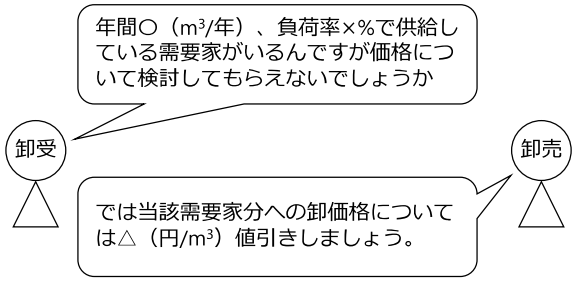

やりとりする需要家情報（例）

- 需要家名
- 需要量
- 負荷情報
- 適用している料金プラン等

特定の需要家情報を用いた交渉（イメージ２）

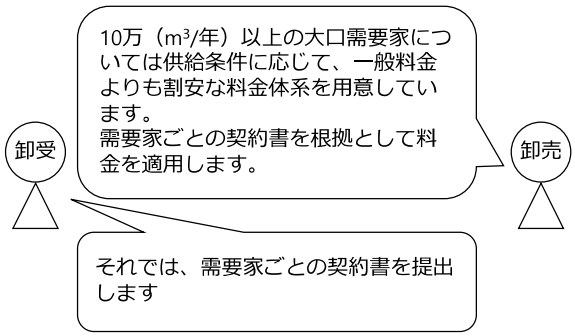

やりとりする需要家情報（例）

- 需要家名
- 需要量

卸売事業者/卸受事業者への調査結果に基づき委員会作成

（参考）当該取引慣行についての卸受事業者の評価

2019年2月15日
本審議会資料6
より抜粋

- 特定の需要家情報を卸受事業者が卸売事業者に提出する事例は、必ずしも一般的ではないものの、一定程度存在する。他方で、状況によっては、卸市場における競争に対する阻害要因になり得るのではないかとの指摘もあった。

卸受A
- これまでも卸価格の決定に関して、個別の需要家情報を用いることはなかった。
- **今後やりとりができなくなったとしても影響はない。**

卸受B
- 大口需要家の規模に応じて段階的な卸料金が定められてる場合があり、大口需要家のみ需給契約書を卸売事業者に提出している。
- **大口需要家向けの料金の方が通常料金よりも割安なため、仮に情報の提供を行わない場合、大口需要家向けの料金体系が適用されず、小口用の割高なガスを購入する事になるため困る。**

卸受C
- **卸売事業者は自エリア（卸受事業者のエリア）で小売事業をも行いうる状況下で、大口需要家の具体名、所在地等が卸売業者に知られることは、他の卸売事業者へのスイッチングを行えば、当該大口需要家への小売を当該卸売事業者自身が行う可能性があるという無言のプレッシャーとなる。**

卸受事業者への調査結果に基づき委員会作成

（参考）当該取引慣行についての卸売事業者の評価

2019年2月15日
本審議会資料6
より抜粋

- 一部の卸売事業者からは、特定の需要家情報は卸受事業者から主体的に提供されることが多いため、当該需要家情報が卸売事業者に提供されないとしても卸交渉における影響は限定的であるとの意見があった。
- 一方で、卸受事業者のエリアにおける需要開拓（代表的には、石油など他燃料からの転換）においては、卸売事業者が卸受事業者と一体となって営業を行ってきた実態があることを踏まえ、需要家情報へのアクセスが制限された場合の悪影響を懸念する声もあった。

卸売A
- 基本的に、当社から卸受事業者に特定の需要家情報の提供を求めることはない。
- 卸受事業者が、当社に対して特定の需要家の負荷条件等を示した上で、卸価格の価格改定を持ち掛けてくることはある。
- **卸売事業者としては、値下げ交渉の材料に使われることが多く、当社から積極的に情報提供を求める理由もないため、需要量と負荷情報以外であれば情報遮断をされたとしても影響は限定的である。**

卸売B
- 当社から積極的に求めることはないものの、**他燃料からの転換を狙って卸受事業者と一緒に需要開拓を行うことがあり、その際には営業段階から需要家情報を知り得ることになる。**
- 他燃料からの転換に伴う新規需要の開拓は、天然ガス需要の拡大にも資することから卸売事業者としても推進したいと思っており、**情報遮断によりそれが叶わなくなるとするとビジネスに与える影響は大きい。**

卸売C
- 卸受事業者が値下げ交渉する際の材料として有効と思っている。当該情報のやりとりを遮断されたとしたら、卸受事業者が交渉しづらくなることが考えられる。

卸売事業者への調査結果に基づき委員会作成

（参考）卸取引における需要家情報の共有に関する論点

2019年2月15日
本審議会資料6
より抜粋

- 将来参入する可能性がある地域の需要家情報を、卸売事業者が容易に取得できる現在の状況は、適正な競争環境を確保する観点から望ましいとはいえない一方、卸売事業者と卸受事業者が協力して需要開拓を行っている例もあり、当該情報を完全に遮断した場合、実ビジネスに影響を与える恐れもある。
- 上記を踏まえ、**卸取引交渉時に提供する特定の需要家情報の取扱いについて整理していくこととしてはどうか。**
- その際、①需要家情報を共有することによって新たな需要開拓その他の競争促進効果が生じることが期待されるものか、②一定の需要家情報を共有する場合であっても、需要家を特定可能な粒度の情報が必要か、③卸売事業者が卸受事業者と小売市場における競争関係に立っている場合において、小売市場における競争を減殺しないような措置を講じる必要があるかといった項目を、企業規模等も勘案しつつ検討することとしてはどうか。

経済産業省

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ．2-3

ガス導管事業者の法的分離に伴う行為規制の検討について

第４１回制度設計専門会合
事務局提出資料

令和元年９月１３日

電力･ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

目次

１．ガス導管事業者の行為規制について
２．本日ご議論頂きたい論点①
３．本日ご議論頂きたい論点②

これまでの経緯

- ガス事業法上、差別的取扱いの禁止、情報の目的外利用の禁止といった導管部門の中立性確保措置が講じられているところ、ガスシステム改革小委員会の報告書（2015年1月）において、導管部門の更なる中立性確保を求める意見が存在する旨の報告がされた。
- これを踏まえ制定された電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）において、導管規模等、政令で定める要件に該当するガス導管事業者に係る導管事業と小売・製造事業との兼業の禁止（法的分離）や、法的分離されたガス導管事業者の人事・業務委託等に関する行為規制が規定された。
- 今後、行為規制の詳細を規定する経済産業省令を制定する必要があるところ、経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会に対し、行為規制の詳細についての意見が求められた（2019年8月27日付）。

行為規制に関するスケジュール（案）

- 改正ガス事業法の施行日は、２０２２年４月１日。
- 法的分離に向けた分社化作業並びに行為規制を踏まえた業務フローの整備（必要に応じてシステムを改修）及び組織体制作り等の準備に、一定の期間が必要であると考えられることから、行為規制の詳細に関する検討は、以下のスケジュールで進めることとしたい。

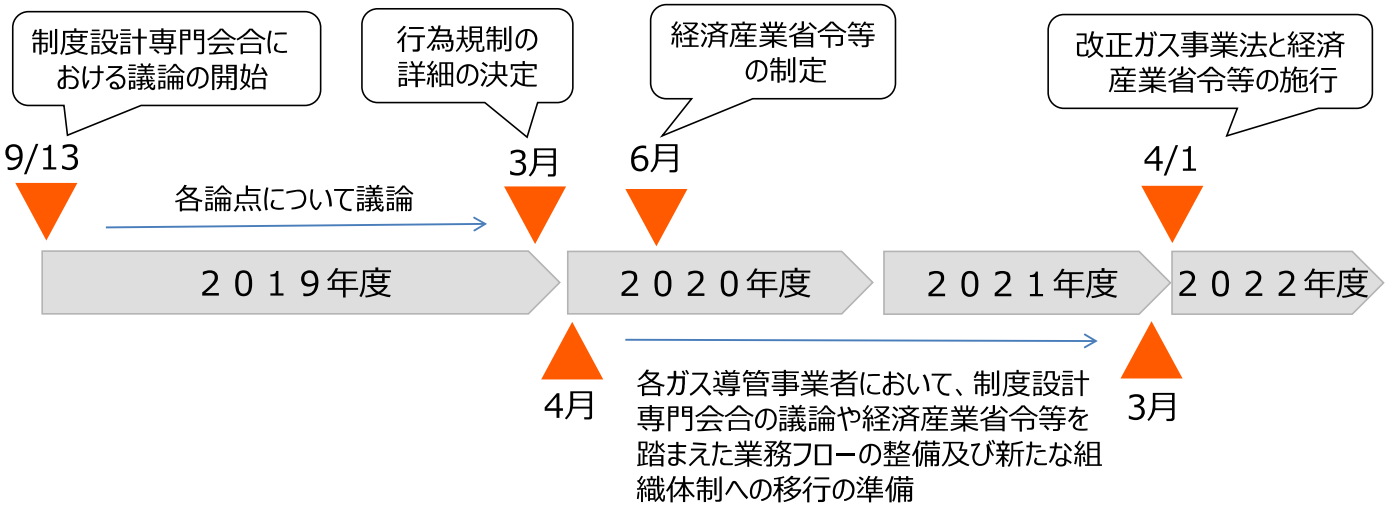

ガス導管事業者に係る行為規制の整理

- 改正ガス事業法においては、以下の図のとおり、ガス導管事業者の種類によって異なる内容の行為規制が課されるところ、それぞれについて省令の内容を検討する必要がある。
- なお、現状においては、特別特定ガス導管事業者の出現が想定されないことから、特別特定ガス導管事業者のみを対象とする行為規制の詳細については、検討対象外としたい。

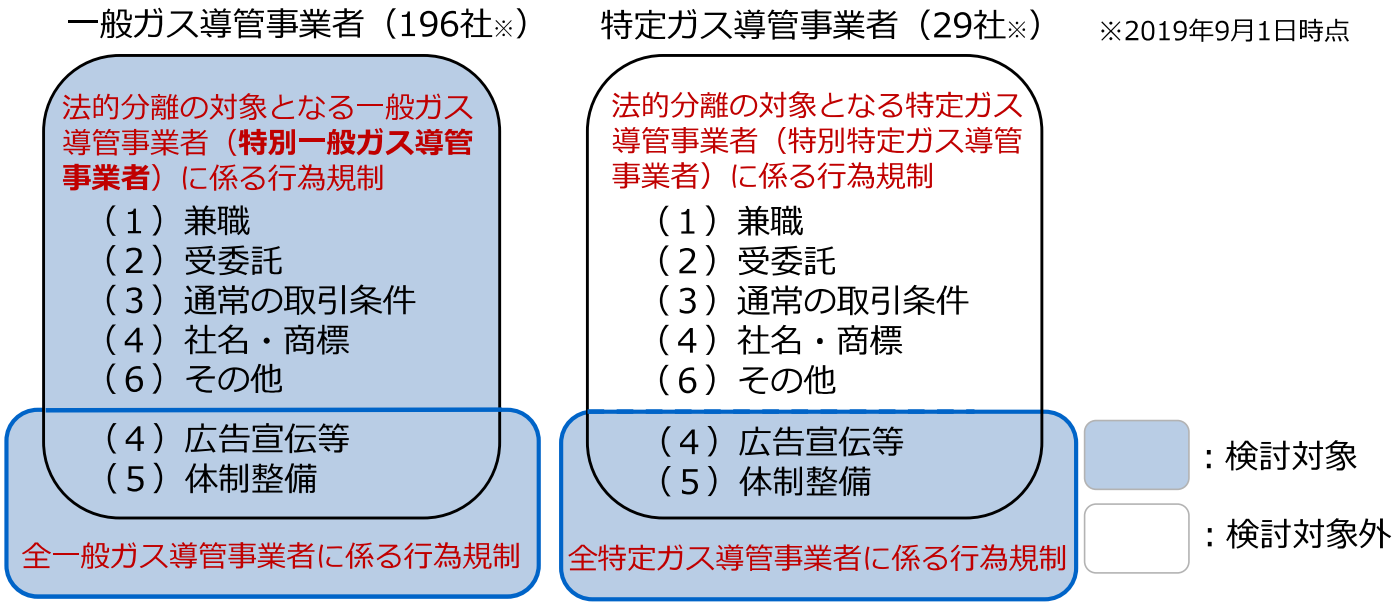

法的分離の対象となる事業者の基準について

＜ガスシステム改革小委員会報告書（2015年1月）より抜粋＞

②対象となる事業者の基準
　仮に「法的分離」を選択する場合の対象事業者については、将来も見据えどのような事業者が対象となるべきか基準を明確にすべきとの意見があった。
　現在、一般ガス事業者は 200 を超え、その大宗は中小事業者である。また、電気事業者と比較すると、ほとんどの事業者は一般電気事業者より規模が小さい。一方、我が国の都市ガス事業の特徴として、ガス導管網はＬＮＧ受入基地等を起点として整備されてきたが、複数のＬＮＧ基地が接続するような相当規模の導管網においては、それぞれのＬＮＧ基地からの送出の仕方に差が生じるおそれがある。実際、そうした導管網では自由化された大口市場に新規事業者の参入や託送供給実績があり、利用の在り方について新規参入者から様々な要望が寄せられている。
　以上を踏まえ、仮に「法的分離」を選択する場合の対象事業者は、
（ア）導管の総延長数が全国シェアで概ね１割以上であること、
（イ）保有する導管に複数の事業者のＬＮＧ基地が接続していること、
のいずれも満たす者とするのが適当である。

行為規制の詳細について検討すべき主な論点

（１）兼職に関する規律等

- ✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲
- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 人事交流規範の策定

（２）業務の受委託等に関する規律

- ✓ 例外として許容されるガス導管事業者による業務の受委託の内容

（３）グループ内の利益移転等（通常の取引条件）に関する規律

- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準
- ✓ 「特殊の関係のある者」の範囲

（４）社名・商標・広告宣伝等に関する規律

- ✓ 禁止される社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け
- ✓ 禁止されるガス導管事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準

（５）情報の適正な管理のための体制整備

- ✓ 建物・システムを特定関係事業者と共用する場合の基準等

（６）その他の適正な競争関係確保に必要な措置

（参考）特別一般ガス導管事業者の法的分離について

- 2022年４月以降、特別一般ガス導管事業者においては、一般ガス導管事業とガス小売事業又はガス製造事業の兼業は禁止される。（法的分離）
- 法的分離の方法としては、主として①持株会社方式、②小売・製造親会社方式が考えられる。

①持株会社方式

➢ 持株会社の下に小売会社、導管会社及び製造会社を設置

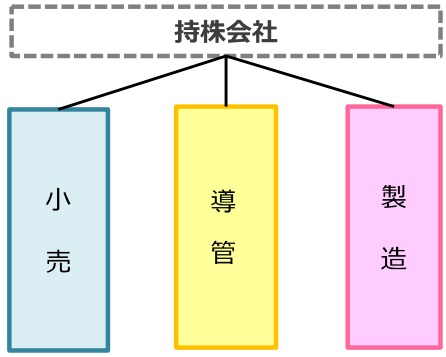

※小売会社、製造会社は同一会社とすることも可能

②小売・製造親会社方式

➢ 小売・製造会社の下に導管会社を設置

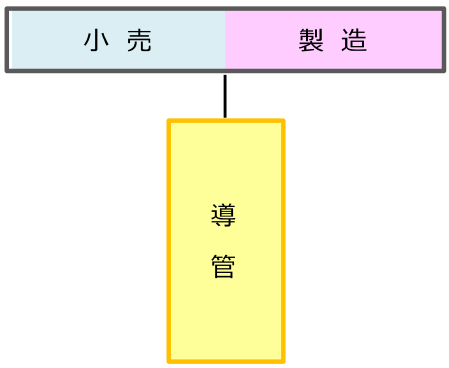

※小売会社、製造会社を別々の会社とし、一方の子会社とすることも可能

ガス導管事業者に係る行為規制の整理

- ガス導管部門に係る法的分離及び行為規制導入の趣旨は、ネットワーク事業の一層の中立性の確保による、事業者間の適正な競争関係の確保であり、送配電部門に係る法的分離及び行為規制導入の趣旨と同じ。改正ガス事業法の規定ぶりも、改正電気事業法と同じとなっている。
- 他方、保安責任の存在、多数の中小事業者の存在、新規参入者の存在しないエリアが多い等、ガス事業特有の事情があることから、これらの事情を踏まえた議論が必要となる。

（参考）電気事業法等の一部を改正する等の法律の概要
（２０１５年６月経済産業省公表）

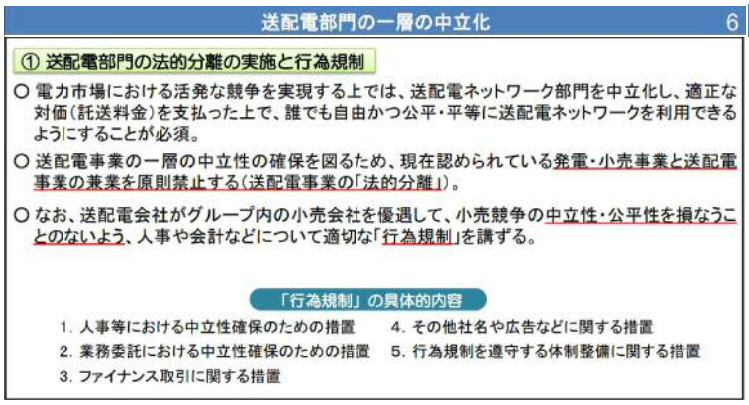

送配電部門の一層の中立化 6

① 送配電部門の法的分離の実施と行為規制

○ 電力市場における活発な競争を実現する上では、送配電ネットワーク部門を中立化し、適正な対価（託送料金）を支払った上で、誰でも自由かつ公平・平等に送配電ネットワークを利用できるようにすることが必須。

○ 送配電事業の一層の中立性の確保を図るため、現在認められている発電・小売事業と送配電事業の兼業を原則禁止する（送配電事業の「法的分離」）。

○ なお、送配電会社がグループ内の小売会社を優遇して、小売競争の中立性・公平性を損なうことのないよう、人事や会計などについて適切な「行為規制」を講ずる。

「行為規制」の具体的内容

1. 人事等における中立性確保のための措置
2. 業務委託における中立性確保のための措置
3. ファイナンス取引に関する措置
4. その他社名や広告などに関する措置
5. 行為規制を遵守する体制整備に関する措置

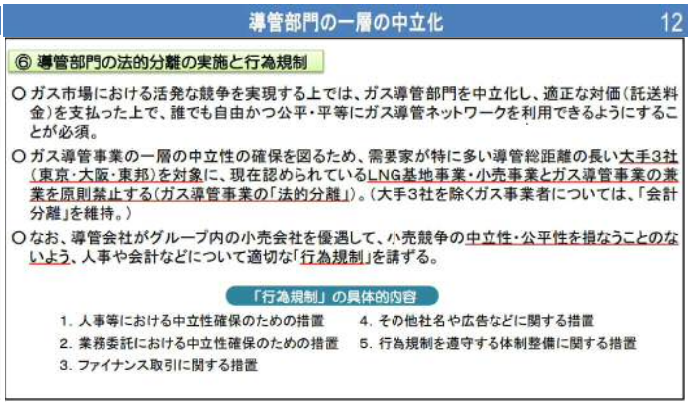

導管部門の一層の中立化 12

⑥ 導管部門の法的分離の実施と行為規制

○ ガス市場における活発な競争を実現する上では、ガス導管部門を中立化し、適正な対価（託送料金）を支払った上で、誰でも自由かつ公平・平等にガス導管ネットワークを利用できるようにすることが必須。

○ ガス導管事業の一層の中立性の確保を図るため、需要家が特に多い導管総距離の長い大手3社（東京・大阪・東邦）を対象に、現在認められているLNG基地事業・小売事業とガス導管事業の兼業を原則禁止する（ガス導管事業の「法的分離」）。（大手3社を除くガス事業者については、「会計分離」を維持。）

○ なお、導管会社がグループ内の小売会社を優遇して、小売競争の中立性・公平性を損なうことのないよう、人事や会計などについて適切な「行為規制」を講ずる。

「行為規制」の具体的内容

1. 人事等における中立性確保のための措置
2. 業務委託における中立性確保のための措置
3. ファイナンス取引に関する措置
4. その他社名や広告などに関する措置
5. 行為規制を遵守する体制整備に関する措置

(参考)一般ガス導管事業者の保安責任について

規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ
経済産業省説明資料より抜粋（2018年4月13日）

- ガス導管事業者は、ネットワークを維持する保安確保の要。この分野は自由化せず、総括原価方式を維持し、保安に必要な十分な投資を確保。引き続き技術基準適合維持義務等の保安規制を維持。
- ２．需要家保安については、安定的に保安を確保する観点から、需要家敷地内に敷設された需要家所有のガス工作物（敷地内に引き込まれた内管からガス栓まで）の点検・緊急保安は、従来の都市ガス事業者などのガス導管事業者に一括して義務付け。

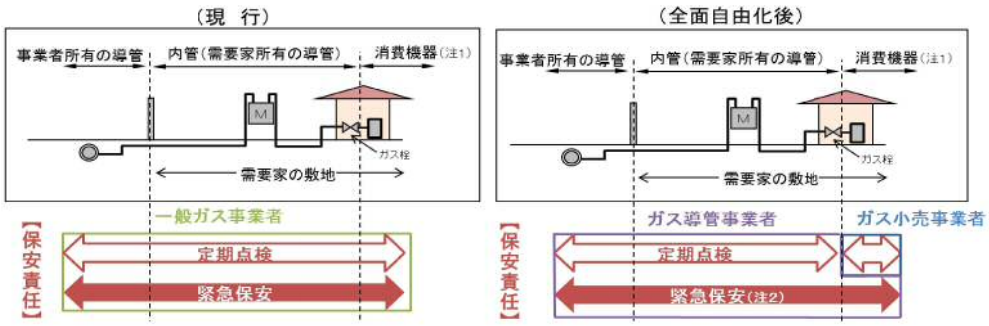

（注1）ガス用品については、別途製造・輸入事業者に対する規制あり。

（注2）ガス小売事業者も、需要家との連絡窓口になるなど、連携・協力する。

小売全面自由化後の保安義務と責任主体

保安義務	責任主体
緊急時対応	ガス導管事業者（※1）
内管の漏えい検査	ガス導管事業者（※1）
消費機器の調査・危険発生防止周知	ガス小売事業者（※2）

（※1）ガス小売事業者が自ら導管網を維持・運用する場合には、緊急時対応・内管漏えい検査ともに、ガス小売事業者が担うこととなる。
（※2）一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合には、消費機器の調査・周知は一般ガス導管事業者が行うこととなる。

（参考）都市ガス事業の特徴

ガス事業制度検討ワーキンググループ
経済産業省説明資料より抜粋（2018年9月20日）

- ガスシステム改革を進めるに当り、具体的な制度検討を行う上で、以下のような都市ガス事業の特性に根ざした観点に配慮する必要があるとされた。

※以下、ガスシステム改革小委員会　報告書（平成２７年１月）より抜粋・要約（事業者数は当時の値）

（１）事業者数が多く大半は中小事業者である

- ◆ 都市ガス事業は、導管網の規模の経済性を活かして効率的にガスを供給する特徴があるため、各地域の需要密度や地理的条件などにより事業規模や事業者数は大きく異なる。
- ◆ 東京ガス、大阪ガス及び東邦ガスの大手ガス事業者３社の規模が突出している一方、８割の事業者は従業員 100 名以下、従業員 10 名以下の事業者も 35 あり、小規模な事業者の中には、大手事業者等と資本関係を有し、企業グループを形成している場合もある。
- ◆ 調達・供給設備面でみれば、大手・準大手の事業者は自らＬＮＧ基地を保有し、海外から輸入する一方、その他の事業者は、大手・準大手の事業者やガス導管事業者から、導管やタンクローリー等により卸供給を受けており、調達・供給設備の状況から、以下の４つに分類できる。

グループ	調達・供給設備の状況	一般ガス事業者
①	多数のLNG基地、大規模導管網	東京ガス、大阪ガス、東邦ガス
②	LNG基地1・2カ所、一定規模の導管網	北海道ガス、仙台市ガス局、静岡ガス、広島ガス、西部ガス、日本ガス
③	導管による卸で調達	117事業者（うち、公営が20）
④	タンクローリー・鉄道貨車によ調達	81事業者（うち、公営が5）

6

（参考）一般ガス導管事業者の競争・新規参入の状況

第３３回料金審査専門会合資料
一部改変（2018年10月25日）

● 一般ガス導管事業者の中で小売事業者の新規・越境参入があるのは４８事業者。

一般ガス導管事業者：全１９６事業者

託送供給約款あり（１２６）

新規・越境参入あり（４８）

東京ガス	館林ガス	中部ガス	久留米ガス
日本ガス	秦野ガス	東邦ガス	筑紫ガス
栃木ガス	習志野市	大阪ガス	佐賀ガス
佐野ガス	厚木ガス	大津市企業局	鳥栖ガス
東彩ガス	武陽ガス	大和ガス	九州ガス
東部ガス	昭島ガス	河内長野ガス	西部ガス
野田ガス	角栄ガス	伊丹産業	京葉ガス
武州ガス	伊奈都市ガス	桜井ガス	京和ガス
鷺宮ガス	東日本ガス	大武	沖縄ガス
大東ガス	松本ガス	水島ガス	
太田都市ガス	静岡ガス	広島ガス	
北日本ガス	東海ガス	岡山ガス	
小田原ガス	大多喜ガス	高松ガス	

新規・越境参入なし
（７８）

託送供給約款なし（７０）（新規・越境参入なし）※１

※１　需要家数・契約件数が少なく他社と導管が繋がっていないガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。
※２　2019年8月31日時点（新規・越境参入は小売登録ベース、自社導管による供給も含む）　（出所）資源エネルギー庁「登録ガス小売事業者」より作成

（参考）改正ガス事業法

（禁止行為等）（特定ガス導管事業者につき第八十条）

第五十四条　一般ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者（以下「ガス供給事業者」という。）及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二　その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三　前二号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

２　経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（兼業の制限）（特定ガス導管事業者につき第八十条の二）

第五十四条の二　一般ガス導管事業者（その一般ガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特別一般ガス導管事業者」という。）は、ガス小売事業又はガス製造事業（ガス小売事業の用に供するためのガスを製造するものに限る。第八十条の二及び第百九十六条第四号において同じ。）を営んではならない。

（特別一般ガス導管事業者の機関）（特定ガス導管事業者につき第八十条の三）

第五十四条の三　特別一般ガス導管事業者は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

一　取締役会

二　監査役、監査等委員会又は指名委員会等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十二号に規定する指名委員会等をいう。第八十条の三第二号において同じ。）

（参考）改正ガス事業法

（特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等）（特定ガス導管事業者につき第八十条の四）

第五十四条の四　特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者（特別一般ガス導管事業者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。第八十条の四第一項において同じ。）、親会社（同法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第八十条の四第一項において同じ。）若しくは当該特別一般ガス導管事業者以外の当該親会社の子会社等（同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に該当するガス小売事業者若しくはガス製造事業者又は当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この節において同じ。）の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第八十条の四第一項において「取締役等」という。）又は使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。）を、特別一般ガス導管事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2　特別一般ガス導管事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該特別一般ガス導管事業者が営む一般ガス導管事業の業務その他その維持し、及び運用する導管に係る業務のうち、ガス供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの（第五十四条の六第一項において「特別一般ガス導管等業務」という。）に従事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一　ガス小売事業者　ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二　ガス製造事業者　ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三　前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者　その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

3　経済産業大臣は、特別一般ガス導管事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には特別一般ガス導管事業者又はその特定関係事業者に対し、特別一般ガス導管事業者が前項の規定に違反した場合には特別一般ガス導管事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（参考）改正ガス事業法

（特別一般ガス導管事業者の禁止行為等）（特定ガス導管事業者につき第八十条の五）

第五十四条の五　特別一般ガス導管事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であつてガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他特別一般ガス導管事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者（第百七十一条第三項において「特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者等」という。）と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2　特別一般ガス導管事業者は、その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

3　特別一般ガス導管事業者は、その最終保障供給の業務を委託する場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者に当該業務を委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

4　特別一般ガス導管事業者は、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガス製造事業の業務を受託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

5　経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（参考）改正ガス事業法

（特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者が特別一般ガス導管事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等）（特定ガス導管事業者につき第八十条の六）

第五十四条の六　次の各号に掲げる特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者は、当該特別一般ガス導管事業者が営む特別一般ガス導管等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一　ガス小売事業者　ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二　ガス製造事業者　ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三　第五十四条の四第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者　その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

2　経済産業大臣は、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者の禁止行為等）（特定ガス導管事業者につき第八十条の七）

第五十四条の七　特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　当該特別一般ガス導管事業者に対し、第五十四条第一項各号に掲げる行為又は第五十四条の五第一項本文、第二項本文、第三項本文若しくは第四項本文の行為をするように要求し、又は依頼すること。

二　前号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

2　経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等）（特定ガス導管事業者につき第八十条の八）

第五十四条の八　一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給の業務に関して知り得た情報その他その一般ガス導管事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

目次

１．ガス導管事業者の行為規制について
２．本日ご議論頂きたい論点①
３．本日ご議論頂きたい論点②

本日ご議論頂きたい論点の位置づけ①

（１）兼職に関する規律等

- ✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲
- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 人事交流規範の策定

（２）業務の受委託等に関する規律

- ✓ 例外として許容されるガス導管事業者による業務の受委託の内容

（３）グループ内の利益移転等（通常の取引条件）に関する規律

- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準
- ✓ 「特殊の関係のある者」の範囲

（４）社名・商標・広告宣伝等に関する規律

- ✓ 禁止される社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け
- ✓ 禁止されるガス導管事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準

（５）情報の適正な管理のための体制整備

- ✓ 建物・システムを特定関係事業者と共用する場合の基準等

（６）その他の適正な競争関係確保に必要な措置

社名、商標、広告等に関する規制のあり方

- 改正ガス事業法においては、ガス導管事業者等がガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害する行為を禁止している。
- 小売・製造事業者が、社内又はグループ内のガス導管事業者の信用力・ブランド力を活用して、営業活動を有利に進めることは、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害すると考えられるため、社名、商標、広告・宣伝等について規制が必要。
- 具体的に、どのようなケースを禁止すべきかについて、本日ご議論いただく。

広告・宣伝等に関する規制について（全ガス導管事業者等）

- 以下のような広告・宣伝等は、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害すると考えられるため、禁止すべきと考えられるがどうか。（一般送配電事業者等に係る行為規制でも同様の結論）
  - ① ガス導管事業者が、グループ内の小売・製造事業者等（社内の小売・製造部門を含む。）の事業活動を有利にする広告・宣伝等を行うこと
  - ② グループ内の小売・製造事業者等が、ガス導管事業者の信用力・ブランド力を利用して、グループ内の小売・製造事業者の事業活動を有利にする広告・宣伝等を行うこと

共同での営業・広告宣伝に関する規律

参考（第9回制度設計WG資料抜粋 平成26年10月）

＜論点＞

一般送配電事業者がグループ会社と共同で営業や広告宣伝を行うことについて、一般送配電事業者の中立性の観点から、どのような規律を設けることが適切か。

＜検討＞

規制分野を営む一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用する目的で行う、一般送配電事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝については、グループ会社である発電・小売事業者が競争分野において有利になる恐れがあり、また、それ自体、送配電会社の中立性に疑義を生じさせる恐れがあるのではないか。

＜方向性＞

■ 規制分野を営む一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用する目的で行う、一般送配電事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝を禁止することとしてはどうか

【禁止すべき例】

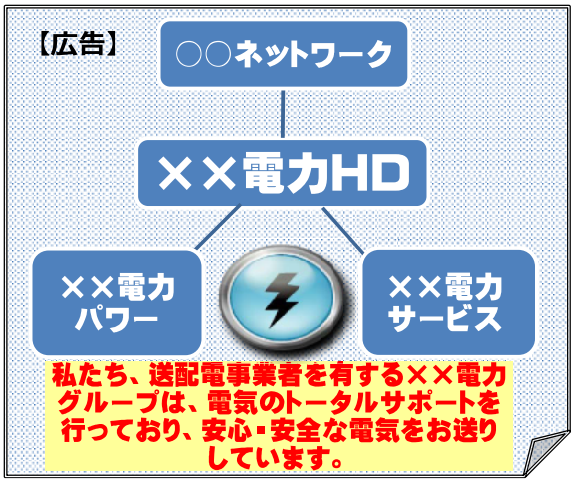

（※）なお、単にグループ会社関係であることを広告するような、規制分野を営む一般送配電事業者の信用力・ブランド力を活用する目的ではない広告宣伝については、その限度で認めることとしてはどうか（グループ会社である発電・小売事業者が競争分野において有利となり、送配電会社の中立性に疑義を生じさせる恐れがあるとはいえないため。）。

＜参考＞
・NTT再編関係では、NTT東西は、マスメディアを用いてNTTコミュニケーションズの提供するサービスの広告宣伝を行わないものとされている（実施計画5(8)）。

社名に関する規制について（特別一般ガス導管事業者）

- ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして禁止すべき特別一般ガス導管事業者の社名は、一般送配電事業者に係る行為規制と同様、以下のように考えられるがどうか。

禁止すべきと考えられる社名

特別一般ガス導管事業者と特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者）が、同一視されるおそれのある社名

※「特定関係事業者」：
特別一般ガス導管事業者の子会社、親会社若しくは当該特別一般ガス導管事業者以外の当該親会社の子会社等に該当するガス小売事業者若しくはガス製造事業者又は当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の経営を実質的に支配していると認められる者

社名の中に、「導管」「ネットワーク」等、導管事業者であることを示す文言を含む場合、特別一般ガス導管事業者が社名の一部にグループ名称（旧一般ガス事業者名等）を使用していても、禁止すべき社名には該当しない。

例）法的分離後の導管会社：「○○ガス導管株式会社」

社名に関する規律

参考（第9回制度設計WG資料抜粋 平成26年10月

＜論点＞

一般送配電事業者の社名については、一般電気事業者が従来の信用力・ブランド力を活用する目的で、発電・小売電気事業者は引き続き、「○○（地域名）電力株式会社」とすることも想定される（※）。この点を前提として、一般送配電事業者の中立性の確保の観点から、その社名については、どのような規律を設けることが適切か。

（※）地域名は、それ自体が公平かつ中立的な電力市場の整備や一般送配電事業者の中立性の確保の観点から問題が生じる訳ではないことから、地域名に着目した制限は設けないこととしてはどうか。

＜検討＞

前述の通り、今回の電力システム改革においては、一般送配電事業者と発電・小売電気事業者の資本関係を許容していることから、グループ会社であることの表示は認められるものであるから、発電・小売電気事業者と同様のグループ会社を表現する名称を表示することは許容すべきではないか。

他方、一般送配電事業者は中立性が求められる事業者であるところ、そのことが外形的に判断できる表示がない場合、引き続きグループの発電・小売事業者と同一視される恐れがあり、また、一般送配電事業者であることが不明確となるため、一般送配電事業者の中立性に疑義が生じる恐れがある。

そこで、一般送配電事業者に対しては、中立性が求められる一般送配電事業を行う者であることを外形的に明らかにすることを求める必要があるのではないか。

（※）このような規制は、「一般送配電」という名称の使用までを義務付けるものではないことから、一般送配電事業の中立性の観点から必要最小限度の規制といえるのではないか。

＜方向性＞

■ 一般送配電事業者に対して、中立性が求められる一般送配電事業を行う者と外形的に判断できる社名とすることを求めてはどうか

（※）どのような社名が一般送配電事業者と外形的に判断できる社名となるかの詳細は、今後ガイドラインにおいて規定する予定。

商標に関する規制について（特別一般ガス導管事業者）

- ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして禁止すべき特別一般ガス導管事業者の商標は、一般送配電事業者に係る行為規制と同様、以下のように考えられるがどうか。

1．**禁止すべき**と考えられる商標

特別一般ガス導管事業者と特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者）が、同一視されるおそれのある商標

（特別一般ガス導管事業者が旧一般ガス事業者のグループ商標のみを使用する場合を含む。）

グループ内の小売・製造事業者と同一視されるおそれのない独自商標と併せて用いる場合のみ、特別一般ガス導管事業者がグループ商標を用いることを許容する。

2．その他の論点

需要家が立ち入らない施設内で外部から見えない場所、マンホール等における目立たない刻印等、グループ内の小売・製造事業者の営業活動に効果があるとは考えられず、適正な競争関係を阻害しないと考えられる場所における商標の使用については、本規制の対象外としてもよいのではないか。

商標に関する規律

参考（第9回制度設計WG資料抜粋 平成26年10月

＜論点＞

一般送配電事業者の商標については、一般送配電事業者の中立性の観点から、どのような規律を設けることが適切か。

＜検討＞

前頁のとおり、発電・小売電気事業者が一般送配電事業者とグループ会社であることの表示は認めるべきと考えられることから、グループ商標として、一般送配電事業者が発電・小売電気事業者と同一の商標を用いることを認めるべきである。

他方、当該商標をグループ会社であることの表示を超えて、一般送配電事業者自身の商標としての使用を認めると、グループの小売・発電事業者と同一会社と誤認させ、ひいては一般送配電事業者の中立性に疑義が生じるのではないか。

＜方向性＞

■ 一般送配電事業者は、グループ商標として、発電・小売電気事業者と同一の商標を用いることを認めるが、独自商標の設定を義務付ける。

＜イメージ＞

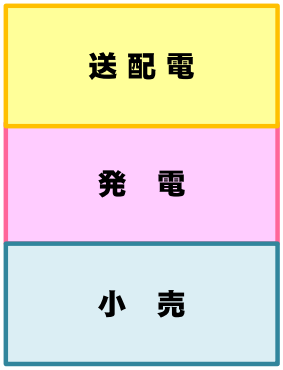

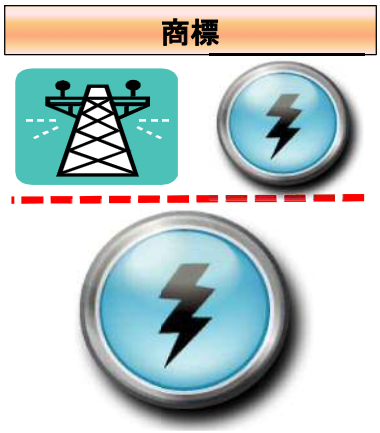

（※）商標については、第三弾法施行時に一律変更を求めた場合には、莫大なコストがかかることが想定されることから、一定の経過措置（使用中の既存商標は設備更新等に合わせた更新を許容する等）を設けることを前提としてはどうか。

＜参考＞
- EU指令では、社名、情報通信、商標及び施設において、垂直統合型事業者と別主体である点について混同を生じさせてはならないとされている（17条4項）。
- NTT再編関係では、商標に関する特段の制限はない。

（参考）改正ガス事業法

（禁止行為等）

第五十四条　一般ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者（以下「ガス供給事業者」という。）及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二　その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三　前二号に掲げるもののほか、**ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為**をすること。

2　経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者の禁止行為等）

第五十四条の七　特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　当該特別一般ガス導管事業者に対し、第五十四条第一項各号に掲げる行為又は第五十四条の五第一項本文、第二項本文、第三項本文若しくは第四項本文の行為をするように要求し、又は依頼すること。

二　前号に掲げるもののほか、**ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為**をすること。

2　経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（参考）改正電気事業法（２０２０年４月１日施行）

（一般送配電事業者の禁止行為等）

第二十三条　一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一～二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、**電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為**をすること。

２～５（略）

６　経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（参考）電気事業法施行規則（２０２０年４月１日施行）

（経済産業省令で定める一般送配電事業者の禁止行為）

第三十三条の七　法第二十三条第一項第三号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一　一般送配電事業者（認可一般送配電事業者に該当するものを除く。次号及び第三号において同じ。）が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある**商号**を用いること。ただし、容易に視認できない場所に刻印し、又は表示する場合についてはこの限りではない。

二　一般送配電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある**商標**を用いること。ただし、一般送配電事業者がその特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのない商標と併せて用いる場合又は容易に視認できない場所に刻印し、若しくは表示する場合についてはこの限りではない。

三　一般送配電事業者が、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する**広告、宣伝その他の営業行為**を行うこと。

四　認可一般送配電事業者の託送供給及び電力量調整供給の業務を行う部門が、その特定関係事業者たる小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該認可一般送配電事業者の小売電気事業若しくは発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）に係る業務を営む部門に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する**広告、宣伝その他の営業行為**を行うこと。

（参考）改正電気事業法（２０２０年４月１日施行）

（一般送配電事業者の特定関係事業者の禁止行為等）

第二十三条の三　一般送配電事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　（略）

二　前号に掲げるもののほか、**電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為**をすること。

２　経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（参考）電気事業法施行規則（２０２０年４月１日施行）

（経済産業省令で定める特定関係事業者の禁止行為）

第三十三条の十四　法第二十三条の三第一項第二号の電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為は、一般送配電事業者の特定関係事業者が行う、当該一般送配電事業者の信用力又は知名度を利用して、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する**広告、宣伝その他の営業行為**とする。

目次

１．ガス導管事業者の行為規制について
２．本日ご議論頂きたい論点①
３．本日ご議論頂きたい論点②

本日ご議論頂きたい論点の位置づけ②

（１）兼職に関する規律等

- ✓ 例外として兼職が許容される取締役等の範囲
- ✓ 兼職が禁止される重要な役割を担う従業者の範囲
- ✓ 人事交流規範の策定

（２）業務の受委託等に関する規律

- ✓ 例外として許容されるガス導管事業者による業務の受委託の内容

（３）グループ内の利益移転等（通常の取引条件）に関する規律

- ✓ 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」の具体的な判断基準
- ✓ 「特殊の関係のある者」の範囲

（４）社名・商標・広告宣伝等に関する規律

- ✓ 禁止される社名の判断基準
- ✓ 独自商標の設定の義務付け
- ✓ 禁止されるガス導管事業者とグループ会社との共同での営業や広告宣伝の判断基準

（５）情報の適正な管理のための体制整備

- ✓ 建物・システムを特定関係事業者と共用する場合の基準等

（６）その他の適正な競争関係確保に必要な措置

検討すべき論点

- 改正ガス事業法においては、不適正な利益移転等を防止するため、特別一般ガス導管事業者と特定関係事業者等との間の取引は、「通常の取引の条件と異なる条件であってガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」で行ってはならないこととされた。
- 「通常の取引の条件と異なる条件であってガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」とは、どのような条件と考えるべきか。（図中①）
- また、迂回取引等による不適正な利益移転等を防止する観点から、グループ内の小売・製造事業者である特定関係事業者に加え、特別一般ガス導管事業者と特殊の関係のある者も本規制の対象とされているところ、その範囲はどうあるべきか。（図中②）

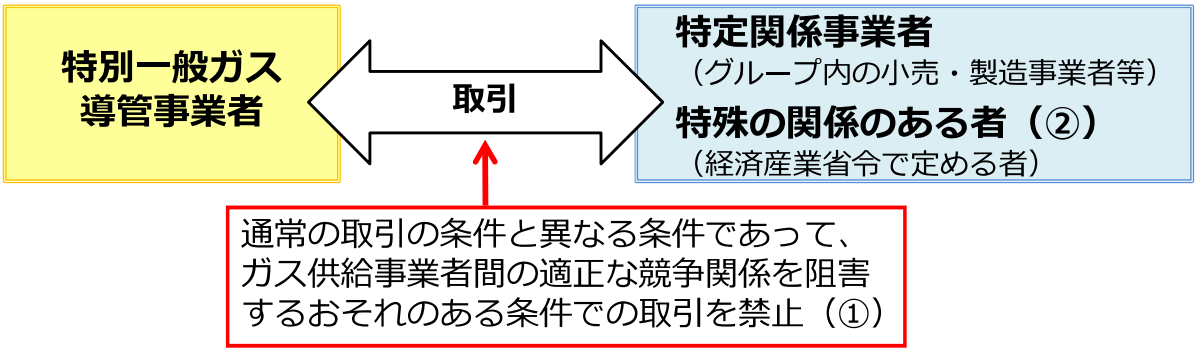

※当該取引を行うことにやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、例外として禁止されない。

通常の取引の条件と異なる条件について

- 「通常の取引の条件と異なる条件であってガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」については、グループ会社以外の会社と同種の取引を行う場合に成立するであろう条件と同様の条件かどうかを判断基準とすることが適当と考えられるがどうか。（一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論）
- 他方、本規制の対象となる取引は多種多様となり得るため、より具体的な基準を示すことが難しいものと考えられる。今後、委員会事務局による監視や事業者からの相談等を通じ、整理が必要なケースが出てきた場合には、改めて議論することとしてはどうか。

本規制の対象とすべき「特殊の関係のある者」の範囲

- 本規制の趣旨は、㋐又は㋑のような行為を通じてガス供給事業者間の適正な競争関係が阻害されることを防止することにある。こうした行為は、別会社を利用した取引（迂回取引等）によっても実現可能であるため、そのおそれのある者（「特殊の関係にある者」）についても規制の対象とされている。

  ㋐特別一般ガス導管事業者が特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者）に対して不当に利益を供与することにより、当該特定関係事業者を競争上優位にさせる

  ㋑特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者）が特別一般ガス導管事業者に対し利益を供与することにより、当該特別一般ガス導管事業者に対する影響力を拡大し、託送供給業務等における差別的取扱いを誘発する
- 以上を踏まえると、「特殊の関係のある者」の具体的な範囲は、以下のようにすることが適当と考えられるがどうか。（一般送配電事業者に係る行為規制でも同様の結論）

「特殊の関係のある者」の具体的な範囲

- グループ内の小売・製造事業者等の子会社等及び関連会社（小売・製造等が支配力・影響力を有する者）
- グループ内の小売・製造事業者等の主要株主（小売・製造等と強い利害関係のある者）

※「子会社等」「関連会社」は会社法、会社計算規則による
※ 銀行法・金融商品取引法等における通常の取引の条件に関する規制の対象範囲に類似

規律の対象となるグループ会社の範囲

第９回制度設計WG資料一部改変
平成26年１０月

＜論点＞

一般送配電事業者が行う取引については、どのような者との取引を規制の対象とすべきか。規律の対象となるグループ会社の範囲が問題となる。

＜検討＞

取締役等の兼任等の場合と同様に、親会社並びに子会社及び兄弟会社関係にある発電・小売事業者を規律の対象とすれば足りるとも思われるが、その場合、以下の取引等について、規律の対象とすることができず、不適当ではないか。

❶ 兄弟会社関係にあるファイナンス会社が一括調達をしてそれを一般送配電事業者へ融通する取引
❷ 親子・兄弟会社間における迂回取引（以下の例参照）
❸ 親子・兄弟会社以外との迂回取引（以下の例参照）

＜方向性＞

■ **一般送配電事業者が行う取引については、一般送配電事業者の親子・兄弟会社に加え、それらの会社が、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる会社もその対象としてはどうか**

（※）銀行法や金融商品取引法等における通常の取引の条件に関する規制を参照。

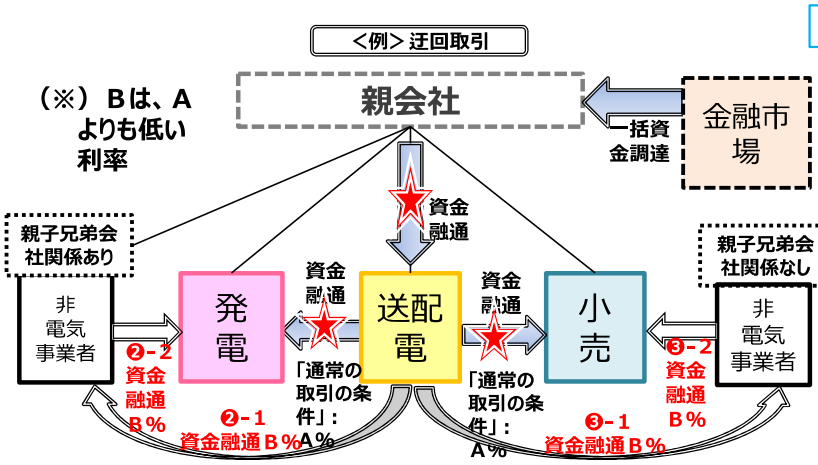

（※）取締役等の兼任等のグループ会社の考え方の違い

取引に関する規律については、これに違反した場合、対等な競争条件を直接阻害する利益等の移転が生じるものである。このため、迂回取引等が行われた場合、対等な競争条件を直接阻害するため、規制対象に含める必要があるのではないか。

他方、取締役等の兼任等は、取締役等の兼任等によって直接対等な競争条件が阻害されることにはならないものの、兼任等をした取締役等がグループ会社を優遇する行為をすることで対等な競争条件が害される蓋然性があることに鑑み、あらかじめ規制するものである。このため、対等な競争条件を害する蓋然性のある兼任等に限って規制する必要がある。この点において、取引に関する場合とは異なる。

35

法的分離の対象とならないガス導管事業者への対応について

- 本規制については、法的分離の対象となる特別一般ガス導管事業者のみを対象とするものであるが、法的分離の対象とならないガス導管事業者についても、不適正な利益移転等を防止することは重要である。
- こうしたことから、法的分離の対象とならないガス導管事業者においては、託送収支計算書の正確な作成が重要であるところ、今後とも、事業監査等を通じ、その正確性、適正性を確保していく。

（参考）会計整理及び事業監査

＜ガス事業法＞
（一般ガス導管事業等の業務に関する会計整理等）
第五十三条　**一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業以外の事業を営む場合には、経済産業省令で定めるところにより、一般ガス導管事業の業務及びこれに関連する業務に関する会計を整理しなければならない。**
2　前項の場合において、一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の整理の結果を公表しなければならない。
（監査）
第百七十条　**経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者**及びガス製造事業者**の事業の監査をしなければならない。**

＜ガス事業託送供給収支計算規則＞
（託送供給等関連業務の会計の整理）
第二条　法第五十三条第一項の規定により、**一般ガス導管事業の業務及びこれに関連する業務**（以下「託送供給等関連業務」という。）**に関する会計を整理しようとする一般ガス導管事業者**（以下「事業者」という。）**は、次条から第五条までの規定に定めるところにより、託送供給等関連業務に関する会計を整理しなければならない。**
（託送収支計算書の作成）
第三条　**事業者は、託送供給等関連業務に係る収益**（以下「託送収益」という。）**及び託送供給等関連業務に係る費用**（以下「託送費用」という。）**について、別表第一に掲げる算定方法に基づき、様式第一に整理しなければならない。**

（参考）改正ガス事業法

（特別一般ガス導管事業者の禁止行為等）

第五十四条の五　特別一般ガス導管事業者は、**通常の取引の条件と異なる条件であつてガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件**で、その特定関係事業者その他特別一般ガス導管事業者と経済産業省令で定める**特殊の関係のある者**（第百七十一条第三項において「特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者等」という。）と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

２～４　（略）

５　経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（参考）改正電気事業法（２０２０年４月１日施行）

（一般送配電事業者の禁止行為等）

第二十三条

（略）

２　一般送配電事業者は、**通常の取引の条件と異なる条件であって電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件**で、その特定関係事業者その他一般送配電事業者と経済産業省令で定める**特殊の関係のある者**（第百六条第五項において「一般送配電事業者の特定関係事業者等」という。）と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

３～５（略）

６　経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（参考）電気事業法施行規則（２０２０年４月１日施行）

（一般送配電事業者と特殊の関係のある者）

第三十三条の八　法第二十三条第二項の一般送配電事業者と経済産業省令で定める**特殊の関係のある者**は、次に掲げる者とする。

一　一般送配電事業者の特定関係事業者の**子会社等**（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）

二　一般送配電事業者の特定関係事業者の**主要株主基準値**（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第九項に規定する主要株主基準値をいう。第四十四条の八第二号において同じ。）**以上の数の議決権の保有者**（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）

三　一般送配電事業者の特定関係事業者の**関連会社**（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第十八号に規定する関連会社をいう。第四十四条の八第三号において同じ。）（当該一般送配電事業者に該当するものを除く。）

（参考）「子会社等」の法令上の規定

＜会社法（平成17年法律第86号）＞
（定義）
第二条　（略）
二　（略）
三　**子会社**　**会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの**をいう。
三の二　**子会社等**　**次のいずれかに該当する者をいう。**
イ　子会社
ロ　会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの
四～三十四　（略）

＜会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）＞
（子会社及び親会社）
第三条　法第二条第三号に規定する法務省令で定めるものは、**同号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等**とする。
２　（略）
３　前二項に規定する**「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合**（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。
一　他の会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）**の議決権の総数に対する自己**（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項において同じ。）**の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合**
イ～ニ　（略）
二　他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）**であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合**
イ～ホ　（略）
三　**他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合**（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）**であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合**
４　（略）
(子会社等及び親会社等)
第三条の二　法第二条第三号の二ロに規定する法務省令で定めるものは、**同号ロに規定する者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等**とする。
２～３　（略）

（参考）「関連会社」の法令上の規定

＜会社計算規則（平成18年法務省令第13号）＞
（定義）
第二条　（略）
３　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一～十七　（略）
十八　**関連会社**　**会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等**（子会社を除く。）をいう。
十九～六十六　（略）
４　前項第十八号に規定する**「財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」とは、次に掲げる場合**（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう。
一　他の会社等（次に掲げる会社等であって、当該会社等の財務又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）**の議決権の総数に対する自己**（その子会社を含む。以下この項において同じ。）**の計算において所有している議決権の数の割合が百分の二十以上である場合**
イ～ニ　（略）
二　他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の十五以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）**であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合**
イ　次に掲げる者(他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。)が他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。
（１）自己の役員
（２）自己の業務を執行する社員
（３）自己の使用人
（４）(1)から(3)までに掲げる者であった者
ロ　自己が他の会社等に対して重要な融資を行っていること。
ハ　自己が他の会社等に対して重要な技術を提供していること。
ニ　自己と他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の事業上の取引があること。
ホ　その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
三　**他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数**（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。）**の割合が百分の二十以上である場合**（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）**であって、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合**
イ　自己の計算において所有している議決権
ロ　自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
ハ　自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
四　**自己と自己から独立した者との間の契約その他これに準ずるものに基づきこれらの者が他の会社等を共同で支配している場合**

（参考）「主要株主基準値」の法令上の規定

＜銀行法（昭和56年法律第59号）＞
（定義等）
第二条　（略）
９　この法律において**「主要株主基準値」とは、総株主の議決権の百分の二十**（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとして内閣府令で定める要件に該当する者が当該会社の議決権の保有者である場合にあつては、百分の十五）をいう。
１０～２５　（略）

＜銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）＞
（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとされる要件）
第一条の二　法第二条第九項に規定する内閣府令で定める要件は、**財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則**（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）**第八条第六項第二号イからホまでに掲げる要件**とする。

＜財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）＞
（定義）
第８条　（略）
６（略）
一　（略）
二（略）
イ　役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与える
ことができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。
ロ　子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行つていること。
ハ　子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。
ニ　子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。
ホ　その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
三～四　（略）

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ. 2-4

電力・ガス取引監視等委員会　第４１回制度設計専門会合　議事概要

１．日時：２０１９年9月１３日（金）１５：００～１５：３５（ガスのみ）

２．場所：経済産業省本館１７階第国際会議室

３．出席者（委員）

稲垣座長、圓尾委員、安藤委員、岩船委員、大橋委員、草薙委員、新川委員、
武田委員、松村委員、山内委員

（オブザーバー・ガス）

大浦 夏樹	JXTGエネルギー株式会社　ガス事業部 部長
佐藤 美智夫	東京電力エナジーパートナー株式会社 取締役副社長
沢田　聡	一般社団法人 日本ガス協会 専務理事
村田 光司	一般社団法人 全国ＬＰガス協会 専務理事
笹山 晋一	東京ガス株式会社　常務執行役員
籔内 雅幸	一般社団法人 日本コミュニティーガス協会 専務理事
下堀 友数	資源エネルギー庁 ガス市場整備室長

４．議題（ガスのみ）

・ガス導管事業者の法的分離に伴う行為規制の検討について

５．意見等

事務局から

- 行為規制のスケジュールでは、2022年4月1日が改正ガス事業法の施行日となっており、本日から2020年3月迄議論を進めてまとめていく。その後、省令等を制定し各事業者において準備を進めて頂き2022年4月に施行となる。
- ガス導管規制に係る行為規制の主な論点は、①兼職に関する規律　②業務の受委託等に関する規律　③グループ内の利益移転等（通常の取引条件）に関する規律　④社名・商標・広告宣伝等に関する規律　⑤情報の適正な管理のための体制整備　⑥その他の適正な競争関係確保に必要な措置とされている。
- ガス導管部門に係る法的分離及び行為規制導入の趣旨は、ネットワーク事業の一層の中立性の確保による、事業者間の適正な競争関係の確保であり、送配電部門に係る法的分離及び行為規制導入の趣旨と同じ。しかし、保安責任の存在、多数の中小事業者の存在、新規参入者の存在しないエリアが多い等、ガス事業特有の事情があることからこれらを踏まえた議論が必要となる。
- 広告・宣伝等はグループ内の小売・製造事業者の事業活動を有利にすることも考えられ、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害すると考えられるため、禁止とすべきと考える。
  社名については、特別一般導管事業者と特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者）

が、同一視されるおそれのある社名は禁止とし、社名に「導管」「ネットワーク」等、が含まれている場合は禁止すべき社名には該当しない。

商標についても社名と同様で、同一視されるおそれのある商標は禁止すべきとする。

- 「通常の取引の条件と異なる条件であってガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件」とは、グループ会社以外の会社と同種の取引を行う場合と同様の条件かどうかを判断基準とすることが適当と考えられるがどうか。
- 「特殊の関係のある者」の具体的な範囲は、グループ内の小売・製造事業者等の子会社等及び関連会社と主要株主としている。
- 法的分離の対象とならないガス導管事業者についても、不適正な利益移転等を防止することは重要であり、託送収支計算書の正確な作成が重要であるところで、事業監査を通じ、その正確性、適正性を確保していく。

委員等から

- 事務局案に賛成するが、適切な会議を継続的に実施して、コスト算定の面で厳格な審査をお願いしたい。
- 新規参入者としては、事務局案は納得がいくものとなっている。ガス導管事業の分離後は、グループ間取引のより高い透明性が求められると考える。

  法的分離の対象外となるガス導管事業者の中には、公表されている託送料金水準では新規参入が困難なエリアがある。このようなエリアに新規参入を促し、システム改革の一つである需要家の選択肢拡大を果たすため、法的分離対象外のガス導管事業者に対し、個別査定のようなものを導入し、託送収支が正確性・適正性を確保する必要性があると考える。
- 一般ガス導管事業者の内、8割が従業員100名以下の事業者で、さらに30名未満の事業者が80社程度ある。全ての一般ガス導管事業者に適用される行為規制については、事業者の規模や供給区域への新規参入状況なども踏まえて検討していただきたい。

以上

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ.3-1

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
ガス事業制度検討ワーキンググループ（第９回）審議概要

１．日 時 ２０１９年８月２日（水） １０：００～１１：１５

２．場 所 経済産業省　地下講堂

３．出席者＜委員＞

山内座長、市村委員、大石委員、男澤委員、橘川委員、草薙委員、武田委員、
二村委員、又吉委員、松村委員、山野委員

＜オブザーバー＞

佐藤 美智夫　東京電力エナジーパートナー株式会社 取締役副社長
沢田　聡　　一般社団法人日本ガス協会　専務理事
戸出　繁　　国際石油開発帝石株式会社 国内エネルギー事業本部
ガス事業企画ユニット ジェネラルマネージャー
中島 俊朗　　石油資源開発株式会社 執行役員 経営企画部／広報IR部担当役員
補佐
冨士元 宏明　ＪＸＴＧエネルギー株式会社 リソーシズ&パワーカンパニー
ガス事業部長

＜経済産業省＞

下堀ガス市場整備室長、月舘ガス安全室長 他

４．議事次第

1. 開会
2. 説明・討議
   ⑴ 二重導管規制に係る変更・中止命令の判断基準に関する検討
   ⑵ ＬＮＧ基地の第三者利用に関する検討
   ⑶ スタートアップ卸に関する受付窓口設置状況
   ⑷ ガス小売営業に関する指針（改定案）
3. 閉会

５．議事概要

事務局より資料説明後、自由討議

議題１

＜二重導管規制に係る変更・中止命令の判断基準に関する検討について＞＊１

- 17年～19年の3年間について、全国ガス需要の増加率に相当する4.5%（年1.5%×3年）を上限値としているが、6月5日のガスＷＧ時点では、二重導管により２億４０００万㎥３件の需要が獲得されたが、上限に達した供給区域はないと報告された。

- 20年以降の二重導管規制について
  ① 一般ガス導管事業者の供給区域ごとに、06年～18年度のネットワーク需要の「年平均伸び率」ａ％を算定し、３年分（年平均ａ％×３年）を20～22年度３年間の上限量（獲得可能量）とする。
  ② 23年以降も最新データを基に３年ごとに上限を設定する。
  ③ 前期間の獲得可能量の余剰は繰り越さない。
  ④ 新たな期間の半年前（9月末）までに獲得可能量を国が求めに応じて新規参入者に開示する。

- 20～22年度の３年間は現時点で制度が決まっていないこと、需要が伸びていない区域では獲得可能量がゼロになることなどから激変緩和措置を検討していく。具体的な案としては、新しい算定方式による上限値が、17～19年度の上限量（4.5%）の残余分より少ない区域では、今回限定で残余分を上限量とする。なお、都市ガス大手４社ごとの06～17年度のネットワーク需要の伸び率は、単純平均で最大1.43%、最小▲0.29%となっている。

- 多くの委員がエネ庁案を適切としつつ、ある委員は激変緩和措置については「ある程度理解できるが非常に厳しい措置」と言っており、ネットワーク需要の伸びがマイナスの事業者もあり、需要の伸びを上回って、既存需要離脱を許容するケースが生じるので「20～22年度に限定してほしい。」と念押しした。

- 伸びの全量に相当する既存需要が二重導管に取られる可能性があるため、上限量について十分検討するよう事務局に依頼した。

議題２
＜ＬＮＧ基地の第三者利用に関する検討について＞

- 小規模ＬＮＧ基地とサテライト基地の利用ニーズ調査では、第三者利用が義務付けられている２０万kℓ以上のＬＮＧ基地に準じた利用促進策を検討すべきか判断するために調査を行った。電力会社等４１社が回答したが、２０万kℓ未満のＬＮＧ基地の利用ニーズは０件であった。また、サテライト基地は２件あったが「今後の事業展開を見据え利用を具体的に検討する可能性」にとどまった。

- ＬＮＧ基地に第三者利用義務が課されているのは、投資額の大きさや土地確保の難しさから新規参入者による整備が困難であるからと指摘。サテライト基地は新規参入者でも建設が比較的容易であり、検討にあたっては基地保有者の事業運営に支障を来さず、建設インセンティブを損なわないよう留意していただきたい。

議題３
＜スタートアップ卸に関する受付窓口設置状況について＞

- 新規参入者支援のための「スタートアップ卸」について、関係する都市ガス９社が７月３１日までに受付窓口を設置し、自社ホームページに掲載した。

議題４

＜ガスの小売営業に関する指針ついて＞

- 需要家代理モデルの留意点を追記した「ガス小売営業に関する指針」の改正案の報告があった。

６．次回、１０／２９（火）１５：００～　場所については後日ご案内する。

以上

＊１　二重導管規制について

電力会社等が自社の導管を使い未熱調ガスなどを需要家に供給する「特定ガス導管事業」に対して、一般ガス導管事業者の供給エリアでの供給に一定の制限をかける制度。

一般ガス導管事業者の既存需要を多く奪うと託送料金の値上げにつながり一般需要家の利益を阻害する可能性がある。

一方で、二重導管は、大口需要家向け供給で競争を促進し一般ガス導管事業に効率化努力を促すほか、未熱調ガスなど安いガスを供給することで産業競争力強化に寄与するとされ、託送料金の値上げにつながらない範囲の上限量を設けている。

経済産業省

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ．3-2

二重導管規制に係る変更・中止命令の判断基準に関する検討

２０１９年８月２日

資源エネルギー庁

第８回ガスWGでの議論概要　1/2

- 第８回ガスWGでは委員等から、二重導管規制に関し、下記の趣旨の御意見を頂いた。

現行制度の実績評価について

- 2020年以降の新制度を考える際には、現行のルールが妥当だったか否かということを、虚心坦懐に検証すべき。獲得需要規模が想定されたほど伸びていないが、2017年度の実績値も早く出してもらいたい。
- 全国一律ではなく地域ごとに、今回の制度によって需要がどの程度伸びてきたのかというところを明確にした上で議論を開始したほうがよい。また、制度設計によって託送費用を上げない、ということを前提としておかなければならない。本来託送費用が下げられたのに、逸失利益が発生しないかどうか、という点も議論する必要がある。
- この３年間で、託送料金及び逸失利益はどういう動きを見せたのか、データを示されたい。また、スイッチングが起きていないところでガス料金の低下という形でメリットが現れているところはないか。
- 導管総延長の延伸によってどの程度ガス量が増加したのか。4.5%以上需要量が増えているのであれば超過分は競争原理にさらす。導管の総延長よりも、ガスの需要量の増加が、重要な判断材料になり得ると考えるため、当該データを長期的に、時系列で出していただきたい。

ネットワーク需要の4.5%という数字について

- 未熱調ガスは、小売競争の活性化、顧客選択肢の拡大、産業競争力強化の観点から需要家への大きなメリットが潜在的にある。4.5%は新規参入者が営業の予見性を高めるための残量開示の基準あるいは目安にとどめ、4.5%を超える需要に対しても本当に託送料金が値上がりする状況でなければ、需要の獲得を許容するという考え方もあるのではないか。【オブザーバー】

繰り越し可否について

- 繰り越し可否については、新規参入者の予見可能性に十分に配慮して制度を設計していただきたい。特に、上限の引き下げは著しく予見可能性を損なうこととなるため反対。追加の検討事項の書きぶりから予想される事務局案は合理的になると考えられる。繰り越し可否については、①4.5%に対応するものを認めた上で、今後３年間の積み増し部分はエリアごとの需要で見る、②4.5%を下回らない限りにおいて、エリアごとの伸び率を2017年から３年と、2017年から６年で計算した値のうち大きい方をとるという選択肢もあると考える。

第８回ガスWGでの議論概要　2/2

- 第８回ガスWGでは委員等から、二重導管規制に関し、下記の趣旨の御意見を頂いた。

2020年以降の制度設計について（総論）

- 新規参入者の予見可能性を確保するためにも、獲得可能量の残量開示の仕組みはしっかりと作るべき。新規参入者が国に質問し、国が回答する形がよいのではないか。
- ３年前から主張されていたことだが、３年間は暫定的に規制をかけたとしてもその後は規制しないで自由にやる、という選択肢、即ち上限を設定せず、利益阻害性があることが確実な場合のみ例外的に規制をかけるという選択肢も議論すべきではないか。熱量バンド制が導入され、未熱調のガスを別導管で流すとことの意義が小さくなるのであれば、未熱調のガスを流すための導管投資に一定の規制をすることは合理的。他方、バンド制を採用しないのであれば、上限撤廃を検討してはどうか。
- 2020年度以降の二重導管規制については、一般ガス導管の需要の拡大が、特定ガス導管事業だけの恩恵になるのではなくて、一般ガス導管をお使いの多くのお客様の託送料金やガス料金の低減にもつながる仕組みとなるよう、検討してほしい。【オブザーバー】
- 2020年以降、制度を有限でチェックするのか、無限に変えないでおくのか年限の設定を議論すべき。
- 追加検討事項の事務局案に異論はない。既存導管から供給を受ける需要家の利益阻害性に関して、エリアごとの実態を反映した既存需要家側への影響を検証し、許容量の適性を担保することが重要。また、需要の伸びと獲得可能量がパラレルで動く場合に、導管投資インセンティブをそがないための配慮も必要。
- 追加検討事項の事務局案に異論はない。需要家の利益阻害性の有無は、託送料金の値上げが行われるか否かという点に限った話なのか、もう少し広く考えるべきなのかの検討が必要。
- ３年前に二重導管規制は日本全国にガス導管網を増やしていくための手段として位置づけるという視点もあった。３年前に国として延伸率の目標をどう考えていたか、今後の需要に関して国としてどのような目標を掲げているかということも示していただきたい。

二重導管規制の見直しの前提の議論

- 第８回ガスWGでは委員から、二重導管規制の見直しを具体的に議論する前に、現行制度を暫定的に３年間運用した後は、需要家の利益阻害性の判断基準である3年で4.5%という上限規制を撤廃し、二重導管の敷設を規制せず、利益阻害性があることが確実な場合に限り例外的に規制の対象とするという選択肢についてまず議論すべき、という意見が示された。
- 二重導管規制の趣旨は、既存導管網の効率的活用を図り、一般ガス導管事業者の供給区域内の導管利用コストの上昇を抑制するとともに、効率的な導管網形成を促すことにある。
- 二重導管規制を撤廃するという選択肢を採用した場合、託送供給不可能ガスを供給するための特定ガス導管敷設の投資を促進することとなる。これにより、既存導管網の需要が脱落し、既存導管網の稼働率が低下することが考えられ、結果として、一般ガス導管事業者の供給区域内の導管利用コストの上昇や、既存需要家の利益阻害につながる蓋然性が高まると考えられる。そのため、一定の規制を設けることが適切ではないか。
- また、現在、本WGにおいて、熱量バンド制の導入是非に関する議論を継続していることから、その動向等にも留意しつつ、2020年度以降の二重導管規制の内容について検討を深めることとしてはどうか。

【第８回WGにおける松村委員ご発言】

まず、事務局の整理ですが、論点がこう出されているのですが、私は重要なオプションが一つ抜けているのではないか。それを採用するのがいいかどうかは別として、３年前のときにも言われた、今もオブザーバーの方がおっしゃったのはそういうことなのかも知れないのですが、そもそも規制は、３年間は暫定的でやったとしても、その後はもう規制しないで自由にやらせるという選択肢。つまり、上限を設けるのは止めて、利益阻害性が本当にあることが確実なときだけ例外的に止めるというルールだってあり得ることは、３年前の時点でも議論されていた。そうすると、ここで持ち越すかどうかだとか、情報を開示するかどうかということ、もしそのオプションをとるのだとすると、ほとんど無意味になると思います。これは少なくとも一つの選択肢としてはあり得る話だし、それは３年前から主張されていたことだと思います。

現行制度の実績評価について 1/3（事業者ごとのネットワーク需要の伸び率）

- 前回のＷＧにおいて委員から、「全国一律ではなく地域ごとに二重導管規制によって需要がどの程度伸びてきたのかを明確にした上で議論を開始したほうがよい」と意見があったところ、平成28年度までの全一般ガス導管事業者の需要の伸び率（対前年比）及び平成30年度までの大手4者ごとの需要の伸び率（対前年比）は下記の通り。

年度ごとにみた全一般ガス導管事業者のネットワーク需要の伸び率（%）

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
6.86	▲3.64	▲1.33	5.03	2.35	0.73	0.94	1.12	▲1.12	2.74	

※ 第30回ガスシステム改革小委員会資料３と同様に、ネットワーク需要（連結託送量も含む）をもとに計算。　出典：ガス事業生産動態統計調査

年度ごとにみた大手４者ごとのネットワーク需要の伸び率（%）

	H18年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
Aガス	6.56	▲3.31	▲3.23	2.29	2.37	3.20	2.24	5.61	▲0.62	1.99	1.23	▲1.17	
Bガス	1.54	▲5.78	▲2.39	3.88	4.27	▲1.76	0.04	▲3.22	▲2.37	7.13	▲0.34	▲4.43	
Cガス	5.20	▲6.74	▲1.55	7.57	0.69	▲0.15	0.86	▲0.88	▲2.80	2.24	3.07	▲1.50	
Dガス	4.03	▲4.66	▲0.38	5.80	▲0.48	0.28	2.52	2.03	▲3.05	▲0.09	4.19	▲2.43	

【供給区域ごとの平均伸び率（年）】

Aガス	1.43%
Bガス	▲0.29%
Cガス	0.50%
Dガス	0.65%

※　個社提供データを元に資源エネルギー庁にて作成。
※　ネットワーク需要（連結託送量も含む）をもとに計算。

※　具体的な伸び率の計算方法は、p14「ネットワーク需要の算定期間」で検討事項例として挙げている通り、今後詳細な検討を進めることとする。左表の伸び率は今回の議論のために試算した参考値。

現行制度の実績評価について 2/3（新たな導管の敷設による逸失利益について）

- 二重導管規制は、特定ガス導管事業の供給地点が一般ガス導管事業者の供給区域に含まれる場合に、当該特定ガス導管事業によりガスの使用者の利益が阻害されるおそれの有無を国が審査し、おそれがあると認められる場合には、特定ガス導管事業の届出内容に係る変更又は中止の命令を可能とする制度である。
- このような特定ガス導管事業を認めない場合、ネットワーク需要の伸びが一般ガス導管事業者の託送料金の値下げ原資となり、これが当該供給区域内の需要家の利益を増進するという考え方もあり得る。
- しかしながら、現在の制度は、第30回ガスシステム改革小委員会において、

  ①大口需要家の獲得競争を促進し、旧一般ガス事業者の小売部門を含むガス小売事業者の一層の効率化を進展させることによる、直接の恩恵を受けない小口需要家への低廉なガス供給の実現

  ②低廉な託送供給不可能ガスの大口需要家への供給を実現することによる我が国の産業競争力強化

  の達成を目的として設計されたものである。
- 現行の運用においては、「需要家の利益阻害」である託送料金の値上げが行われないことを前提に判断が行われ、実際に需要が獲得された供給区域において託送料金の値上げはなかった。今般の制度見直しにおいても、その前提を維持しつつ、上記①及び②の達成を目的として、需要家の利益を増進していくのはどうか。

（参考）第30回ガスシステム改革小委員会（2016年3月31日）資料5　事務局資料より抜粋

1②　二重導管規制の抜本的な見直しによって達成すべきものについて

- 二重導管規制に係る変更命令・中止命令の現行の判断基準については、これを抜本的に見直すこととしているが、これによって**達成すべきものは以下のとおり**である。
  - ①需要家の利益を阻害しない範囲内で、**大口需要家の獲得競争を促進し、現在の一般ガス事業者の小売部門を含むガス小売事業者の一層の効率化を進展させる**ことにより、二重導管規制の見直しに伴う直接の恩恵を受けない**小口需要家に対しても低廉なガス供給がなされること。**
  - ②**低廉な託送供給不可能ガスを必要としている大口需要家に対して当該ガスの供給が実現**することにより、**我が国の産業競争力を強化すること。**

二重導管規制の抜本的見直しによる効果のイメージ

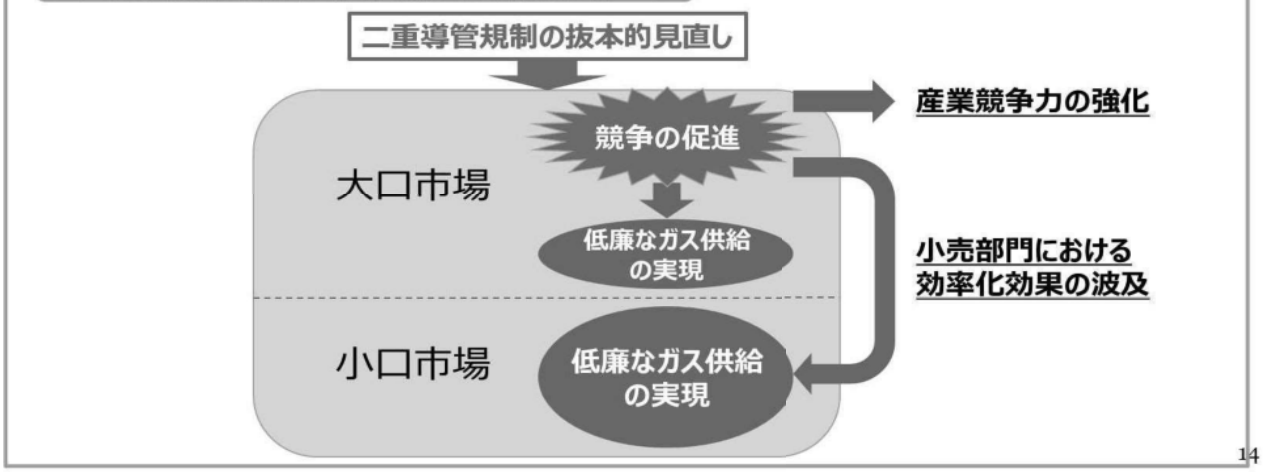

14

6

（参考）第30回ガスシステム改革小委員会（2016年3月31日）資料5　事務局資料より抜粋

1③　需要家の利益阻害の考え方について

- 前述のとおり、第26回の本小委員会においては、**都市ガス大手３社のネットワーク需要**については、**今後も毎年度、１％超の伸びが想定される**ことから、**ガス導管事業者は毎年度、ネットワーク需要の一定割合（例えば、１％の半分である0.5％）に相当する「既存需要」を獲得することを認めることを提案**したところ。
- 他方、以下の理由により、**「ガス導管事業者は、ネットワーク需要の伸びの半分に相当する既存需要しか獲得できない。」という考え方**については、これを**採用しない**こととしたい。
  - ①前頁でお示ししたとおり、二重導管規制の見直しにより、**大口需要家の獲得競争が促され、現在の一般ガス事業者の小売部門を含むガス小売事業者の一層の効率化が進展すれば、全ての需要家の利益が増進される**ことになること。
  - ②**「需要家の利益阻害」とは、託送料金の値上げが実際に行われることと考えるべき**であるところ、**ガス導管事業者が、ネットワーク需要の伸びに相当する既存需要を獲得したとしても、理論上は託送料金の値上げが行われることはないこと。**（注１）（注２）

（注１）託送供給不可能ガスに係る判断基準としては、新規需要であれば、ガス導管事業者による当該ガスの供給を何らの制限なく認めることとしたところであり、上記の考え方は、この考え方とも整合的である。

（注２）「ネットワーク需要の伸びの半分」という考え方を採用した場合、その伸びのうち、一般ガス導管事業者に帰属する部分が託送料金の値下げ原資となり、これが需要家の利益を増進するという考え方もあり得るが、今回の考え方は、上記①の効果を最大化させることにより、需要家の利益を増進していくというもの。

15

現行制度の実績評価について 3/3（小売料金への影響及び託送料金の推移）

- 現行制度開始（2017年４月１日）以降の時期における、新規参入者による特定ガス導管の敷設がそれぞれの供給区域で小売料金に与えた影響に関する各社のコメントは以下の通り。
- 現行制度開始以降、大手４者の託送料金は、大阪ガスが託送供給料金の平均約0.5%引き下げを実施したが（2019年）、その他３者においては託送料金の変動はなかった。

	各社のコメント
【A社】 旧一般ガス事業者	✓ 湾岸エリアで競合により価格値下げが進んでいるものの、内陸を含めた全体でも、それと同等以上に価格値下げが進んでいる。
【B社】 旧一般ガス事業者	✓ 二重導管規制緩和の影響により、供給区域内で、二重導管対象需要の方が著しく価格競争が進んだという事実はない。
【C社】 新規ガス小売事業者	✓ 現在特定ガス導管事業で供給を行っている需要家について、供給開始前後で値下げ効果が生じている。また、自営導管敷設域の近傍で競合し、結果的に失注した需要家についても同等以上の値下げ効果が生じていると推定している。
【D社】 新規ガス小売事業者	✓ 二重導管規制緩和対象需要家に対して、未熱調ガスによる入札を２年連続で実施している。需要家から「規制の緩和によりガス供給の競争力が高まっていることは確かであり、今後も規制緩和の拡大を希望する。」との意見があった。

2020年度以降の二重導管規制に関する検討事項

- 第８回WGで示した検討事項について、検討を深めることとしたい。

（参考）第8回ガス事業制度検討WG（2019年6月5日）資料５　事務局資料より抜粋

2020年度以降の二重導管規制に関する検討事項例

- 2020年度以降の二重導管規制の検討に当たっては、例えば下記の事項を扱うこととしてはどうか。

例示済みの検討事項

①2017-2019年度間の獲得可能量の残余分の、2020年度以降への繰越可否

②需要家の利益阻害性に関する厳格な審査を前提とした、獲得可能量を超える既存需要の獲得の許容可否

追加の検討事項例

③獲得可能量の残量開示の可否

- 現在は、特定ガス導管事業者等が公開情報から獲得可能量を推定しており、正確な獲得可能量とその残量を把握できていない。一部事業者からは、営業活動を円滑に進めるため、残量開示の仕組みを求める声がある。

④獲得可能量の設定を、全国一律ではなく一般ガス導管事業者の供給区域ごとにする妥当性

- 現行の全国一律設定方式だと、供給区域における実際の需要増以上に獲得可能量が設定される場合がある。

⑤獲得可能量の設定における連結託送供給量の取扱い

- 3年度・4.5%ルールのネットワーク需要の伸び率は、連結託送供給分も含んで算定されている。他方で、小売託送料金の算定式では、分母の需要量に連結託送供給量が含まれていない。

⑥供給区域外へ突出した導管需要の取扱い

- 供給区域内の導管網と一体で運用される、供給区域外へ突出した一般ガス導管事業者が特定ガス導管事業の用に供する導管（通称「ヒゲ導管」。）での託送供給量は、供給区域内の小売託送供給量と合わせて、小売託送料金の算定式の分母に計上されている。しかし、当該導管の供給地点は供給区域外にあることから、既存需要を獲得しようとする特定ガス導管事業の届出が行われても、当該届出がガス事業法上の変更・中止命令の対象とならないため、獲得可能量を超えた需要獲得が行われる可能性がある。

8

③獲得可能量の残量開示 ／ ④獲得可能量の区域設定

- **③獲得可能量の残量開示の可否**

➢ 現在は、特定ガス導管事業者等が公開情報から獲得可能量を推定しており、正確な獲得可能量とその残量を把握できていない。一部事業者からは、営業活動を円滑に進めるため、残量開示の仕組みを求める声がある。

➢ 特定ガス導管事業者等の予見可能性を確保するため、獲得可能量の残量を開示することとしてはどうか。開示の方法としては、事業者が国に照会し、照会に応じて国が回答する形としてはどうか。

- **④獲得可能量の設定を、全国一律ではなく一般ガス導管事業者の供給区域ごとにする妥当性**

➢ 現行の全国一律設定方式を採用すると、一般ガス導管事業者によっては、供給区域における実際の需要増以上に獲得可能量が設定される場合がある。

➢ ガス事業法第72条第5項においては、「一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれ」の有無に応じて変更・中止命令の可否が判断されることとなっている。また、託送料金は一般ガス導管事業者の供給区域ごとに算定することも認められている。

➢ これらを踏まえ、一般ガス導管事業者の供給区域ごとに獲得可能量を設定することとしてはどうか。

【ガス事業法抜粋】

(事業の届出)
第七十二条　(略)
２～４　(略)
５　経済産業大臣は、第三項の場合において、第一項の規定による届出に係る導管を特定ガス導管事業の用に供することにより、第三項に規定する一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日(次項の規定により第三項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。
６～９　(略)

⑤連結託送供給量の取扱い ／ ⑥供給区域外へ突出した導管需要の取扱い

- **⑤獲得可能量の設定における連結託送供給量の取扱い**

➢ 3年度・4.5%ルールのネットワーク需要の伸び率は、連結託送供給分も含んで算定されている。他方で、小売託送料金の算定式では、分母の需要量に連結託送供給量が含まれていない。

➢ 託送料金制度の算定方法と整合的にするため、獲得可能量の設定において、連結託送供給量はネットワーク需要に含めないこととしてはどうか。

- **⑥供給区域外へ突出した導管需要の取扱い**

➢ 供給区域内の導管網と一体で運用される、供給区域外へ突出した一般ガス導管事業者が特定ガス導管事業の用に供する導管（通称「ヒゲ導管」。）での託送供給量は、ガス事業法第47条に基づき供給区域内の小売託送供給量と合わせて小売託送料金の算定式の分母に計上されている。しかし、既存需要を獲得しようとする特定ガス導管事業の届出が行われても、当該届出がガス事業法上の変更・中止命令の対象とならないため、獲得可能量を超えた需要獲得が行われる可能性がある。

➢ 託送料金制度の算定方式と整合的にするため、獲得可能量の設定において、ヒゲ導管での託送供給量をネットワーク需要量に含めることを明確化してはどうか。また、獲得可能量を超えた需要獲得が行われた場合、当該届出はガス事業法上の変更・中止命令の対象とならないが、次に供給区域内で利益阻害性を判断する際に、すでに獲得された需要量として算定に含めることとしてはどうか。

<導管網とガス供給量>

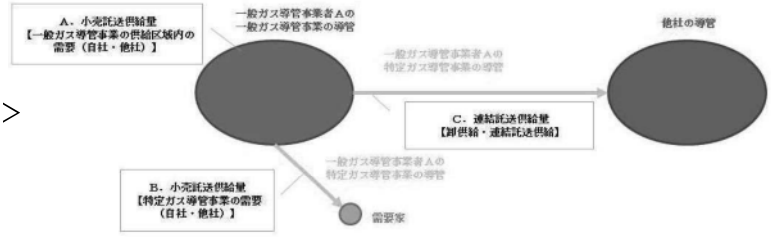

②獲得可能量を超える既存需要の獲得の許容可否

- **獲得可能量を超える既存需要の獲得の許容可否**については、以下の理由から**認めないこととしてはどうか**。
  1.託送供給料金の上昇という形で当該供給区域内の需要家の利益を阻害する蓋然性が高まる
  2.託送供給料金が上昇しなかったとしてもより大きな逸失利益が当該供給区域内の需要家に発生する可能性がある
  3.2017～19年の運用実績として、累積獲得量が獲得可能量の上限に達した一般ガス導管事業者の供給区域が存しない
- また、「ガス導管事業者による直接のガス供給を認めては、当該一般ガス導管事業者が、託送料金の審査要領において求められる効率化努力を行った場合においても**託送料金が上昇することが見込まれる場合には、当該ガス導管事業者による直接のガス供給を認めない」という例外規定**も、供給区域ごとに獲得可能量を設定することとするのであれば、理論上は託送料金の値上げが行われる蓋然性が低くなることから、**認めないこととしてはどうか**。

（参考）第30回ガスシステム改革小委員会（2016年3月31日）資料5 事務局資料より抜粋

ガス導管事業者による既存需要の獲得に係る新たな判断基準のイメージ

＜原則＞
小売全面自由化後３年度間で、ネットワーク需要の4.5%に相当する既存需要の獲得が可能。

＜例外＞
ただし、ガス導管事業者による直接のガス供給を認めては、当該一般ガス導管事業者が、託送料金の審査要領（注）において求められる効率化努力を行った場合においても託送料金が上昇することが見込まれる場合には、当該ガス導管事業者による直接のガス供給を認めない。
（＝託送料金が実際に値上がりすることは回避。）

（注）事前認可申請時の審査要領ではなく、小売全面自由化を実施する際に定めることとなる値上げ認可申請時には相当程度の効率化を求める旨を記載した審査要領。

12

①獲得可能量の残余分の2020年度以降の繰越可否及びあらたな二重導管規制のあり方

- 獲得可能量残余分の繰越を含めた、2020年度以降の二重導管規制のあり方については例えば以下のような考え方はどうか。

1. まず、新規参入者の事業予見可能性を高めるため、特定ガス導管事業の届出による需要獲得時点を「届出時点」とすることを明確化する。

2. 次に、一般ガス導管事業者の供給区域ごとに、統計を取ることができる2006年度から2018年度までのネットワーク需要の年平均伸び率をa%として、「3年3a%」を2020～2022年度の3年間の利益阻害性の判断基準（獲得可能量）とする。それ以降も、利益阻害性の判断は当該3年間の期間で想定される最新のネットワーク需要の伸び率で計算することとし、繰越はしない。
   また、新規参入者の事業予見性を高めるため、新たな期間が始まる半年前（9月末）までに獲得可能量を国が求めに応じて開示することとする。

3. その上で、2020～2022年度の3年間については現時点で制度が決まっておらず、上記の予見可能性確保策が整備されていないことから、予見可能性が低い。
   今後、供給区域ごとに獲得可能量を算定することにより、エリアによっては、2020年4月に獲得可能量がきわめて小さく、0（ゼロ）となる供給区域も発生しうるため、特にこのようなエリアでは予見可能性が確保されているとは言い難い状況。そこで、供給区域ごとに獲得可能量を算定する制度に移行することにより、2020年4月からの獲得可能量が2017～2019年度の獲得可能量（4.5%）の残余分未満となる供給区域においては、新規参入者の事業の予見可能性を考慮し、激変緩和措置として、2020～2022年度に限り、当該残余分を獲得可能量とする。

今後の検討事項例

- 今後、例えば以下の事項について検討を深めることとしてはどうか。

新制度の見直しの有無

- 事業者の予見可能性確保の観点からも継続的な制度とすることが望ましいと考えられるが、エネルギーを取り巻く環境が大きく変化している中、熱量バンド制の議論や託送制度見直し等の動向も踏まえつつ、新たな制度開始後３年を目途に、本規制の運用状況（一般ガス導管事業者による導管の整備促進に悪影響を及ぼしていないか否か、託送供給不可能ガスに係る市場ニーズを満たしているか否か等（※））を確認することとしてはどうか。
  （※）第30回ガスシステム改革小委員会において提示された制度の検証項目

ネットワーク需要の算定期間

- ガスシステム改革小委員会においても「可能な限り長期の採録期間を設定することが適当」とされているが、３年間の獲得可能量の算定根拠となるネットワーク需要の伸び率は直近何年分の平均とするべきか。

「届出」の判断基準

- 新規参入者の事業予見可能性を高めるため、特定ガス導管事業の届出による需要獲得時点を「届出時点」と明確化する場合、どのような書類が提出されれば「届出」が行われたと認定するに足るか。

ガスの供給実績がある既存需要に対する利益阻害性の評価

- 既存需要に対してガスの供給実績がある特定ガス導管事業者については、当該需要の規模が、当該特定ガス導管事業者が供給していた際の需要規模と比較して著しく大きくない場合には、当該ガス導管事業者による供給を認める（利益阻害性の判断を行わない）こととしている。この運用において、ガスの供給実績がある既存需要の規模が、特定ガス導管事業者が供給していた際の需要規模と比較して著しく増大した場合の扱いについてはこれまで明示的に整理されていなかったところ、需要規模が著しく増大した場合は、ガスの供給実績がある既存需要（利益阻害性の判断の対象外）を除いた部分に対して利益阻害性の判断を行うこととしてはどうか。

（参考）第30回ガスシステム改革小委員会（2016年3月31日）資料5　事務局資料より抜粋

１⑤　小売全面自由化後４年目以降の二重導管規制について

- 小売全面自由化後３年度間の二重導管規制については、前述の制度とする一方、**小売全面自由化後４年目以降の二重導管規制をどうするかが論点。**
- この点については、**小売全面自由化後３年が経過する日までに、**
  ①前述の制度が、**一般ガス導管事業者による導管の整備促進に悪影響を及ぼしていないか否か、また、託送供給不可能ガスに係る市場ニーズを満たしているか否か。**
  ②小売全面自由化後３年度間で、**ガス導管事業者がネットワーク需要の4.5%を獲得していない場合には、４年目以降に残余分を繰り越すことを認めるか否か。**
  ③前述の制度は、ガス導管事業者が獲得することができる既存需要について、ネットワーク需要の4.5%という上限値を設ける制度であるところ、**厳格な審査を行った上で、需要家の利益が阻害されることが見込まれない場合には、上限値を超える既存需要についても、ガス導管事業者による供給を認めるか否か。**
  などの観点から検証し、小売全面自由化後４年目以降の制度を検討することとしたい。

（注）いわゆる二重導管規制は、小売全面自由化後の一般ガス導管事業者と特定ガス導管事業者との関係を規律するものであるが、厳密には、旧簡易ガス事業者を含むガス小売事業者が自ら導管を敷設することにより、一般ガス導管事業者の導管ネットワークを通じてガスの供給を受ける需要家の利益が阻害されることがないかといった論点もあり得る。他方、こうしたガス小売事業者が敷設する導管は小規模であることが一般的であり、現時点では、特定ガス導管事業者によるものほど、当該需要家の利益を阻害することは想定されないことから、ガス小売事業者が行う導管敷設については、二重導管規制に係る判断基準の適用を受けないものとして整理する。（ただし、こうした導管が非常に大規模なものとなり、当該需要家に与える影響が無視できないものとなった場合には、どのような規制措置が適当かを改めて検討することとする。他方、この場合においても、LPガスを供給する旧簡易ガス事業者が敷設する導管の取扱いについては、留意が必要。）

18

（参考）第31回ガスシステム改革小委員会（2016年4月22日）資料3　事務局資料より抜粋

- 他方、**①リーマンショックの影響もあり、平成20年度の全一般ガス事業者のネットワーク需要も平成19年度に比して減少している**ことに加え、**②データの採録期間には、リーマンショックや東日本大震災の発生が含まれているという状況下において、ネットワーク需要の伸びに係る最近のトレンドを把握するためには可能な限り長期の採録期間を設定することが適当**である。
- この点、**ネットワーク需要に係る統計を捕捉することができるのは平成18年度以降**であることから、**「平成18年度から平成26年度まで」の８年度間をデータの採録期間にする**こととし、**この期間における全一般ガス事業者のネットワーク需要の平均伸び率は1.51%**であることから、**「３年4.5%」を原則にするという前回の事務局提案については変更しない**こととしたい。（注２）
- 加えて、**累計ガス販売量（＝都市ガス販売量速報）についても御指摘があった**ところであるが、これは**一般ガス事業者の小売販売量のみを捕捉したデータ**であり、**ネットワーク需要の一部を構成する卸供給量と託送供給量が含まれていない**ことから、**今般の二重導管規制に係る議論の基礎とするデータとしては不適切**である。
- このため、こうした意味においても、前回の事務局提案は変更しないこととしたい。

（注２）平成27年度のガス事業生産動態統計調査の統計データが確定するのは、１年程度の期間を要する。

平成18年度から平成26年度までの全一般ガス事業者のネットワーク需要の平均伸び率

（単位：１億㎥／４６ＭＪ）

	18年度	伸び率	19年度	伸び率	20年度	伸び率	21年度	伸び率	22年度	伸び率	23年度	伸び率	24年度	伸び率	25年度	伸び率	26年度	平均伸び率
総供給量	341.6	6.86%	365.0	-3.64%	351.7	-1.33%	347.1	5.03%	364.5	2.35%	373.1	0.73%	375.8	0.94%	379.3	1.12%	383.6	**1.51%**

5

16

（参考）第30回ガスシステム改革小委員会（2016年3月31日）資料5　事務局資料より抜粋

１①　二重導管規制に係るこれまでの議論について

託送供給不可能ガスに係る判断基準

		新設導管・既設導管を用いたガス導管事業者によるガスの供給
一般ガス事業者Aの供給区域内	一般ガス事業者Aからガスの供給を受けている既存需要	△（注１） ※原則、国が需要家の利益阻害性を評価。
	新規需要	○（注２）

託送供給可能ガスに係る判断基準

			ガス導管事業者の導管	
			新設	既設
一般ガス事業者Aの供給区域内	一般ガス事業者Aからガスの供給を受けている既存需要		×	△（注３） ※原則、国が需要家の利益阻害性を評価。
	新規需要	一般ガス事業者Aの導管と直着であり、当該導管に余力がある	×	○（注２）
		一般ガス事業者Aの導管と直着であり、当該導管に余力がない	○（注２）	
		一般ガス事業者Aの導管と直着ではない	○（注２）	

（注１）当該既存需要に対してガスの供給実績があるガス導管事業者については、当該既存需要の規模が、当該ガス導管事業者が供給していた際の需要規模と比較して著しく大きくない場合には、当該ガス導管事業者による供給を認める。（利益阻害性の評価は行わない。）

（注２）「○」としている部分であっても、ガス導管事業者が新規需要を獲得できる保証はなく、単に一般ガス事業者と顧客獲得競争を行うことができるという意味合いにとどまる点に留意が必要。

（注３）当該既存需要に対してガスの供給実績があるガス導管事業者については、当該既存需要の規模が、当該ガス導管事業者が供給していた際の需要規模と比較して著しく大きくない場合には、当該ガス導管事業者による供給を認める。（利益阻害性の評価は行わない。）他方、そうではない場合には、一般ガス事業者Ａの供給区域内における「需要家の利益阻害性」を国が評価することとし、当該需要家の利益が阻害されないと認められる場合に限り、当該ガス導管事業者によるガスの供給を認める。なお、その他のガス導管事業者については、一般ガス事業者の既存導管網の有効利用を図る観点から、引き続きこれを認めない。

3

17

経済産業省

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ．3-3

LNG基地の第三者利用に関する検討

２０１９年８月２日

資源エネルギー庁

（参考）第6回ガス事業制度検討WG（2019年2月28日）資料５事務局提出資料より抜粋

検討方針（案）

- ガス小売市場における競争促進のためにガス製造事業者の対象を拡大すべきか、事業者ニーズや新規参入の状況等を踏まえ検討する。
- 検討に当たっては、ガス導管に接続している類型Bの基地を検討対象とし、ガス導管に接続しておらずガス事業上の利用ニーズが生じ難い類型Cの基地は検討対象外としてはどうか。
- 類型Bの基地に関するニーズ調査では、実現可能性のある利用希望者の存否について広く意見を求めるとともに、基地を運用するガス事業者や海外からのLNG調達事業者へのアンケート等により利用希望の実績を確認することとしてはどうか。

ガス受託製造約款策定義務に係るLNG基地の整理（再掲）

類型	ガス導管との接続	貯蔵容量	ガス受託製造約款策定義務	基地のイメージ
A	接続	20万kl以上	有	● 外航船受入の基地
B	接続	20万kl未満	無※	● 外航船又は内航船受入の小規模基地 ● タンクローリー受入のサテライト基地
C	未接続	―	無※	● 発電事業用の基地 ● タンクローリーへの積替用の基地

※ 適切な条件での第三者利用への対応は、「適正なガス取引についての指針」上の望ましい行為

15

第6回ガスＷＧでの議論概要（LNG基地の第三者利用関連）

- 第6回ガスWGでは委員等から、LNG基地の第三者利用に関し、下記の趣旨の御意見を頂いた。

第6回ガスWGの議論： LNG基地の第三者利用関連

- 事務局の検討方針には賛成。ただし、Bの類型についてLNG船の受入基地とタンクローリーを使ったサテライト基地の利用形態とは異なるため、両者の違いを前提に利用希望を調査してほしい。また、Ａの類型に入る基地を保有している事業者には、例えばリロード施設を追加してＬＮＧのコンテナ輸出を始めるといった、天然ガスシフトに資する創意工夫を始めた事業者もおり、オペレーションの違いから第三者利用は難しいということになってくるかもしれないが、天然ガスシフトに資するものとして奨励をしていくべきかもしれない。そのような新しい次元に入っている事業者の扱いについても考慮しながら、Ａの類型も調査していただきたい。
- Bの類型に含まれるサテライト基地の開放を求めるニーズがあるかは疑問。
- 実際のガスの卸供給に使用できないCを対象外とする方針には賛成。他方、日本全体のガスインフラを考えれば、ガス導管に接続されない発電用基地を導管網に接続して国のレジリエンスを高めることも重要ではないか。なお、導管接続したことにより基地の第三者利用を求められることが事業者の導管接続のインセンティブを損なうことになってはならない。Ｃは対象から外すとのことだが、ガスの卸供給に使用可能であるにもかかわらず、ガス導管に繋がっていない電力会社のＬＮＧ基地の使用を求める要求が仮になされる場合は当該要求が認められる道は開かれるべき。ＬＮＧ基地という資源を発電だけに使うことが本当に効率的か、という観点から、ガスパイプライン網に合理的な者は繋がることを後押しする制度設計とセットでなければ、Ｃを対象から外すことの弊害が大きくなる。
- 基地の第三者利用は、エネルギーセキュリティー、国家エネルギー戦略と表裏一体で考えるべき。外資が入ってくることも含めて、日本のエネルギーセキュリティを十分に考えた上で基地の第三者利用を議論するべき。
- 事業者ニーズの調査をする際には、利用希望の有無だけではなく、利用を希望する根拠、計画まで把握し、真に事業者ニーズがあるのか、確認してもらいたい。【オブザーバー】
- 第三者利用の利用申請は複数行われたものの基地利用の実績が存在しない点について、個別事例であるため難しいかもしれないが、ヒアリングを実施し、事業者の申請内容、利用に至らなかった理由を明らかにしていただければ今後の課題発見に資するのではないか。

ＬＮＧ基地の第三者利用ニーズに関する調査項目

- 「ガス導管に接続している貯蔵容量が20万kl未満のLNG基地」の利用ニーズを調査すべく、以下の項目について船舶でLNGを受け入れる基地、サテライト基地それぞれに関して経済産業省資源エネルギー庁のウェブサイト等を通じてアンケートを2019年6月5日～7月4日の期間で実施した。
- アンケートと並行して、全国の旧一般ガスみなしガス小売事業者に対してLNG基地の利用の申出あるいは利用の問い合わせを受けたことがあるかどうかにつき2019年6月14日～7月5日の期間でガス事業法に基づき報告徴収を実施した。

【アンケート調査項目】

- 都市ガス導管と接続する貯蔵容量が20万kl未満の、船舶でLNGを受け入れる他社のLNG基地／タンクローリーでLNGを受け入れる他社のLNG基地を、LNGの貯蔵及び都市ガス製造のために第三者利用したいか
- （利用したい場合）利用目的、利用したい具体的な基地、利用したい具体的な基地の運営者、規模（kl）、利用時に基地へ預ける予定のLNG量（kl/年）、LNGの調達及び基地への輸送の方法とその成立目処
- （利用したい場合）これまでに利用を希望する基地へ第三者利用を申し出たことがあるか、利用申出の結果、利用が実現しなかった理由
- （申し出をしたことがない場合）これまでに利用を希望する基地へ第三者利用について問い合わせたことがあるか、問合せの結果、利用申出に至らなかった理由、第三者利用の問合せを行わない理由

ＬＮＧ基地の第三者利用ニーズに関する調査結果

- 利用ニーズアンケートには41件の回答があった。その結果、**船舶でLNGを受け入れる基地についての具体的な利用ニーズは聞かれなかった。**一方、**サテライト基地の利用**について、**現時点では具体的なニーズはないが今後の事業展開を見据えて利用を具体的に検討する可能性がある回答が２件あった。**
- アンケートと並行して実施した報告徴収では、船舶でLNGを受け入れる基地、サテライト基地ともに、事業者から**LNG基地の利用の申出あるいは利用の問い合わせを受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者は存在しなかった。**

利用ニーズに関するアンケート回答の特徴（41件　内訳）

	回答者数	うち、小売登録済みの事業者比率
旧一般ガス事業者	8	100%
旧ガス導管事業者	3	100%
LPガス事業者	9	100%
旧一般電気事業者	8	75%
LNG輸入事業者	4	0%
その他	9	78%

調査結果を踏まえた今後の対応方針（案）

- 今回のアンケートと報告徴収結果により、ガス製造事業に該当しないLNG基地について、具体的な利用の申出あるいは利用の問い合わせが行われた事例はなかったことが分かった。他方で、一部事業者は利用に興味を有していることが分かった。
- 現行の「適正なガス取引についての指針」では、法定LNG基地に該当しないLNG基地について、第三者から利用の申出を受けた場合には、当事者間の相対交渉を通じて適切な条件で応じることが望まれるとされていることから、まずは本指針に基づき事業者間の相談が進むことが期待される。
- 今後、具体的な相対交渉や利用希望者の事業計画の事例が蓄積する中で、指針以上の制度的措置を講じる必要性が認められた場合には、具体的な措置を検討することとしてはどうか。

＜適正なガス取引についての指針（2017年2月6日）抜粋＞
Ⅲ 製造分野における適正なガス取引の在り方
１ 考え方
（１） ＬＮＧ基地の第三者利用
③ 法定ＬＮＧ基地に該当しないＬＮＧ基地（以下「その他ＬＮＧ基地」という。）を維持し及び運用する事業者（以下「その他ＬＮＧ基地事業者」という。）は、ガス事業法に基づくガス受託製造の義務が課せられるものではないが、ガスの卸売市場の活性化を図る観点から、第三者から自己が維持し及び運用するその他ＬＮＧ基地の利用の申出を受けた場合には、当事者間の相対交渉を通じて適切な条件で応じることが望まれる。

経済産業省

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ．3-4

スタートアップ卸に関する
受付窓口設置状況

２０１９年８月２日

資源エネルギー庁

スタートアップ卸に関する受付窓口設置状況

- ガスシステム改革の目的に資する事業者の、特に一般家庭向けガス小売事業への新規参入を支援するための都市ガス卸供給促進の趣旨を踏まえ、卸元事業者の対象となる第１グループ・第２グループの旧一般ガス事業者は、2019年7月中にスタートアップ卸専用の受付窓口を設置済であり、各社HPでの公開を行っている。
- 各社、2020年3月までの卸供給開始に向けて準備を進めているところ。

		窓口設置部署
1G	東京ガス	ワンタッチ卸取引グループ
	東邦ガス	営業計画部 G&P販売企画グループ
	大阪ガス	リビング事業部 スタートアップ卸担当

		窓口設置部署
2G	北海道ガス	エネルギー企画部 エネルギー企画グループ
	仙台市 ガス局	総務部 経営企画課
	静岡ガス	経営管理部 アライアンス推進担当
	広島ガス	お客さまセンター
	西部ガス	経営企画部
	日本ガス	営業企画グループ

＜参考＞各社の受付窓口のHP公開状況　1／3

＜東京ガス＞

＜東邦ガス＞

＜大阪ガス＞

＜参考＞各社の受付窓口のHP公開状況　2／3

＜北海道ガス＞

＜仙台市ガス局＞

＜静岡ガス＞

＜参考＞各社の受付窓口のHP公開状況　3／3

＜広島ガス＞

https://www.hiroshima-gas.co.jp/gas/ryokin/other.htm

＜西部ガス＞

http://www.saibugas.co.jp/profile/consignment/index.htm

＜日本ガス＞

https://www.nihongas.co.jp/company/clause/system.html

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ．3-5

ガスの小売営業に関する指針

平成２９年１月制定
令和元年●月●日最終改定
経済産業省

ガスの小売営業に関する指針

目　次

序　ガスの小売営業に関する指針の必要性等..... 1

（１）　本指針の必要性及び構成..... 1

（２）　本指針を遵守すべき事業者..... 2

（３）　本指針で用いる用語の定義..... 2

１　需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為..... 4

（１）　一般的な情報提供..... 4
ア　問題となる行為..... 4
ⅰ）　料金請求の根拠を示さないこと..... 4
ⅱ）　需要家の誤解を招く情報提供..... 4
イ　望ましい行為..... 4
ⅰ）　標準メニューの公表..... 4
ⅱ）　平均的な月額料金例の公表..... 5
ⅲ）　価格比較サイト等におけるガス小売事業者等以外の者による需要家の誤解を招く情報提供の訂正等..... 5
ⅳ）　ガス料金に工事費等が含まれている場合の請求書等への内訳明記..... 5
ⅴ）　業務改善命令を受けた事実の公表..... 6

（２）　契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付..... 6
ア　問題となる行為..... 6
ⅰ）　供給条件の説明義務及び書面交付義務の不遵守..... 6
ⅱ）　セット販売時の必要な説明及び契約締結前・締結後交付書面への記載の欠如..... 6
イ　望ましい行為等..... 8
ⅰ）　スイッチングの際の旧小売供給契約に関する解除及び違約金等の説明.. 8
ⅱ）　需要家代理モデルにおける説明等..... 8
ⅲ）　セット販売に係る複数の契約の契約期間が異なる場合における解除の条件の説明等..... 10
ⅳ）　需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明..... 11

２　営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為等..... 13
（１）　ガス事業法上許容されない営業・契約形態..... 13
ア　一括受ガスについて..... 13
（２）　ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理における問題となる行為及び望ましい行為..... 14
ア　ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理のガス事業法上の位置づけ..... 14
イ　問題となる行為..... 16
ⅰ）　ガス小売事業者が媒介・取次・代理業者を利用する場合の営業活動の在り方..... 16
ⅱ）　媒介・取次・代理業者の営業活動の在り方..... 16
ⅲ）　取次ぎを行う際に遵守すべき事項..... 17
ウ　望ましい行為..... 18
（３）　ガス小売事業者のワンタッチ供給における問題となる行為..... 19
（４）　ガス小売事業者による業務委託における問題となる行為..... 20
３　小売供給契約の内容の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為..... 21
（１）　不明確なガス料金の算出方法..... 21
（２）　小売供給契約の解除における問題となる行為及び望ましい行為..... 21
ア　問題となる行為..... 21
ⅰ）　小売供給契約の解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること... 21
ⅱ）　小売供給契約の解除を著しく制約する行為をすること..... 22
イ　望ましい行為..... 22
（３）　競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給.... 22
４　苦情・問合せへの対応の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為.... 23
（１）　苦情・問合せへの対応に関し問題となる行為..... 23
（２）　災害等によりガスの供給に生じた支障に関する問合せ対応に関して問題となる行為及び望ましい行為..... 23
ア　問題となる行為..... 23
イ　望ましい行為..... 23
ⅰ）　導管要因であることが明らかな供給支障への適切な対応..... 23
ⅱ）　原因が不明な供給支障への適切な対応..... 24

５　小売供給契約の解除手続等の適正化の観点から問題となる行為..... 25

（１）　需要家からの小売供給契約の解除時の手続..... 25
ⅰ）　本人確認を行わないこと..... 25
ⅱ）　解除に速やかに対応しないこと..... 25
※）　需要家からのクーリング・オフについての適切な対応..... 26

（２）　ガス小売事業者からの小売供給契約の解除時の手続..... 27

（３）　ガス小売事業者による小売供給契約の解除を伴わない供給停止時の手続.. 28

（４）　ガス導管事業者による託送供給契約の解除時の手続..... 28

【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】..... 29
１　供給条件の説明..... 29

（１）　供給条件の説明の意義..... 29

（２）　供給条件の説明の程度及び方法..... 29

（３）　説明すべき事項..... 30
ア　原則..... 30
イ　説明事項の一部省略が認められる場合..... 32
ⅰ）　契約の更新の場合..... 32
ⅱ）　軽微な変更以外の契約の変更の場合..... 32
ⅲ）　契約の軽微な変更の場合..... 32
ⅳ）　説明事項の一部省略が認められない場合..... 33

２　契約締結前の書面交付義務..... 33

（１）　契約締結前の書面交付義務の意義..... 33

（２）　遵守すべきルール..... 33
ア　契約締結前交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法..... 33
ⅰ）　原則..... 34
ⅱ）　契約締結前交付書面の記載事項の一部省略が認められる場合..... 34
イ　契約締結前の書面交付義務の例外的場合..... 34
ⅰ）　電話による説明を行う場合..... 34
ⅱ）　契約の更新及び契約の軽微な変更の場合..... 35
ウ　契約締結前交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法..... 35
ⅰ）　需要家の承諾を得る方法..... 35
ⅱ）　具体的な提供方法..... 35

３　契約締結後の書面交付義務..... 37
（１）　契約締結後の書面交付義務の意義..... 37
（２）　遵守すべきルール..... 37
ア　　契約締結後交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法..... 37
ⅰ）　原則..... 37
ⅱ）　契約締結後交付書面の記載事項の一部省略が認められる場合..... 38
イ　　契約締結後の書面交付義務の例外的場合..... 38
ウ　　契約締結後交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法..... 39
ⅰ）　需要家の承諾を得る方法..... 39
ⅱ）　具体的な提供方法..... 39

序　ガスの小売営業に関する指針の必要性等

（1）　本指針の必要性及び構成

平成２６年４月１１日に閣議決定された「エネルギー基本計画」においては、市場の垣根を撤廃し、電力システム改革と併せて、ガスシステム改革及び熱供給システム改革を一体的に推進する方針が示された。これを踏まえ、第１８９回国会において、①ガスの小売業への参入の全面自由化、②ガス料金の規制の撤廃に係る措置の整備、③ガス導管事業の中立性の確保等の措置を講ずるべく「電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号）」が成立した。

平成２９年４月１日、「電気事業法等の一部を改正する等の法律」の一部が施行され、従来は基本的に大口部門のみ自由化されていたガスの小売業への参入が、小口部門を含めて全面自由化されることとなった。

本指針は、小売の全面自由化に伴い、様々な事業者がガス事業に参入することを踏まえ、関係事業者がガス事業法（昭和２９年法律第５１号）及びその関係法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による自主的な取組を促す指針を示すものであり、これによって、ガスの需要家の保護の充実を図り、需要家が安心してガスの供給を受けられるようにするとともに、ガス事業の健全な発達に資することを目的とするものである。

具体的には、本指針は、①需要家への適切な情報提供、②営業・契約形態の適正化、③契約内容の適正化、④苦情・問合せへの対応の適正化、⑤契約の解除手続等の適正化の各項目について、原則として、需要家の利益の保護やガス事業の健全な発達を図る上で望ましい行為や、ガス事業法上問題となる行為（業務改善命令又は業務改善勧告が発動される原因となり得る行為）を示すとともに、一定の場合にはガス事業法上問題とならない旨を例示する。また、ガス小売事業者に課される供給条件の説明義務や契約締結前・締結後の書面交付義務に関するガス事業法の関連法令の詳細な解説を、後述の１（２）ア及び【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】に示している。

なお、本指針のルール等が関係する具体的なケースについては取引の実態を踏まえて、個別の判断が求められるものであり、これらを網羅的にあらかじめ明らかにすることは困難である。したがって、問題や紛争が生じた場合に、本指針の趣旨・内容を勘案して個々の事案に応じて対応し、その判断の積み重ねが本指針の内容をより一層明確にしていくことになると考えられる。また、小売の全面自由化後においてもガスの供給に関するサービスの多様化・複雑化によりトラブルの内容や実態、競争環境も変化していく可能性がある。本指針についても、こうした状況を反映する必要があることから、今後のガスの小売業の環境変化に応じて適時適切に見直しを行っていくこととする。

（2）　本指針を遵守すべき事業者

本指針を遵守すべき主たる関係事業者は、ガス小売事業者及びその媒介・取次・代理業者である[1]。

（3）　本指針で用いる用語の定義

以下の各用語は、本指針において以下に定める意味を有する。

- 本指針：ガスの小売営業に関する指針
- 施行令：ガス事業法施行令（昭和２９年政令第６８号）
- 施行規則：ガス事業法施行規則（昭和４５年通商産業省令第９７号）
- 媒介等：媒介、取次ぎ又は代理[2]
- 媒介業者：小売供給契約の締結の媒介を業として行う者
- 取次業者：小売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者
- 代理業者：小売供給契約の締結の代理を業として行う者
- 媒介・取次・代理業者： 媒介業者、取次業者又は代理業者
- ガス小売事業者等：ガス小売事業者及び媒介・取次・代理業者
- ガス導管事業者：一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者
- 料金その他の供給条件：小売供給に係る料金（当該料金額の算出方法を含む）、料金の支払方法その他のガス事業法第１４条第１項に基づきガス小売事業者等による説明が必要とされる小売供給に係る供給条件
- 違約金等：需要家からの申出による小売供給契約の変更又は解除に伴う違約金その他の需要家の負担となるもの[3]
- 業務改善命令：ガス事業法に基づく経済産業大臣の業務改善命令（ガス事業法第２０条等）
- 業務改善勧告：ガス事業法に基づく電力・ガス取引監視等委員会のガス事業者に対する勧告（ガス事業法第１７８条第１項）
- 業務改善命令等：業務改善命令又は業務改善勧告
- 契約締結前交付書面：ガス事業法第１４条第２項に基づきガス小売事業者等による交付が必要とされる書面
- 契約締結後交付書面：ガス事業法第１５条第１項に基づきガス小売事業者等による交付が必要とされる書面

---

[1] ただし、後述の４（２）及び５には、ガス導管事業者が遵守すべきルールを記載している。

[2] 小売供給契約の締結の媒介・取次ぎ・代理のそれぞれの内容については後述の２（２）を参照されたい。また、需要家代理モデル、一括受ガス及びワンタッチ供給については、後述の１（２）イⅱ）、２（１）ア及び２（３）を参照されたい。

[3] 当該小売供給契約の変更又は解約に伴い、消費機器のリース契約等、別個の契約に係る違約金・精算金その他の需要家の負担となるものがある場合には、当該負担を含む。

・ 契約締結前・締結後交付書面：契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面
・ セット販売：ガスと他の商品・役務をセットで契約した場合に、料金の割引やキャッシュバック等が受けられるとする販売
・ セット割引等：セット販売によって得られる料金の割引やキャッシュバック等
・ スイッチング：需要家が自らに対して小売供給を行うガス小売事業者を他のガス小売事業者に切り替えること
・卸供給：ガスの卸売による供給
・卸売事業者：ガス小売事業者に卸供給を行う事業者
・旧簡易ガス事業者等：旧簡易ガスみなしガス小売事業者等、自ら導管の維持及び運用を行うガス小売事業者
・指定旧供給区域等小売供給等：指定旧供給区域等小売供給及び指定旧供給地点小売供給

1　需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為

（1）　一般的な情報提供

ア　問題となる行為

ⅰ）　料金請求の根拠を示さないこと

料金請求の根拠となるガス使用量等の情報について需要家が自ら把握することは困難である。このため、請求された料金が正しいかどうかを需要家が判断できるようにするためには、原則としてガス小売事業者が当該情報を需要家に示す必要がある。

このため、ガス小売事業者が、料金請求の根拠となるガス使用量等の情報を請求書への記載やウェブサイトでの閲覧を可能とすることなどの方法により需要家に示さないことは問題となる。

なお、取次業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、ガス小売事業者による指導・監督が適切でない場合には、ガス小売事業者自身の行為が問題となる。

ⅱ）　需要家の誤解を招く情報提供

ガス小売事業者が、「当社のガスであれば供給に支障が生じにくい」、「当社と契約しないとガス漏れ等の緊急時対応が一切なくなる」など、需要家の誤解を招く情報提供によって自己のサービスに誘導しようとすることは、需要家の誤認に基づく選択を招きかねず、また、ガス小売事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあるため、問題となる。

なお、媒介・取次・代理業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、ガス小売事業者による指導・監督が適切でない場合には、ガス小売事業者自身の行為が問題となる。

イ　望ましい行為

ⅰ）　標準メニューの公表

ガス小売事業者が自ら、又はその媒介・取次・代理業者を通じて、一般消費者向けの定型的なメニューを標準メニューとして広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは望ましい。これにより、需要家が料金水準の適切性を判断しやすくなることが期待される。

なお、需要家の需要形態等に応じて様々なメニューが設定されることが想定されるため、標準メニューは各ガス小売事業者に１つと限られるものではない。できる限り、需要家に分かりやすいメニューを作成するとともに、定型化された契約条件の下で広く需要家に提供されているメニューは公表されることが望ましい。標準メニューを公表した場合でも、期間限定の割引料金を適用するなど、公表されているメニュー以外の供給条件による販売を行うことも許容される。

ⅱ）　平均的な月額料金例の公表

ガス小売事業者が自ら、又はその媒介・取次・代理業者を通じて、一般消費者向けに平均的なガス使用量における月額料金例を公表することは、需要家が料金水準の適切性を判断することに資するため望ましい。

ⅲ）　価格比較サイト等におけるガス小売事業者等以外の者による需要家の誤解を招く情報提供の訂正等

小売供給に関する情報を扱う価格比較サイトなどで、ガス小売事業者等以外の第三者によって虚偽又は需要家の誤解を招くなど問題になり得るガス小売事業者に係る情報提供が行われていることを当該ガス小売事業者が把握した場合には、当該ガス小売事業者は、速やかに当該情報の訂正を働きかけることが需要家の混乱や誤解を防止する観点から望ましい。

ただし、当該ガス小売事業者が、自らの広告媒体として用いている価格比較サイトなど小売供給に関する情報提供を行う媒体において、上記のような虚偽又は需要家の誤解を招く情報提供を把握したにもかかわらず、その状態を長期間にわたり不当に放置し、働きかけを行わない場合には、ガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。

ⅳ）　ガス料金に工事費等が含まれている場合の請求書等への内訳明記

小売全面自由化後、ガス小売事業者が締結する個別の小売供給契約において、ガス小売事業者がガス導管事業者に対して託送供給約款に基づき支払った導管その他の設備に関する工事費等を当該小売供給に係る料金に含めて回収することが考えられる[4]。

このような場合、ガス小売事業者は、ガス料金の透明性の確保の観点から、需要家への請求書、領収書等に当該工事費等の相当額を記載することが望ましい。

---

[4] このような小売供給契約を締結しようとする際にガス小売事業者が供給条件として説明すべき事項については、後述の【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】の１（３）アを参照されたい（特に施行規則第１３条第１項第８号及び第１２号に関する箇所）。

ｖ）　業務改善命令を受けた事実の公表

ガス小売事業者が経済産業大臣からの業務改善命令（ガス事業法第２０条）を受けた場合、当該事実を需要家が把握できるようにすることが需要家保護の観点から適当であることから、ガス小売事業者自身がその事実を公表することが望ましい。また、この場合、原則として、経済産業省もホームページ等において業務改善命令を発令した事実を公表するものとする。

（２）　契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付

ア　問題となる行為

ｉ）　供給条件の説明義務及び書面交付義務の不遵守

ガス事業法では、ガス小売事業者等は、需要家と小売供給契約の締結又は媒介等をしようとするときは、料金その他の供給条件（需要家が解除を申し出た場合の違約金等の内容を含む。以下同じ。）について、需要家に対し説明することが義務付けられている（ガス事業法第１４条第１項）。また、当該説明をするときは、需要家に対し、料金その他の供給条件を記載した契約締結前交付書面を交付しなければならない（ガス事業法第１４条第２項及び第３項）。

さらに、ガス小売事業者等は、需要家と小売供給契約を締結したときは、遅滞なく、ガス小売事業者等の氏名及び住所、契約年月日、料金その他の供給条件を記載した契約締結後交付書面を交付しなければならない（ガス事業法第１５条）。

これらの説明義務及び書面交付義務は、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備する趣旨から設けられたものである。

ガス小売事業者等が、これらの説明義務及び契約締結前の書面交付義務に違反することは問題となる。

なお、ガス小売事業者等による供給条件の説明の方法や説明すべき事項、契約締結前・締結後交付書面において記載が必要な事項やその一部省略が認められる場合、情報通信技術を利用する方法による提供が認められる場合などの詳細については、後述の【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】を参照されたい。

ⅱ）　セット販売時の必要な説明及び契約締結前・締結後交付書面への記載の欠如

小売の全面自由化後は、ガスと他の商品・役務のセット販売を行う事業者など、多様なサービスを提供する事業者が現れることが想定される。

① セット販売時の料金及びセット割引等の表示について

ガス小売事業者等は、需要家と小売供給契約を締結しようとする際に、「当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）」を説明し、これを契約締結前・締結後交付書面に記載しなければならない（ガス事業法第１４条及び第１５条並びに施行規則第１３条第１項第７号及び第７項並びに第１４条第２項第４号）。このため、ガスと他の商品・役務のセット販売を行う場合も、ガス料金の額の算出方法については明示する必要がある。これに対して、セット割引等のガス料金への配分金額については、これを常に明示させるとすれば、「ガスと他の商品・役務のセットで毎月●●円割引」といった料金メニューの設定が困難となり、自由な商品開発の妨げになると考えられる。このため、セット割引等のガス料金への配分金額については、これを明示する必要まではない。

＜セット販売の説明時における料金算定方法の明示の例＞

ガス料金	他の商品の料金		セット販売による割引
基本料金：1000円／月	基本料金：2000円／月	＋	割引額：1000円／月 （ガス料金への配分額の明示は不要）
従量料金：a円／㎥	従量料金：b円／●		

※ガス料金の請求書においても、上記の料金算定方法をもとに、ガス使用量及びガスの基本料金・従量料金の金額等を示せば、セット割引のガス料金への配分金額を示す必要まではない。なお、これらに加えて託送料金相当金額を示すことが望ましい。

② セット販売時に求められる説明及び契約締結前・締結後交付書面の記載

セット販売においては、商品・役務ごとに契約先となる事業者が異なることを需要家が十分に理解していない、知らない間に他の商品・役務も契約したことになっていた、広告どおりのキャッシュバックが支払われない（キャッシュバックを行う責任主体が誰かが曖昧である）などの問題が生じる懸念がある。

需要家保護という説明義務・書面交付義務の趣旨からすれば、ガス小売事業者等は、セット販売を行う場合には、以下の説明や書面交付を行うことが求められ、ガス小売事業者等が、このような説明・書面交付を行わないことは問題となる。

（ア） セット販売される商品・役務とガスの小売供給とで契約先が異なるときはその旨を適切に説明すること

（イ） どのような条件で料金割引等が適用されるのか（どの商品・役務とセットで購入することで料金割引が適用されるのか、セット販売されるうち

の一部の商品・役務に係る契約を解除した場合に適用が無くなるのか等）を需要家に対し分かりやすく説明すること

（ウ）　キャッシュバック（現金還元）等を行うときは、誰が責任を持ってどのような手続でキャッシュバック等を行うのかを明示すること

（エ）　契約締結前・締結後交付書面に上記各事項を記載すること

イ　望ましい行為等

ⅰ）　スイッチングの際の旧小売供給契約に関する解除及び違約金等の説明

需要家がスイッチングをする場合、切替え前のガス小売事業者との間の小売供給契約（以下「旧小売供給契約」という。）の解除が必要となり、また当該解除に伴い違約金等が発生することがあり得るが、需要家がこれらを認識しないままスイッチングをしてしまう事態が想定される。このため、切替え後のガス小売事業者は、当該需要家に対し、供給条件の説明の際、旧小売供給契約の解除が必要となること及び当該解除の条件によっては、解除により違約金等の発生等の需要家の負担が生じる可能性があることを説明することが望ましい。これにより、需要家が旧小売供給契約の解除の必要性及び解除に伴う負担についても十分認識した上でスイッチングをするかどうかを判断できるようになることが期待される。

また、他のエネルギーからいわゆる都市ガスへエネルギー源を切り替える場合などには、既存設備の撤去等が必要になる可能性がある。こうした切替手続が円滑に進むことを確保する観点から、切替え先のガス小売事業者が需要家に対して、上記同様の説明に加え、切替え前の事業者との間の他のエネルギーの供給契約上の解除の条件によっては、一定期間前に当該切替え前の事業者に対して解除を通知する必要が生じる可能性がある旨を説明することが望ましい。

ⅱ）　需要家代理モデルにおける説明等

需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメリットをもたらす需要家代理モデルが新たに想定される。需要家代理モデルの活用により、ガス小売事業者の一括営業による販売経費等の圧縮を通じた安価な料金メニューの適用や、需要家の利用メニューの多様化が可能となり得る。

需要家代理モデルにおける代理人はあくまで需要家の代理人であって、ガス小売事業者と代理人との契約の効果が需要家に帰属することとなるが、ガス事業法上の小売供給契約の主体はガス小売事業者と当該需要家であることから、このような営業・契約形態は、ガス事業法上の規制の対象外である。

他方、需要家の代理人が当該需要家との小売供給契約に係るガス小売事業者を兼

ねる自己契約又は代理業者を兼ねる双方代理であって、需要家に対し自己契約又は双方代理となる旨の同意を得ないときは、需要家の利益を害するおそれがあるため無権代理行為になると解されており、（民法（明治２９年法律第８９号）第１０８条本文）、ガス小売事業者自身の行為や、ガス小売事業者が行う代理業者に対する指導・監督が適切でないとして問題となることから、ガス事業法第２０条に規定される業務改善命令の対象となる場合がある。

需要家代理モデルの場合、需要家との小売供給契約の内容や解除手続及び苦情・問合せへの対応の適正性については、ガス小売事業者がガス事業法上の責任を負っている。ガス小売事業者等は、需要家の代理人と称する者から小売供給契約の申込みを受けた場合には、当該需要家の代理人と称する者が小売供給契約を締結する代理権を有しているかを適切な方法により確認することが望ましい。[5]

ガス事業法の規制の対象外であるからといって、需要家の代理人が需要家に適切な情報提供をしないことによって、需要家の利益が害されることがあってはならない。そこで、需要家の代理人は、本指針に定められたガス小売事業者に求められるものと同等の説明・書面交付、需要家の代理人として行う小売事業者等との契約に係る手数料等の条件の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うべきである。これにより、需要家に対して料金その他の供給条件等に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件等を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境が整備されることが期待される。このほか、需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明等、本指針でガス小売事業者に求められる各種行為については、需要家代理モデルにおいても代理人が適切に行うべきである。

なお、需要家代理モデルにおける消費者と代理業者との間の代理契約については、消費者契約法(平成１２年法律第６１号)が適用される可能性がある。消費者契約法関係で注意すべき点については、「ガスの小売供給契約及び需要家代理契約に当たり注意すべき事項例」を参照すること。以下に、需要家代理モデルのモデル図を示す。

[5] 外形的・客観的に考察して、需要家の代理行為が需要家の代理人にとっては利益となり、需要家にとっては不利益となる場合は、需要家と代理人との間の代理契約が利益相反行為として無権代理行為となる可能性があるため、当該代理契約を避けるべきである。

【需要家代理モデル】

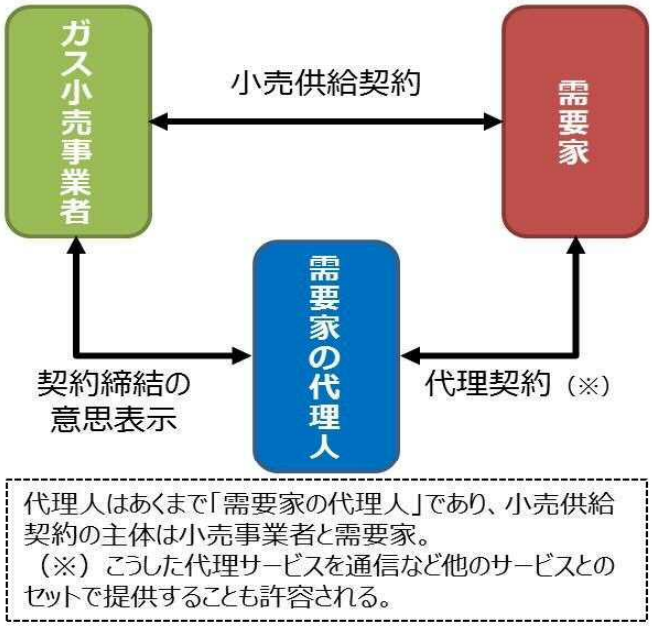

また、需要家代理モデルに基づくガスの供給を「一括受ガス」と呼称することで、当該供給によりガスの供給者選択に一定の制約を課すことになると需要家へ誤認させる可能性があること、またそもそも一括受ガス自体がガス事業法上許容されていないことから、ガス小売事業者及び需要家の代理人による当該呼称の使用は問題となる。

iii）　セット販売に係る複数の契約の契約期間が異なる場合における解除の条件の説明等

ガスと継続的に提供される他の商品・役務のセット販売がされた場合において、需要家が、当該セット販売に係る複数の契約を同時に解除し、別のガス小売事業者等との契約へ切り替える場合も想定される。この場合、当該セット販売に係る各契約の契約期間が個別に設定されていると、複数の契約の更新時期が重なり合わず、このような複数の契約を同時に解除すると常に違約金等が発生する事態が生じ得る（下図参照）。

このようなセット販売に係る契約を締結しようとする場合、ガス小売事業者等は、小売供給契約の解除時の違約金等に関する説明に加えて（施行規則第１３条第１項第２１号）、需要家に対し、当該セット販売に係る複数の契約を同時に解除する場合には常に違約金等が発生することについて、適切に説明することが望ましい。

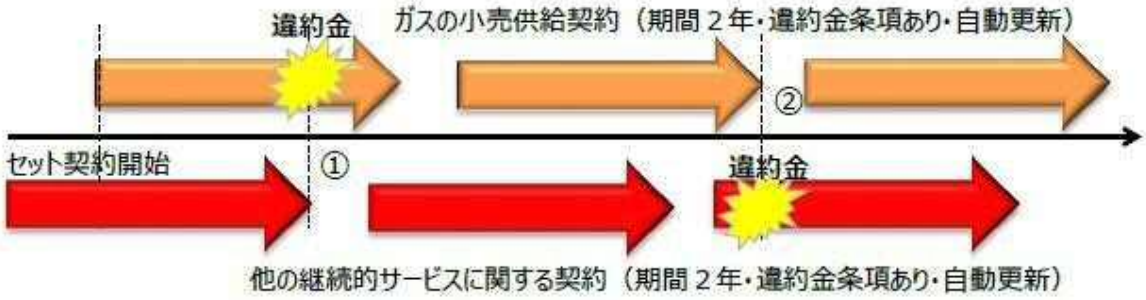

また、上記のような事例においては、セット販売に係る複数の契約を同時に解除する方法によるスイッチングを事実上抑制する効果がある。このため、ガス小売事業者等は、セット販売を新規に行う場合、当該セット販売に係る各契約の契約期間を同じ期間に設定することや、各契約のうち最も長期の契約期間の満了時には当該セット販売に係る複数の契約を違約金等の負担なく同時に解除できるようにすることが望ましい（下図参照）。

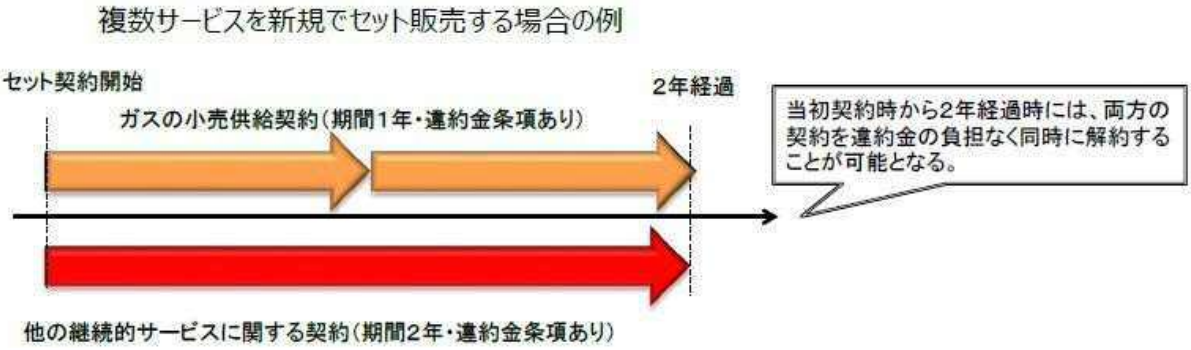

ⅳ）　需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明

後述の５（１）※）及び５（２）のとおり、小売供給契約について需要家がクーリング・オフをした場合やガス小売事業者から解除した場合などにおいて、需要家は無契約状態となり供給が停止されるおそれがあるが、そのことを事前及び事後に需要家が知る機会を確保することが重要である。

そこで、ガス小売事業者等は、需要家と小売供給契約の締結又は媒介等をしようとするとき及び需要家から小売供給契約についてクーリング・オフの通知を受けたときは、「小売供給契約について需要家がクーリング・オフをした場合やガス小売事業者から解除された場合などには、需要家が無契約状態となり、ガスの供給が停止されるおそれがあること、そのため、他のガス小売事業者と小売供給契約を締結するか、最終保障供給（経過措置料金規制の指定を受けているみなしガス小売事業者の小口部門への供給は指定旧供給区域等小売供給等）を申し込む必要があること」

を需要家に対して説明することが望ましい。

また、クーリング・オフやガス小売事業者からの契約解除などにより無契約状態でガスを使用している需要家から申込みを受けたことを認識したガス小売事業者等は、当該無契約状態でのガスの使用[6]を解消するため、「無契約状態でのガスの使用を解消するためには、クーリング・オフ行使日や小売供給契約の解除日等、無契約状態でのガスの使用を開始した日から小売供給契約締結日までの期間について、自己との小売供給契約の効力を遡らせるか、最終保障供給（経過措置料金規制の指定を受けているみなしガス小売事業者の小口部門への供給は指定旧供給区域等小売供給等）を受けたとするかのどちらかを選択する必要がある」旨を需要家に対して説明することその他必要に応じて適切な情報提供をすることが望ましい。

なお、ガス小売事業者が、需要家が無契約状態でガスを使用している事実を知りつつ、需要家が実際のガスの使用開始日を偽ることを助長するような行為を行うことは、ガス事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあることから、問題となる。媒介・取次・代理業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、ガス小売事業者による指導・監督が適切でない場合には、ガス小売事業者自身の行為が問題となる。

---

[6] クーリング・オフ後のガスの使用のほか、小売供給契約が解除されたものの、（通常であればガス小売事業者により供給停止（閉栓）がされるはずのところ事実上それがされなかったために）需要家が他のガス小売事業者と小売供給契約を締結する等せずにガスの供給を受けている場合などが考えられる。

２　営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為等

（１）　ガス事業法上許容されない営業・契約形態

ア　一括受ガスについて

電力分野では、受電実態がない者が、需要家に代わり当該事業者の名義で、あるいは需要家の契約名義を当該事業者に書き換えることにより、小売電気事業者等と小売供給契約を締結し、需要家に電気を提供するような行為については、物理的な電気の使用・受電の実態に即さない契約を生じさせるものであることから、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）上許容すべきものではなく、また、最終的な電気の使用者がスイッチングをしたいと考えても、供給元の小売電気事業者と最終的な電気の使用者の間で契約関係がないため、簡易・迅速なスイッチングができない等の需要家保護の観点からも許容し得ないものとされている[7]。

ただし、マンションやオフィスビル等におけるいわゆる高圧一括受電による電気の提供については、これは、当該マンションやオフィスビル等という一の需要場所における受電実態（設置された受電設備の所有や維持・管理）を有する高圧一括受電事業者が、当該需要場所におけるマンション各戸や各テナント等の最終的な電気の使用者に電気を提供するものであることから、電気事業法上の規制の対象外と位置づけられている[8]。

一方、マンションやオフィスビル等に対するガスの供給について、低圧導管によって行われる場合においては、敷地外の低圧導管から敷地内の内管を通じて直接マンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対してガスの供給がなされるため、仮に一括受ガス事業者が需要家としてガス事業者から小売供給を受けるという契約形態が存在したとしても、この者は何らかの設備の保有や維持・管理を行っているわけではないことが多く、それゆえに、ガスの供給を受けているという実態（以下「受ガス実態」という。）がない場合も想定されるところである。このため、一括受ガス事業者に受ガス実態がない場合において、一括受ガス事業者がマンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対して行うガスの受渡し行為については、受ガス実態がないにもかかわらず、自らが需要家であるかのように装って、形式上ガス事業者からガスの供給を受け、最終的なガスの使用者に当該ガスを使用させるという、実態に則さない契約関係を生じさせるものであることから、このような営業・契約形態はガス事業法上許容すべきものではない（ガス小売事業の登録を受けていない者がこのような行為をした場合には、ガス事業法第３条に違反する無登録営業として罰則（１年以下の懲役若しくは１００万円以下の罰金又はこれらの併科）の対象となり得る（ガス事業法第１９６条第１号）。）。

また、敷地外の導管が高圧・中圧・低圧のいずれであるかにかかわらず、一括受ガス事

---

[7] 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成３０年１２月改定）２９頁参照。

[8] 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成３０年１２月改定）３５頁参照。

業者がガバナー（整圧器）などの設備を保有又は維持・管理し、一括受ガス事業者がガス事業者から供給を受けたガスを減圧するなど、当該設備を経由してマンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対してガスを受け渡す行為についても、ガスメーターに係るガス事業法上の保安規制を担保できないこと、同法上当該ガバナー（整圧器）については一般ガス導管事業者に保安義務があり一括受ガス事業者が実質的な維持・管理を行っているとは言えないこと（ガス事業法第６１条第１項参照）、電力分野で許容されていない受電実態のない場合の行為と同様に供給元のガス小売事業者と最終的なガスの使用者との間で契約関係がないため、マンションの各戸やオフィスビルの各テナント等の需要家による簡易・迅速なスイッチングができないこと、ガス小売事業者等の供給条件説明義務（ガス事業法第１４条第１項）、書面交付義務（ガス事業法第１４条第２項及び第１５条第１項）、苦情等の処理の義務（ガス事業法第１６条）といったガス事業法上の需要家保護を確保できないことなどの理由により、このような営業・契約形態はガス事業法上許容すべきものではない（ガス小売事業の登録を受けていない者がこのような行為をした場合には、ガス事業法第３条に違反する無登録営業として罰則（１年以下の懲役若しくは１００万円以下の罰金又はこれらの併科）の対象となり得る（ガス事業法第１９６条第１号）。）。

（２）　ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理における問題となる行為及び望ましい行為

ア　ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理のガス事業法上の位置づけ

ガス小売事業のライセンスを有しない者が、小売供給契約の締結の「媒介」、「取次ぎ」又は「代理」を行うことは、ガス事業法上許容される（ガス事業法第１４条第１項参照）。

なお、「媒介」とは、他人（ガス小売事業者及び小売供給を受けようとする者）の間に立って、当該他人を当事者とする法律行為（小売供給契約）の成立に尽力する事実行為をいう。また、「取次ぎ」とは、自己の名をもって、他人（ガス小売事業者）の計算において、法律行為（小売供給契約）をすることを引き受ける行為をいう。さらに、「代理」とは、他人（ガス小売事業者）の名をもって、当該他人のためにすることを示して行う意思表示をいう。

小売供給契約の締結の媒介等を行う場合、媒介・取次・代理業者は、需要家に対して説明義務及び契約締結前・締結後の書面交付義務を負う（ガス事業法第１４条及び第１５条。後述の【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】参照。）。

以下に、小売供給契約の締結の媒介等を行う場合のモデル図を示す。

【媒介モデル】

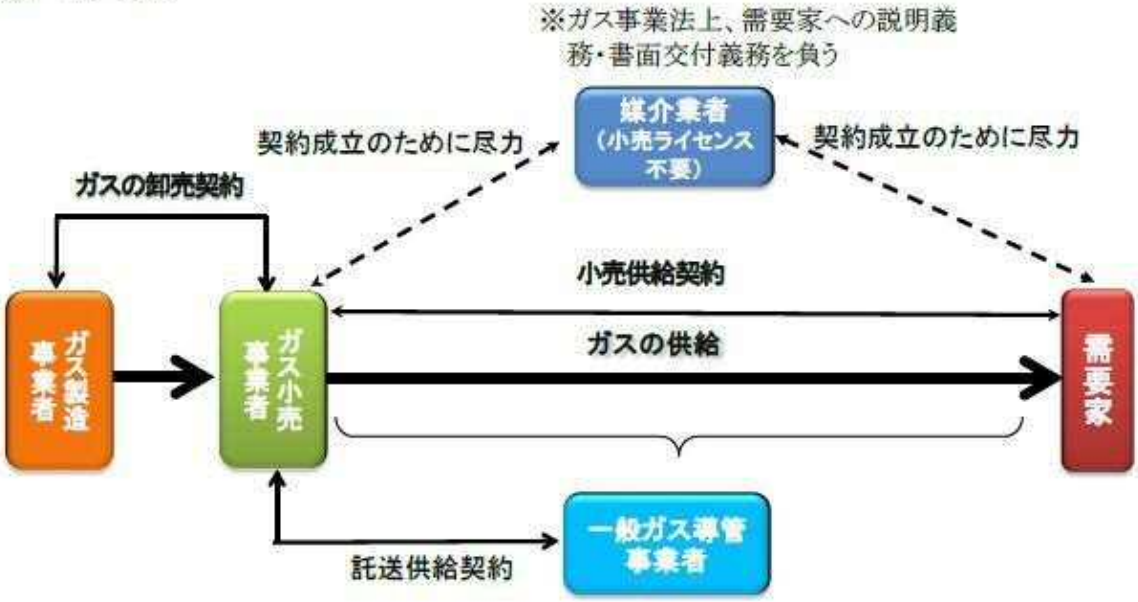

【取次ぎモデル】

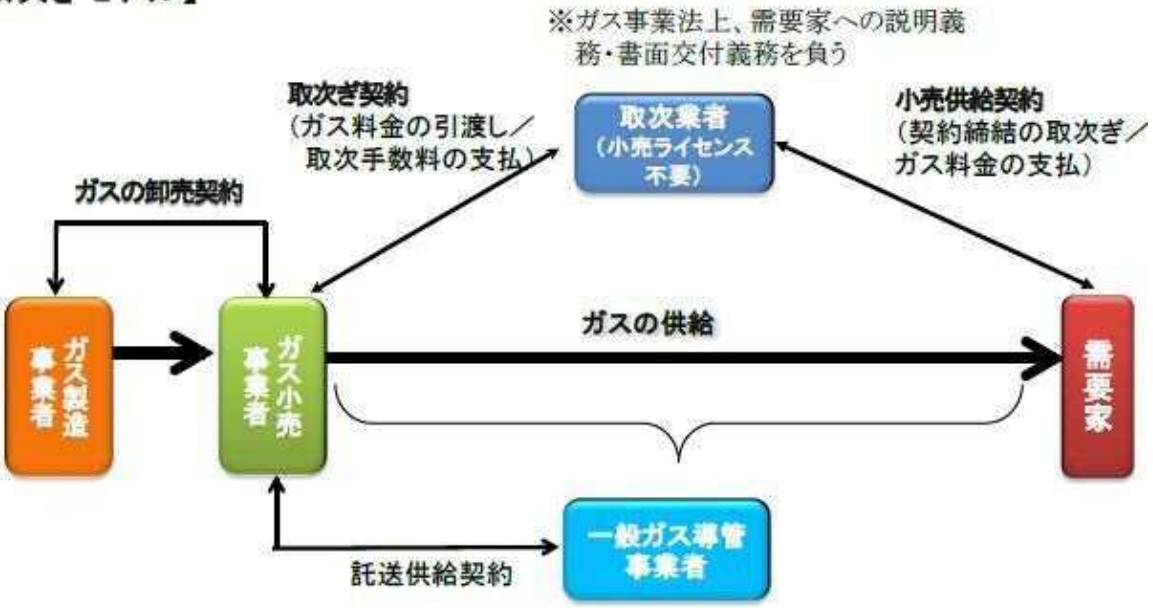

【代理モデル】

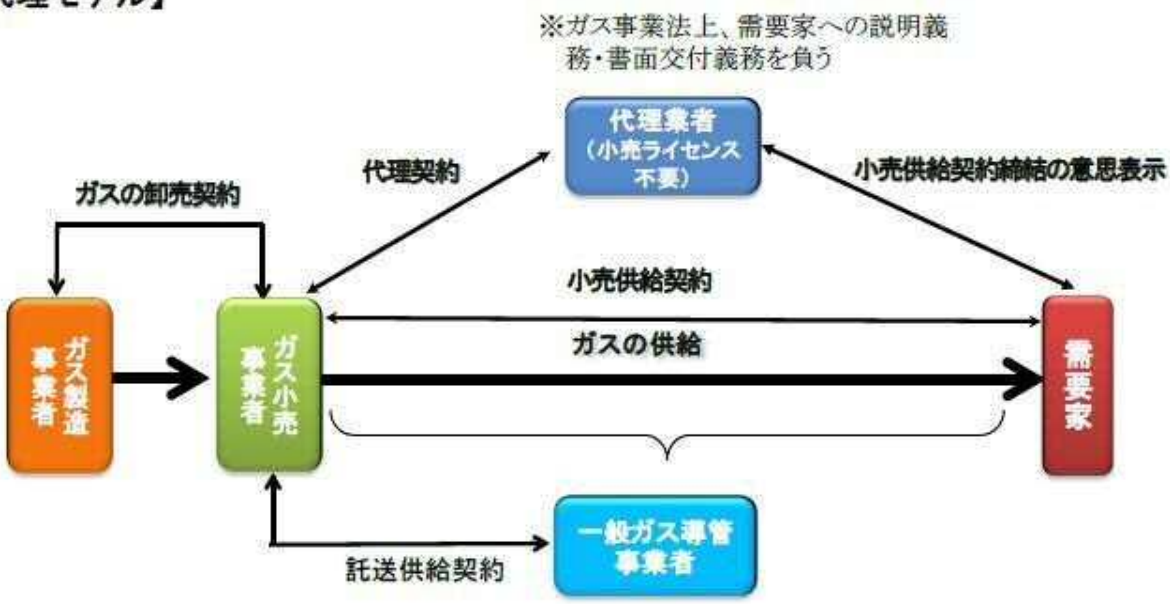

イ　問題となる行為

ｉ）　ガス小売事業者が媒介・取次・代理業者を利用する場合の営業活動の在り方

ガス小売事業者が小売供給契約の締結に媒介・取次・代理業者を利用するに際し、これらの者に対し、需要家への説明義務・書面交付義務等を果たすなど適切な営業活動を行うよう指示・監督しないことは、結果として、媒介・取次・代理業者が説明義務・書面交付義務に違反したときは、ガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。

ⅱ）　媒介・取次・代理業者の営業活動の在り方

小売の全面自由化後、媒介・取次・代理業者による様々な営業活動が予想されるが、その中で、テレビＣＭ、ＷＥＢ広告、チラシ等において、あたかも自己がガスの小売供給を行うかのような営業活動が行われる可能性がある。

もっとも、実際に小売供給を行い、ガス事業法上のガス小売事業者としての義務を負うのはガス小売事業者であることから、需要家に誤解が生じないよう、媒介・取次・代理業者は、小売供給契約の締結の媒介等をしようとするときは、ガス小売事業者の名称や、自己が行う行為は媒介等であること等について説明する義務が課されている（ガス事業法第１４条第１項並びに施行規則第１３条第１項第１号及び第２号）。

もっとも、小売供給契約の締結の媒介等をしようとするときに一定の説明をしたとしても、媒介・取次・代理業者の上記のような営業活動により誤解が生じている場合には、需要家が小売供給の主体を十分に理解しないまま契約を締結してしまう

おそれがある。

そこで、媒介・取次・代理業者の需要家に対する説明義務が尽くされているかについては、当該事業者の営業活動もあわせて勘案し、総合的に、需要家が実際に小売供給を行うのはガス小売事業者であることを十分に理解できるように説明を行っているかどうかという観点からも判断する。

なお、虚偽の営業活動や説明が許容されないことは当然であり、媒介・取次・代理業者によるテレビＣＭ、ＷＥＢ広告、チラシや供給条件の説明等において、媒介・取次・代理業者が「自社のガスを供給している」旨の表示等を行う場合には、需要家の誤解や混乱を招き、ガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる（ガス小売事業者が適切に指導・監督をしない行為も問題となる。）。

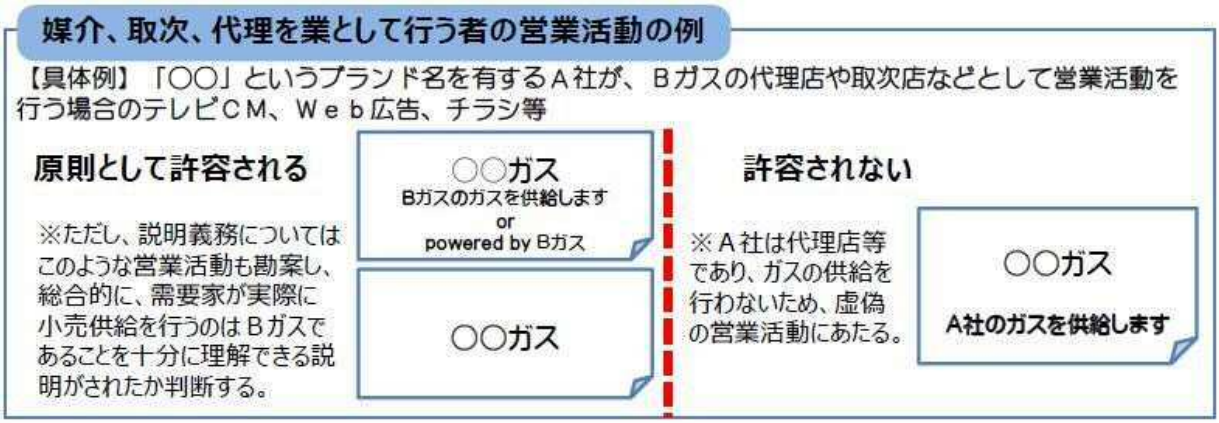

iii）　取次ぎを行う際に遵守すべき事項

ガス小売事業者が、小売供給契約の締結に際し取次業者を利用する場合、小売供給契約は需要家と取次業者の間で締結され、ガス小売事業者が契約締結主体とならない点で他の類型と異なる。このような特殊性から、ガス小売事業者及び取次業者は、以下の事項を遵守することが必要であり、これらに違反する行為は、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。

① 小売供給の主体はガス小売事業者であるため、託送供給契約はガス小売事業者又は卸売事業者がガス導管事業者との間で締結すること。

② 取次業者は、ガス小売事業者の名称を説明する等、説明義務・書面交付義務を適切に遵守すること（ガス事業法第１４条及び第１５条）。特に、ガスの供給を行うのは、取次業者ではなくガス小売事業者であることについて、誤解を生じさせないよう注意して説明すること。

③　ガス事業法上のガス小売事業者としての義務（ガス事業法第１３条第１項の供給能力の確保やガス事業法第１６条の苦情等の処理等）は、ガス小売事業者が負うこと。

（※）　ガス小売事業者が苦情等の処理の責任を負うことを前提に、取次業者も苦情等の処理を行うことは妨げられない。

④　順次取次ぎ（取次業者がさらに他の者に取次ぎを委託すること）、需要家側の取次ぎを行わないこと。

⑤　ガス小売事業者は、取次業者との間の取次契約の解除等により需要家が不利益を受けないよう、十分な需要家保護策をとること。

例えば、ガス小売事業者は、取次業者の債務不履行等を理由とする取次契約の解除をする場合、当該解除による不利益を需要家に負わせることのないよう措置すること（このような場合、ガス小売事業者が従前と同等の小売供給契約を需要家と直接契約すること等）などが求められる。

ウ　望ましい行為

電力の小売全面自由化前後の状況に鑑みると、ガスの小売全面自由化に便乗して、ガス小売事業者の代理店である等と詐称し、各種機器の販売等の勧誘を行う事例が発生することが予想される。これらの中には、長期間かつ高額のリース契約を伴うものなど、解約に際してトラブルが発生する可能性が高いものが含まれ得る。

このような状況等を踏まえ、ガス小売事業者が、業務提携をしている媒介・取次・代理業者を自己のホームページ等において分かりやすく公表することは、上記のようなトラブルの防止に資するため望ましい。

（3）　ガス小売事業者のワンタッチ供給における問題となる行為

従来、中圧を中心に、大口ガス事業者が、需要場所において卸売事業者からガスの卸供給を受けた上で当該需要場所において当該ガスによる小売供給を行うという契約形態がとられてきた（以下このような契約形態を「ワンタッチ供給」という。）。これは、ガス事業法上、ガスの卸供給のための託送供給も制度上認められてきたことから行われてきたものであるが、ワンタッチ供給では通常の小売供給と異なり、ガス小売事業者は自ら託送供給契約を締結しないことから、日々の払出計画作成等の業務は、卸売事業者の責任で対応することとなる。

このようなワンタッチ供給を行うガス小売事業者が、小売供給契約の解除の際に、卸売事業者との間のガスの卸供給契約を解除することを不当に怠ることは、新たなガス小売事業者又は卸売事業者による当該需要場所に係る託送供給契約の締結を阻害するなど、当該需要家へのガスの供給を阻害することとなり、ガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。

以下に、ガス小売事業者がワンタッチ供給を行う場合のモデル図を示す。

（参考）ワンタッチ供給のイメージ

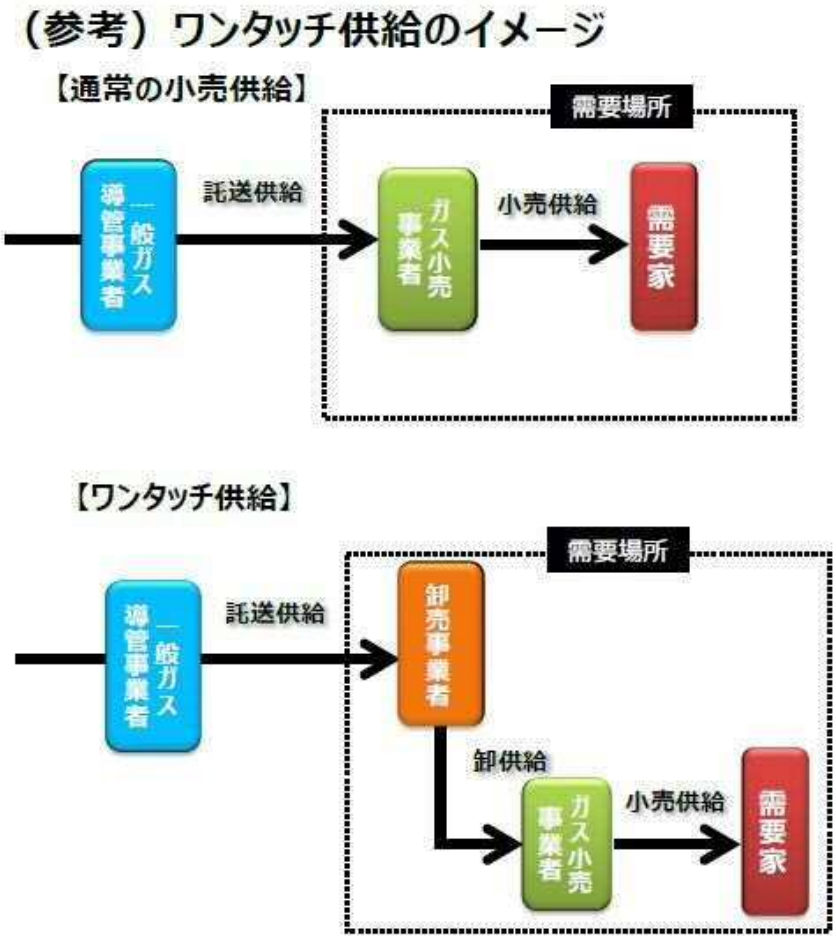

（4）　ガス小売事業者による業務委託における問題となる行為

供給能力の確保や需要家からの苦情・問合せへの対応、新たな同時同量制度への対応、消費機器に関する保安業務などガス小売事業者として必要な対応については、他の事業者へ業務委託を行うなどの措置を当該ガス小売事業者の責任において講ずることは許容される。

なお、ガス小売事業者としての業務を委託する場合であっても、ガス事業法上、①ガス小売事業者が自ら需要家に対してガスの供給（小売供給）を行うこと、②ガス小売事業者又は卸売事業者が自らガス導管事業者と託送供給契約を締結することが、それぞれ必要であり、これらの主体を他の者に変更する行為は、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。

以下に、ガス小売事業者が業務委託を行う場合のモデル図を示す。

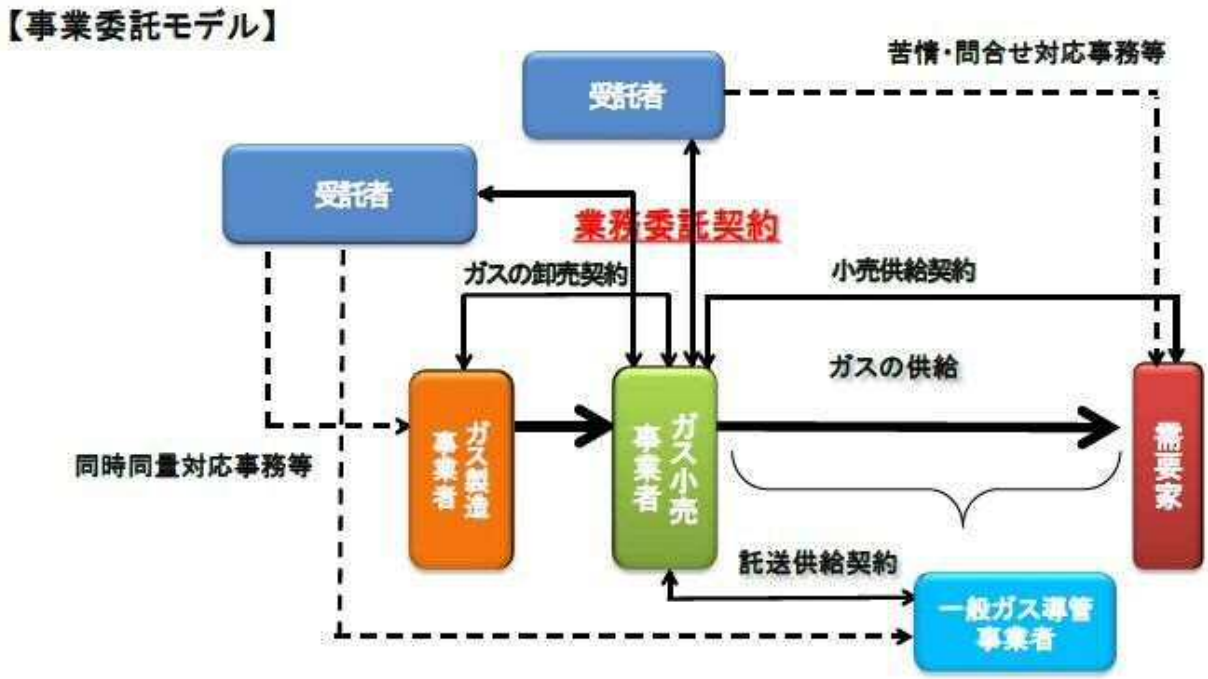

３　小売供給契約の内容の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為

小売の全面自由化後、小売供給契約の内容については当事者間の合意に基づき自由に定められることが原則である（経過措置料金に係る指定旧供給区域等小売供給約款及び指定旧供給地点小売供給約款並びに最終保障供給約款を除く。）。ただし、需要家とガス小売事業者との間で情報の質・量や交渉力に差があることなどを踏まえると、需要家利益を著しく損ねるような不当な契約内容については、適正化を図る必要があり、例えば、以下のような行為が問題となる行為及び望ましい行為として考えられる。

（１）　不明確なガス料金の算出方法

ガス小売事業者が、小売供給契約において、ガス料金の算出方法を明確に定めないこと（「当社が毎月末に請求する額」や「時価」とするなど）は、需要家が料金水準の適切性を判断することを著しく困難にすることから、問題となる。

なお、取次業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、ガス小売事業者による指導・監督が適切でない場合には、ガス小売事業者自身の行為が問題となる。

（２）　小売供給契約の解除における問題となる行為及び望ましい行為

ア　問題となる行為

ガス小売事業者が、以下に記載するように、需要家による小売供給契約の解除を不当に制限することは、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあることから、問題となる。

なお、取次業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、ガス小売事業者による指導・監督が適切でない場合には、ガス小売事業者自身の行為が問題となる。

ｉ）　小売供給契約の解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること

（例）　① 需要家からの小売供給契約の解除を一切許容しない期間を設定すること
② 小売供給契約の解除に関して、不当に高額の違約金等を設定すること
③ 需要家からの申出がない限り契約期間終了時に契約を自動的に更新するという小売供給契約において、更新を拒否できる期間を極めて短い期間に設定するなどによって、需要家が更新を不要と考えた場合に、容易に更新を拒否することができないような契約条項を設けること

ⅱ）　小売供給契約の解除を著しく制約する行為をすること

（例）　①　需要家からの小売供給契約の解除の申出や、契約期間終了時の小売供給契約の自動的な更新を拒否する申出に応じないこと（コールセンターに電話しても担当者につながないなど速やかに対応しないことを含む。）

②　需要家からの小売供給契約の解除手続又は自動的な更新を拒否する手続の方法を明示しないこと

イ　望ましい行為

家庭用に係る需要家が転居を行う場合、現住所を供給場所とする締結済みの小売供給契約について、ガス小売事業者又は取次業者（小売供給契約の締結の取次ぎをする場合）との間で変更・解除を行う必要が生じると考えられる。

この場合において、契約期間内に当該小売供給契約を変更・解除する場合には違約金等が発生する旨契約上定められているときには、期間内での契約内容の変更・解除として違約金等が発生することが想定される。

需要家が転居先で引き続き同じガス小売事業者から供給を受けられる場合などには、同じガス小売事業者との小売供給契約を継続することで対処が可能な場合もあるが、ガス小売事業者が事業を展開する地域外への転居の場合、このような対応を需要家側では取り得ない。

このため、ガス小売事業者は、契約期間内に解除する場合には違約金等が発生する旨定めた小売供給契約を締結している需要家が転居する場合において、転居先が解除申出時点において自己から小売供給を受けることができない場所であるときには、違約金等を負担することなく解除できるよう措置することが望ましい。

なお、需要家が転居をする場合、短期間での託送供給契約の解除・変更を理由として、託送供給契約に基づきガス小売事業者に請求された料金及び工事費の精算金（託送供給契約を締結していない旧一般ガス事業者及び旧簡易ガス事業者の契約においては、これに相当する費用）が発生する場合や小売供給契約の解除に伴い消費機器のリース債務残額の支払義務が発生する場合には、合理的な範囲で当該費用相当額をガス小売事業者が需要家に請求することは妨げられない。

（3）　競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給

ガス小売事業者が、競合相手を市場から退出させる目的で不当に安い価格で小売供給を行うことは、ガス小売事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあり、これによりガス事業の健全な発達に支障が生じる（又は生ずるおそれがある）と認められる場合には、問題となる。

なお、取次業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、ガス小売事業者による指導・監督が適切でない場合には、ガス小売事業者自身の行為が問題となる。

４　苦情・問合せへの対応の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為

（１）　苦情・問合せへの対応に関し問題となる行為

ガス小売事業者は、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給条件についての需要家（小売供給を受けようとする者を含む。）からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない（ガス事業法第１６条）。ガス小売事業者がこの苦情等の処理義務に違反することは問題となる。なお、ガス小売事業者等が苦情・問合せに応じることのできる連絡先は、供給条件の説明の際に説明するほか、当該ガス小売事業者等のホームページ等においても確認できるようにすることが求められる。

（２）　災害等によりガスの供給に生じた支障に関する問合せ対応に関して問題となる行為及び望ましい行為

苦情等の処理の具体例として、災害等によりガスの供給に生じた支障（以下「供給支障」という。）に関する問合せについては、託送供給に関するものであったとしても、ガス小売事業者が需要家に対して適切に情報提供を行うことが適当であり、ガス小売事業者が行うべき対応については、以下のように考えられる[9]。

ア　問題となる行為

原因が不明な供給支障が生じた場合、ガス小売事業者が需要家からの問合せに不当に応じないこと（需要家の相談に一切応じない、ガス導管事業者の連絡先を需要家に伝えないなど）は、ガス小売事業者の苦情等の処理義務に反する可能性があり、問題となる。

イ　望ましい行為

ｉ）　導管要因であることが明らかな供給支障への適切な対応

導管の破損など、導管設備の要因で供給支障が生じていることが明らかな場合には、ガス導管事業者がホームページ等を通じて提供する情報を用いて、ガス小売事業者が需要家からの問合せに対応することが望ましい[10]。

---

[9] なお、小売全面自由化後のガス事業者に対する保安規制等に関しては、産業構造審議会　保安分科会　ガス安全小委員会「ガスシステム改革保安対策WG報告書」（平成２８年６月）及び経済産業省「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」（平成２８年７月２９日）を参照されたい。

[10] 旧簡易ガス事業者等においては、自ら供給支障の要因を把握することが可能であるため、当該情報を用いて需要家からの問合せに応じることとなる。

また、このような場合には、ガス導管事業者はガス小売事業者に対して、供給支障に関する情報をホームページ等を通じて適時に提供することが望ましい。

ⅱ）　原因が不明な供給支障への適切な対応

原因が不明な供給支障への対応について、ガス小売事業者は、供給支障の状況に応じて需要家に対して適切な助言（ガスメーターの操作方法の案内等）を行うとともに、それでも解決しない場合にはガス導管事業者やガス工事店に対して連絡を取る必要があることから、適切な連絡先を紹介することが望ましい。

５　小売供給契約の解除手続等の適正化の観点から問題となる行為

小売供給契約の解除手続については、需要家本人が知らない間に小売供給契約が解除されガスの供給が止まるおそれがあることから、需要家側から解除の申出があった場合には、ガス小売事業者は、本人の意思に基づく申出か否かの確認を適切に行うことが重要である。一方で、解除の申出を受けたガス小売事業者が解除に円滑に応じること等も、スイッチングを円滑に行う観点から重要である。

また、料金未払やガス小売事業者の倒産などにより、ガス小売事業者から小売供給契約の解除や供給停止をしようとする場合については、需要家に混乱を来さないよう、需要家への十分な事前通知などが行われることが必要となる。

上記を踏まえ、小売供給契約の解除手続等を適正化するため、例えば以下の行為は問題となる行為と位置づけられる。

なお、取次業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、ガス小売事業者による指導・監督が適切でない場合には、ガス小売事業者自身の行為が問題となる。

（1）　需要家からの小売供給契約の解除時の手続

ⅰ）　本人確認を行わないこと

ガス小売事業者が小売供給契約の解除の申出を受けた際には、これが当該小売供給契約の相手方たる需要家からの申出であることを適切な方法（例えば、当該需要家の氏名、住所及び契約者番号のすべてを確認する等）により本人確認すべきである。これを怠った結果、需要家本人の意に沿わない解除手続を行うことは、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。

ⅱ）　解除に速やかに対応しないこと

需要家側から小売供給契約の解除の申出があった場合、ガス小売事業者により需要家の意に反した過度な「引き留め営業」や、過度な本人確認を行うことなどによって速やかに対応しない「引き延ばし営業」が行われるおそれがある。小売供給契約の解除の申出を受けたガス小売事業者や取次業者が解除に正当な理由なく速やかに応じないこと（ガス小売事業者が、需要家から取次業者との間の小売供給契約の解除の申出を受けた場合において、取次業者に連絡するなどの対応を速やかに取らないことを含む。）は、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。

また、需要家代理モデルにおける需要家は小売供給契約の主体であり、随時小売供給契約の見直しを行い、ガス小売事業者をスイッチングすることが可能であるが、需要家の代理人は、スイッチングに係る手続を迅速に行うべきである。

※)　需要家からのクーリング・オフについての適切な対応

特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号。以下「特商法」という。）は、訪問販売及び電話勧誘販売の２類型について、最終保障供給並びに指定旧供給区域等小売供給及び指定旧供給地点小売供給をクーリング・オフの適用除外としており（特商法第２６条第４項第２号並びに特定商取引に関する法律施行令（昭和５１年政令第２９５号）第６条の３第２号及び附則第３項第３号及び第４号）、ガス小売事業者が訪問販売等で需要家と上記以外の小売供給契約を締結した場合をクーリング・オフの対象としているが、クーリング・オフによって需要家に対するガスの供給に支障が生じるようなことがあってはならない[11]。このため、クーリング・オフの際、一般ガス導管事業者が適切な需要家保護措置をとることができるよう、ガス小売事業者は、クーリング・オフがあったとしても直ちに供給停止（閉栓）をせず、クーリング・オフを理由とする託送供給契約の解除を行う場合は、その旨を一般ガス導管事業者に通知した上で解除をすることが望ましく、このような対応を不当に実施しない場合には、これによりガスの需要家の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる[12]。

また、需要家のクーリング・オフにより無契約であることを理由にガスの供給を停止する際には、一般ガス導管事業者は、例えば以下の措置をとることなどが望ましく、このような対応を不当に実施しない場合には、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。

- クーリング・オフにより無契約状態となる需要家に対して、供給停止を行う５日程度前までに供給停止日を明示して、ガス小売事業者との小売供給契約等を締結しない場合には無契約状態を理由とする供給停止になる旨の予告通知を行うこと。
- 供給停止の予告通知の際に、最終保障供給（経過措置料金規制の指定を受けている旧一般ガスみなしガス小売事業者の小口部門への供給は指定旧供給区域等小売供給）を申し込む方法があることを説明すること（説明の方法は、訪問、電話、郵便等による書面送付、電子メールの送信などが適当である。）。

---

[11] 需要家が新たに締結した小売供給契約についてクーリング・オフをした場合、従前締結していた小売供給契約の解除の効力は覆らないため、需要家はどのガス小売事業者とも小売供給契約を締結していない状態（無契約状態）となる可能性がある。

[12] 特定ガス発生設備による小売供給を行うガス小売事業者については、自己の維持及び運用する導管により小売供給を行っている需要家からクーリング・オフがあった場合には、一般ガス導管事業者による需要家保護措置は観念しえないためこのような対応を行う必要はないが、前述の１（２）イⅳ）で述べたとおり、クーリング・オフにより需要家が無契約状態となること等を需要家に説明することが望ましい。

（2）　ガス小売事業者からの小売供給契約の解除時の手続

ガス小売事業者が、需要家の料金未払やガス小売事業者の倒産[13]等を理由に小売供給契約を解除する場合について、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる[14]。ただし、需要家がガス小売事業者に対し事前に通知等をせずに需要場所から移転し、ガスを使用していないことが明らかな場合には、以下の措置をとらずに小売供給契約を解除したとしても問題とならない。

① 小売供給契約の解除を行う１５日程度前及び５日程度前までに需要家に解除日を明示して解除予告通知を行うこと。

② 解除予告通知の際に、無契約となった場合にはガスの供給が止まることや、最終保障供給（経過措置料金規制の指定を受けているみなしガス小売事業者の小口部門への供給は指定旧供給区域等小売供給等）を申し込む方法があることを説明すること（説明の方法は、訪問、電話、郵便等による書面送付、電子メールの送信などが適当）。

③ 小売供給契約の解除に伴い、当該需要場所に関する託送供給契約の解除を行う１０日程度前までに、ガス小売事業者側からの小売供給契約の解除を理由とすることを明示した上で、ガス導管事業者に託送供給契約の解除の連絡を行うこと。

④ ガス小売事業者が供給停止（閉栓）をした場合には、速やかにガス導管事業者に対して供給停止（閉栓）を行った旨の通知を行うこと。

なお、一般ガス導管事業者やみなしガス小売事業者が、最終保障供給や指定旧供給区域等小売供給等を停止するにあたっては、需要家への配慮措置（需要家が在宅医療者、生活保護受給者等であることが確認できた場合の配慮措置等）を、当該供給に係る契約を締結した上で行うことは前提となる。

---

[13] なお、ガス小売事業者が経済産業大臣による登録取消処分（ガス事業法第１０条）や自主的判断により、事業の休止又は廃止をしようとする場合には、あらかじめ、需要家に対してその旨を周知しなければならない（ガス事業法第９条第３項）。周知すべき時期としては、需要家が他のガス小売事業者を選択する十分な時間的余裕を確保するため、原則として事業休廃止の少なくとも１月前までに行うことが求められる。

[14] 旧簡易ガス事業者等が平成２９年３月までに行ってきた事業については、平成２９年４月以降ガス小売事業と整理され、最終保障供給や託送供給の制度は存在しない。従って、旧簡易ガス事業者等が当該事業を行う範囲においては、原則として、本文記載のうち、①の解除予告通知及び②無契約となった場合にはガスの供給が止まること及び経過措置料金規制の指定を受けている旧簡易ガス事業者の供給地点群である場合は、指定旧供給地点小売供給を申し込む方法があることの説明のみ行う必要がある。

（3）　ガス小売事業者による小売供給契約の解除を伴わない供給停止時の手続

前述の５（２）に記載した需要家の料金未払の場合に、ガス小売事業者は、需要家との小売供給契約を解除せず、ガスを供給停止（閉栓）することをもって、当該需要家に対して料金未払状態の解消を求めることも想定される。この場合にも、前述の５（２）と同様、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる[15]。

① 供給停止（閉栓）を行う１５日程度前及び５日程度前までに需要家に供給停止日を明示して供給停止の予告通知を行うこと。

② 託送供給契約を締結している場合には、供給停止（閉栓）後速やかに、ガス導管事業者に対して供給停止（閉栓）を行った旨の通知を行うこと。

（4）　ガス導管事業者による託送供給契約の解除時の手続

ガス小売事業者が事実上事業継続が困難になった等の場合に、ガス導管事業者がガス小売事業者による託送料金の未払等を理由に託送供給契約を解除する事態も想定される。このような場合、ガス小売事業者と需要家との間の小売供給契約の解除の有無にかかわらず、ガス導管事業者により当該需要家に対するガスの供給が停止されるおそれがあるため、需要家に混乱を来さないよう、需要家への十分な事前通知などが行われることが必要となる。

したがって、ガス導管事業者が、ガス小売事業者の上記のような事由を理由に託送供給契約を解除する場合については、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。

① 託送供給契約の解除を理由にガスの供給を停止する１月程度前、１５日程度前及び５日程度前までの各々の時期に、需要家に対して供給停止日を明示して、託送供給契約の解除によりガスの供給を停止する旨の予告通知を行うこと。

② 上記①の通知の際に、他のガス小売事業者と小売供給契約を締結するか、最終保障供給（経過措置料金規制の指定を受けているみなしガス小売事業者の小口部門への供給は指定旧供給区域等小売供給等）を申し込む方法があることを説明すること（説明の方法は、訪問、電話、郵便等による書面送付、電子メールの送信などが適当）。

---

[15] みなしガス小売事業者が、指定旧供給区域等小売供給等を停止する際の手続については、指定旧供給区域等小売供給約款及び指定旧供給地点小売供給約款に定められた手続に従うこととなる。

【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

1　供給条件の説明

（1）　供給条件の説明の意義

小売の全面自由化が行われた後、一般の需要、すなわち不特定多数の需要に応ずるガスの供給については、ガス小売事業者として登録を受ければ誰もがなし得ることとなるが、ガスは国民生活や経済活動にとって欠くことのできない必需財である。

この点から、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備する趣旨から、ガス小売事業者に供給条件の説明義務が課されたものである。

また、小売の全面自由化を実施することに伴って多様なビジネス形態が生まれることが想定され、例えばガス小売事業者の代理人として小売供給に関する契約に係る営業活動を行い、需要家と当該契約を締結することなども考えられる。仮に上記の義務がガス小売事業者のみにしか課されなかった場合、代理人が料金その他の供給条件に係る十分な説明を行わないことにより、需要家の利益を損なうことも想定される。

このため、料金その他の供給条件の説明義務については、ガス小売事業者のみならず、媒介・取次・代理業者に対しても課されている。

ガス小売事業者等が供給条件の説明義務に違反したときは、業務改善命令等が発動され得る（ガス事業法第２０条第２項）。ガス小売事業者等が経済産業大臣の業務改善命令に違反した場合には、罰則（３００万円以下の罰金）の対象となり得る（ガス事業法第１９９条第１号）。また、ガス小売事業者が経済産業大臣の業務改善命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、登録の取消事由となる（ガス事業法第１０条第１項第１号）。

（2）　供給条件の説明の程度及び方法

供給条件の説明義務を課す目的は、需要家が料金その他の供給条件について十分に理解した上で、契約を締結することができるようにすることである。つまり、単に情報を伝達するだけではなく、需要家がその情報を十分に理解した上で、適切な判断ができるようにすることが、その趣旨である。

したがって、「説明」とは、単にガス小売事業者等が説明すべき事項に関する情報を需要家が入手できる状態とする、あるいは需要家に伝達するだけでは不十分であり、需要家が当該事項に関する情報を一通り聴きあるいは読むなどして、その事項について当該需要家の理解の形成を図ることが必要である。

一方、ガス小売事業者と需要家が契約を締結するに当たっては、ガス小売事業者からの説明に対し、需要家からの質問や契約締結の意思表示がなされること等、ガス小売事業者と需要家の間の双方向でのやりとりが生じる。このため、口頭や電話による説明の方法に限らず、インターネットのウェブサイト上で説明事項を需要家に閲覧させるいわゆるオンライン・サインアップによる説明の方法[16]や、ダイレクトメール・パンフレット等に説明事項を記載し、需要家にこれを読ませた上で小売供給契約の申込みを受け付ける場合における、当該ダイレクトメール等による説明の方法であっても、需要家に分かりやすい説明事項の記載を行う、需要家が理解したことを確認するなど、適切な対応を取ることにより、説明義務を果たすことは可能と考えられる。

（3） 説明すべき事項

ア 原則

ガス小売事業者は、需要家と小売供給契約を締結しようとするときは、以下の事項を需要家に対して説明しなければならない（ガス事業法第１４条第１項及び施行規則第１３条第１項）。

まず、ガス小売事業者等に関する基礎的な情報として、以下の事項の説明をする必要がある（以下、施行規則第１３条第１項の号数を示す。）。

・当該ガス小売事業者の氏名又は名称及び登録番号（第１号）
・媒介・取次・代理業者が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合には、媒介等を行う旨と当該媒介・取次・代理業者の氏名又は名称（第２号）
・当該ガス小売事業者が需要家からの苦情や問合せに応ずるための連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）及びその応ずることができる時間帯（第３号）
・媒介・取次・代理業者の連絡先（電話番号、電子メールアドレス等需要家からの苦情や問合せに応ずるためのもの）及び媒介・取次・代理業者が需要家からの苦情や問合せに応ずる場合には、その応ずることができる時間帯（第４号）

さらに、締結しようとする小売供給契約について、以下の事項についても説明をする必要がある。

・小売供給契約の申込みの方法及び申込みの取扱いに関する事項（第５号）
・小売供給開始の予定年月日（第６号）
・小売供給に係る料金（当該料金の算定方法を含む）（第７号）
・導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に関する事項（第８号）
（※） 具体的には、内管や本支管、整圧器等の設備の工事に伴い需要家に費用の負担が生じるのか否か（当該費用負担が小売供給に係る料金に含まれる場合にはその旨を明

[16] この場合の電磁的方法による書面記載事項の提供方法については、後述の２（２）ウⅱ）及び３（２）ウⅱ）を参照。

示することを含む。）及び当該費用負担の算定方法などが考えられる。

・第７号及び第８号に掲げるもののほか需要家が負担する費用がある場合にはその内容（第９号）

・第７号から第９号までに掲げるものについて、期間限定の割引キャンペーン等、期間を限定して減免する場合にはその内容（第１０号）

（※） 特定の需要家に対する割引キャンペーンなどで期間限定でないものなどがある場合は第７号の料金の説明として行う必要がある。

・ガス使用量の計測方法及び料金調定の方法（第１１号）

（※） 具体的には、検針日、料金の算定期間・算定方法、ガス使用量の計量方法及び日割計算に関する規定を設けることなどが考えられる。

・小売供給に係る料金並びに第８号及び第９号に掲げるものの支払方法（第１２号）

（※） 具体的には、料金の支払方法（口座振替、クレジットカード、払込み等）のほか、第８号の導管、ガスメーターその他の設備に関する費用負担に関する精算方法（一括前払いなのか、複数回での分割払いなのか等）が考えられる。

・供給するガスの熱量の最低値及び標準値その他のガスの成分に関する事項（第１３号）

・ガス栓の出口におけるガスの圧力の最高値及び最低値（第１４号）

・供給するガスの属するガスグループ並びに需要家からの求めがある場合には燃焼速度及びウォッベ指数（第１５号）

・ガス導管事業者から託送供給を受けて需要家に対し小売供給を行う場合には、託送供給約款に定められた需要家の責任に関する事項（第１６号）

（※） 小売供給を行うに当たり必要な工事を行うためにガス導管事業者など関係事業者が需要家の敷地内などに立ち入ることがあり、その立入りを許可するなど需要家の協力が必要であることなどが想定される。その他、託送供給約款上定められる、託送供給に伴う需要家の協力、保安等や調査に対する需要家の協力に関する規定について、その概要を分かりやすく記載することが必要となる。

・契約期間の定めがある場合には、その期間（第１７号）及び自動更新に関する規定など契約の更新に関する事項（第１８号）

・需要家が小売供給契約の変更や解除の申出を行う場合の連絡先や申出の方法（第１９号）

・需要家からの申出による小売供給契約の変更や解除に期間の制限がある場合には、その制限の内容（第２０号）及び変更や解除を申し出た需要家が負担する違約金等がある場合には、その内容（第２１号）

・第２０号及び第２１号に掲げるもののほか、需要家からの申出による小売供給契約の変更や解除に条件等がある場合には、その内容（第２２号）

・ガス小売事業者からの申出による小売供給契約の変更や解除に関する条件や内容など（第２３号）

・災害その他非常の場合における小売供給の制限又は中止に関する事項（第２４号）

・導管、器具、機械その他の設備に関するガス導管事業者、ガス小売事業者及び需要家の保安上の責任に関する事項（第２５号）

（※） 具体的には、内管・消費機器の緊急保安及び内管の漏洩検査についてはガス導管事

業者が、消費機器の調査・危険発生防止周知についてはガス小売事業者がそれぞれ保安責任を負うこと[17]、その他需要家が負うべき保安責任の内容が考えられる。

・需要家のガスの使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に制限がある場合には、その内容（第２６号）

・その他、小売供給に係る重要な供給条件がある場合には、その内容（第２７号）

イ　説明事項の一部省略が認められる場合

以下に述べる契約の更新や契約の変更の場合においては、説明事項について一部省略することが認められる。また、これらの場合における説明の方法については、前述の１（２）に準ずることとなるが、ガス小売事業者等からの説明の方法をあらかじめ原契約に定めておくことにより、その方法により説明することも可能である。

ⅰ）　契約の更新の場合

ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を更新する場合（料金ほか供給条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）については、ガス小売事業者等は、当該小売供給契約の更新後の契約期間のみを説明すれば足りる（施行規則第１３条第２項）。

ⅱ）　軽微な変更以外の契約の変更の場合

ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次に述べる軽微な変更をする場合を除く。）には、ガス小売事業者等は、変更しようとする事項のみを説明すれば足りる（施行規則第１３条第３項）。例えば、これまでガス小売事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わるという場合には、苦情及び問合せに応じる電話番号について説明すれば足りるということになる。

なお、需要家の理解の形成を図るとの説明義務の趣旨に鑑みれば、小売供給に係る料金の値上げなどの供給条件の変更の場合には、需要家が当該変更しようとする事項についての説明であると認識可能な方法で伝達する必要があり、例えば、検針票・請求書の裏面に小さな文字で当該変更しようとする事項を記載するだけの方法では十分な「説明」がなされたとは言えないと解される。

ⅲ）　契約の軽微な変更の場合

[17]旧簡易ガス事業者等が自己の維持及び運用する導管により小売供給を行っている需要家に対する関係ではいずれについても当該旧簡易ガス事業者等が保安責任を負うこととなる。

ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）には、ガス小売事業者等は、変更しようとする事項の概要について説明を行えば足りる（施行規則第１３条第４項）。例えば、当該小売供給契約において、「A法第B条」という条項を引用している場合において、その「A法」の改正により「第B条」が規定の内容に変更なく単純に「第C条」にずれるなど、当該小売供給契約の内容の実質的な変更とはならないようなものを想定している。また、変更された事項の概要について説明を行えば足りるため、上記事例の小売供給契約において「A法第B条」が複数箇所引用されている場合には、その一つ一つについて説明することを要しない。

ⅳ）　説明事項の一部省略が認められない場合

前述の１（３）イⅰ）からⅲ）のいずれの場合であっても、小売供給を受けようとする者が説明事項を一部省略することについて承諾しない場合については、説明すべき事項について全て説明する必要がある（施行規則第１３条第２項ただし書、第３項ただし書及び第４項ただし書）。

２　契約締結前の書面交付義務

（１）　契約締結前の書面交付義務の意義

説明義務と同様、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備する趣旨から、ガス小売事業者等に対し、契約締結前の説明時における書面交付義務を設けているものである。

ガス小売事業者等が契約締結前の書面交付義務に違反したときは、業務改善命令等が発動され得る（ガス事業法第２０条第２項）。ガス小売事業者等が経済産業大臣の業務改善命令に違反した場合には、罰則（３００万円以下の罰金）の対象となり得る（ガス事業法第１９９条第１号）。また、ガス小売事業者が経済産業大臣の業務改善命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、登録の取消事由となる（ガス事業法第１０条第１項第１号）。

（２）　遵守すべきルール

ア　契約締結前交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法

ガス小売事業者等が、前述の１の供給条件の説明をするときは、需要家に対し下記の事項を記載した契約締結前交付書面を交付しなければならない（ガス事業法第１４条第２項）（なお、下記の事項を記載するに際しては、文字の大きさを工夫するなど、読みやすく記載することが望ましい。）。

ⅰ）　原則

契約締結前交付書面の内容は、需要家に対し説明すべき事項と同内容である（施行規則第１３条第７項）。詳細は前述の１（３）アを参照。

ⅱ）　契約締結前交付書面の記載事項の一部省略が認められる場合

前述の１（３）イで述べた、説明事項の一部省略が認められる場合（契約の更新の場合、軽微な変更以外の契約の変更の場合、契約の軽微な変更の場合）には、契約締結前交付書面において記載すべき事項についても同様の省略が認められる（施行規則第１３条第８項から第１０項まで）。ただし、需要家から説明事項を一部省略することについて承諾を得ていない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない（施行規則第１３条第８項ただし書、第９項ただし書及び第１０項ただし書）。

イ　契約締結前の書面交付義務の例外的場合

ガス小売事業者等が、小売供給契約を締結しようとする場合であっても、一定の場合には契約締結前の書面交付義務を原則どおり適用することは妥当でないことから、以下の場合について例外が認められている（施行規則第１３条第５項）。

ⅰ）　電話による説明を行う場合

ガス小売事業者等が需要家に対し電話で営業活動をする場合には、供給条件の説明の際に書面を交付することが困難（例えば、事前に郵送で当該需要家に書面を送付した上で電話にて説明をすることなどが必要）であるため、需要家が承諾した場合には、契約締結前交付書面を交付することを要しない（施行規則第１３条第５項第１号）。

ただし、その場合であっても、電話での説明を行った後遅滞なく当該需要家に契約締結前交付書面を交付しなければならない（施行規則第１３条第６項）。これは、後述の２（２）イⅱ）に掲げる場合とは異なり、ガス小売事業者が需要家に対し説明する内容は説明義務を課されている全ての事項であって多岐に亘ることに配慮されたものである。

ⅱ）　契約の更新及び契約の軽微な変更の場合

ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を更新する場合（料金ほか供給条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）及び既に締結されている契約を変更しようとする場合（軽微な変更をする場合に限る。「軽微な変更」の具体例については、前述の１（３）イⅲ）を参照。）については、ガス小売事業者等は、当該小売供給契約の内容のうち変更があるのは契約期間に関するもの又は軽微な変更に関するものに限られるため、契約締結前交付書面を交付することなく供給条件の説明を行うことについて需要家が承諾した場合には、契約締結前交付書面を交付することを要しない（施行規則第１３条第５項第２号及び第３号）。

ウ　契約締結前交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法

ＩＴを活用したビジネスが活発に行われている我が国の現状を踏まえると、ガス小売事業においても、ＩＴを活用した営業活動が行われる可能性が極めて高い。

このため、ガス小売事業者等が、小売供給を受けようとする者の承諾を得た上で、以下に記載する情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）を用いて、契約締結前交付書面に記載すべき事項を提供した場合には、契約締結前交付書面を交付したものとみなされる（ガス事業法第１４条第３項）。

ⅰ）　需要家の承諾を得る方法

ガス小売事業者等は、ガス事業法第１４条第３項の規定により、電磁的方法により小売供給に係る料金その他の供給条件を提供しようとするときは、あらかじめ、需要家に対し、ガス小売事業者等が用いる電磁的方法の種類（後述の２（２）ウⅱ）参照）及び内容（ファイルへの記録の方式）を示し、需要家から書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要となる（施行令第２条第１項）。

また、このような承諾を得た場合であっても、その後に需要家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、契約締結前交付書面に代わる電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該需要家が再び承諾をした場合は、この限りでない（施行令第２条第２項）。

ⅱ）　具体的な提供方法

需要家の承諾を得た上で契約締結前交付書面に代えて電磁的方法を用いる場合の具体的方法は以下のとおりである（施行規則第１３条第１１項）。

①　電子メールによる場合

ガス小売事業者等が、本来契約締結前交付書面に記載すべき内容について、需要家に対し電子メールにより送信する方法（当該需要家が手元で当該電子メールの内容を出力することにより書面を作成することができる方法であることを要する。）によることが認められている（施行規則第１３条第１１項第１号）。

②　ホームページ等での閲覧による場合

ガス小売事業者等が、インターネット上の自己のホームページ等に本来契約締結前交付書面に記載すべき内容を表示し、これを需要家の閲覧に供する方法によることが認められている（施行規則第１３条第１１条第２号）。なお、需要家が当該説明事項を読むことなく、次のリンク先のウェブページに進んでしまうことなどがないよう、画面をスクロールすることにより、説明事項を一通り読んだ上で次のリンク先のウェブページに進むこととなるよう、リンク先の表示のための文字列を当該ウェブページの最後に表示する、説明内容を理解した旨のチェック項目を設けるなどの工夫をすることが望ましい。

また、需要家が当該説明事項を出力することにより書面を作成することができない場合には、ガス小売事業者等は、当該ホームページ等に表示した説明事項について３ヶ月間は消去・改変できないようにしなければならない。

③　記録媒体による場合

ガス小売事業者等が、本来契約締結前交付書面に記載すべき内容について、フロッピーディスクやＣＤ－ＲＯＭなどの記録媒体に記録して交付する方法によることが認められている（施行規則第１３条第１１項第３号）。

④　電磁的方法を利用した説明後の書面交付努力義務

ガス小売事業者等は、前述の２（２）ウⅱ）①から③に掲げる方法により説明事項を需要家に対し提供した場合であっても、需要家から書面で交付して欲しい旨の要請があった場合には、需要家の説明内容に対する理解を促すためにも、当該需要家に対し、契約締結前交付書面を交付するよう努める必要がある（施行規則第１３条第１２項）。

３　契約締結後の書面交付義務

（１）　契約締結後の書面交付義務の意義

供給条件の説明義務・契約締結前の書面交付義務と同様に、トラブルの発生を未然に防止し、需要家の利益を保護する観点から、ガス小売事業者等は、小売供給を受けようとする者との間で小売供給に関する契約を締結した場合、その小売供給を受けようとする者に対して、以下に述べるとおり一定の事項を記載した契約締結後交付書面を交付しなければならない（ガス事業法第１５条第１項）。

なお、媒介業者については、契約の締結を行う主体ではないため、「契約を締結したとき」ではなく「媒介により契約が成立したとき」に、契約締結後交付書面を交付することが必要となる。

ガス小売事業者等が契約締結後の書面交付義務に違反したときで、ガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあると認められるときは、当該ガス小売事業者に対して業務改善命令等が発動され得る（ガス事業法第２０条第１項）。また、①ガス小売事業者等が、ガス事業法第１５条第１項の規定に違反して契約締結後交付書面を需要家に交付しない場合や同書面に虚偽の記載・表示をした場合には、３０万円以下の罰金の対象となり得（ガス事業法第２０１条第２号）、②ガス小売事業者が上記の経済産業大臣の命令に違反した場合には、３００万円以下の罰金の対象となり得る（ガス事業法第１９９条第１号）。また、ガス小売事業者が経済産業大臣の業務改善命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、登録の取消事由となる（ガス事業法第１０条第１項第１号）。

（２）　遵守すべきルール

ア　契約締結後交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法

契約締結後交付書面において記載が必要な事項は下記のとおりである（ガス事業法第１５条第１項及び施行規則第１４条第２項）（なお、下記の事項を記載するに際しては、文字の大きさを工夫するなど、読みやすく記載することが望ましい。）。

ｉ）　原則

・ガス小売事業者等の氏名又は名称及び住所
・契約年月日
・ガス小売事業者の登録番号
・媒介・取次・代理業者が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、その旨

・小売供給契約を締結しようとする際に説明すべきとされる施行規則第１３条第１項第３号から第２７号までに掲げる事項（ただし、第５号の「当該小売供給契約の申込みの方法」については契約締結時には不要であることから対象外。）
・ガスの供給支障時の復旧対応を迅速に行うためなどに必要なガス導管事業者から各需要家に対し割り振られる供給地点特定番号

ⅱ）　契約締結後交付書面の記載事項の一部省略が認められる場合

①　契約の更新の場合

ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結している小売供給契約を更新した場合（料金ほか供給条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）には、契約締結後交付書面の内容については、ガス小売事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日のほかには、更新後の新たな契約期間（施行規則第１３条第１項第１７号）及び供給地点特定番号のみでよい（施行規則第１４条第３項）。ただし、需要家がそのことについて承諾していない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない（施行規則第１４条第３項ただし書）。

②　軽微な変更以外の契約の変更の場合

小売供給事業者又は取次業者が、既に締結している小売供給契約を変更した場合（施行規則第１４条第１項の軽微な変更をした場合であって、契約締結後交付書面を交付しないことについて需要家の承諾を得ている場合を除く。）には、契約締結後交付書面の内容については、ガス小売事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日のほかには、変更した事項及び供給地点特定番号のみでよい（施行規則第１４条第４項）。例えば、これまでガス小売事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わった場合には、ガス小売事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日に加えて、変更後の連絡先及び供給地点特定番号のみを契約締結後交付書面に記載すればよい。ただし、需要家がそのことについて承諾しない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない（施行規則第１４条第４項ただし書）。

イ　契約締結後の書面交付義務の例外的場合

ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約についてその内容を変更しようとする場合（軽微な変更をする場合に限る。「軽微な変更」の具体例については前述の１（３）イⅲ）参照。）については、ガス小売事業者等は、需要家が承諾した場合には契約締結後交付書面を交付することを要しない（施行規則第１４条第１項）。

ウ　契約締結後交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法

契約締結前の書面交付義務と同様の理由により、ガス小売事業者等が、小売供給を受けようとする者の承諾を得た上で、以下に記載する情報通信の技術を利用する方法を用いて、契約締結後交付書面に記載すべき事項を提供した場合には、契約締結後交付書面を交付したものとみなされる（ガス事業法第１５条第２項）。

ⅰ）　需要家の承諾を得る方法

契約締結前交付書面の場合と同様である（施行令第２条第３項）（前述の２（２）ウⅰ）参照）。

ⅱ）　具体的な提供方法

需要家の承諾を得た上で契約締結後交付書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いる場合、その具体的方法は契約締結前交付書面の場合と同様である（施行規則第１４条第５項。前述の２（２）ウⅱ）参照。）。

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ．3-6

ガスの小売供給契約及び需要家代理契約に当たり注意すべき事項例（案）

令和元年●月●日

ガス小売事業者各位

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室

１．本事務連絡の位置付け

ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）第２条第１項の小売供給に係る契約及び需要家代理モデル（※１）における需要家と代理事業者の代理契約（以下「需要家代理契約」という。）については、消費者契約法（平成１２年法律第６１号）が適用される可能性がある。

本資料は、消費者庁が公開する消費者契約法の逐条解説（※２）を踏まえて経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室が整理した、ガスの小売供給契約及び需要家代理契約に当たり消費者契約法関係で注意すべき事項例である。

関係各位においては、消費者トラブルを防止するために、消費者に対して不当な勧誘行為がなされたり、不当な契約条項を用いられたりすることがないよう留意されたい。

（※１）需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行ったり、代理サービスを他のサービスとセットで提供したりする需要家代理モデルが想定される。需要家代理モデルのガス小売事業に係る注意事項はガスの小売営業に関する指針を参照されたい。

（※２）　消費者契約法上の「消費者」「事業者」の定義や各条文の解釈の基本については、消費者庁のホームページに掲載されている逐条解説を参照されたい。

２．消費者契約に関する留意点

①ガス小売事業者と消費者との間で締結されるガスの小売供給契約、及び②ガスの需要家代理人となる事業者と消費者との間で締結される需要家代理契約には、消費者契約法の適用があると考えられる。その場合、事業者は、勧誘に際して以下の点に留意されたい。

（１）小売供給契約について

ガス小売事業者が小売供給契約の締結について消費者の勧誘をするに際し、消費者に対して、当該小売供給契約に割引が適用される旨を告げ、かつ、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件を告げなかったことにより、消費者が、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件が存在しないとの誤認をし、それによって当該小売供給契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、消費者契約法第４条第２項の規定に基づき、当該申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる可能性がある。

ガス小売事業者はいかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない、ガス小売事業者に責めに帰すべき事由があっても一切損害賠償責任を負わない、又はガス小売事業者に故意又は過失があっても一切損害賠償責任を負わないといった条項は、債務不履行や不法行為による損害賠償責任の「全部を免除する事項」に該当し、消費者契約法第８条第１項第１号及び第３号の規定に基づき、無効となることとされている。

ガス小売事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該ガス小売事業者にその解除権の有無を決定する権限を付与する条項は、消費者契約法第８条の２の規定に基づき、無効となることとされている。

消費者が小売供給契約を解約する際に高額な違約金を請求する条項が小売供給契約に含まれており、解除に伴う解約料の金額が当該事業者に生ずる「平均的な損害の額」を超える場合には、平均的な損害の額を超える部分が、消費者契約法第９条第１号の規定に基づき、無効となることとされている。

このほか、消費者契約法の適用がある場合は、勧誘に際して、

①重要事項について事実と異なることを告げること、

②消費者（被害者）が、事業者に退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず退去しないこと

など、ガス小売事業者の不当な勧誘行為があれば、消費者は、締結された契約を取り消すことができることとされている。

また、消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重するものであって、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する契約条項などの不当な契約条項は無効となることとされている。

さらに、上記のように、事業者により不当な勧誘行為がなされていたり、不当な契約条項が用いられていたりする場合には、内閣総理大臣が認定した適格消費者団体が、その差止めを求めることができることとされている。

（２）需要家代理契約について

代理事業者が代理契約の締結について消費者の勧誘をするに際し、消費者に対して、当該代理契約の締結によって小売供給契約に割引が適用される旨を告げ、かつ、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件又は当該代理契約に係る手数料を告げなかったことにより、消費者が、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件又は当該代理契約に係る手数料が存在しないとの誤認をし、それによって当該代理契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、消費者契約法第４条第２項の規定に基づき、当該申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる可能性がある。

代理事業者はいかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない、代理事業者に責めに帰すべき事由があっても一切損害賠償責任を負わない、又は代理事業者に故意又は過失があっても一切損害賠償責任を負わないといった条項は、債務不履行や不法行為による損害賠償責任の「全部を免除する事項」に該当し、消費者契約法第８条第１項第１号及び第３号の規定に基づき、無効となることとされている。

代理事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該代理事業者にその解除権の有無を決定する権限を付与する条項は、消費者契約法第８条の２の規定に基づき、無効となることとされている。

消費者が代理契約を解約する際に高額な違約金を請求する条項が代理契約に含まれており、解除に伴う解約料の金額が当該事業者に生ずる「平均的な損害の額」を超える場合には、平均的な損害の額を超える部分が、消費者契約法第９条第１号の規定に基づき、無効となることとされている。

消費者が代理事業者を通さず、ガス小売事業者と直接契約を締結・変更・解約することを禁じる条項が代理契約に含まれている場合、消費者にとって誰と契約するかは本来自由であるにもかかわらず、契約相手の選択の自由を制限している点で「公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」に該当し、消費者契約法第１０条の規定に基づき、無効となる可能性がある。

契約期間を設定する際に、いわゆる顧客の囲い込みを目的として、長期間にわたり消費者を拘束する条項が代理契約に含まれている場合、当該条項は、「消費者の利益を一方的に害するもの」に該当し、消費者契約法第１０条の規定に基づき、無効となる可能性がある。

このほか、消費者契約法の適用がある場合は、勧誘に際して、

①重要事項について事実と異なることを告げること、

②消費者（被害者）が、事業者に退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず退去しないこと

などの需要家代理人となる事業者の不当な勧誘行為があれば、消費者は、締結さ

れた契約を取り消すことができることとされている。

さらに、上記のように、事業者により不当な勧誘行為がなされていたり、不当な契約条項が用いられていたりする場合には、内閣総理大臣が認定した適格消費者団体が、その差止めを求めることができることとされている。

以上

「ガスの小売営業に関する指針」改定案　新旧対照表

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ．3-7

改　定　後	現　　行
序　ガスの小売営業に関する指針の必要性等	**序　ガスの小売営業に関する指針の必要性等**
（１）　本指針の必要性及び構成	**（１）　本指針の必要性及び構成**
平成２６年４月１１日に閣議決定された「エネルギー基本計画」においては、市場の垣根を撤廃し、電力システム改革と併せて、ガスシステム改革及び熱供給システム改革を一体的に推進する方針が示された。これを踏まえ、第１８９回国会において、①ガスの小売業への参入の全面自由化、②ガス料金の規制の撤廃に係る措置の整備、③ガス導管事業の中立性の確保等の措置を講ずるべく「電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号）」が成立した。	平成２６年４月１１日に閣議決定された「エネルギー基本計画」においては、市場の垣根を撤廃し、電力システム改革と併せて、ガスシステム改革及び熱供給システム改革を一体的に推進する方針が示された。これを踏まえ、第１８９回通常国会において、①ガスの小売業への参入の全面自由化、②ガス料金の規制の撤廃に係る措置の整備、③ガス導管事業の中立性の確保等の措置を講ずるべく「電気事業法等の一部を改正する等の法律」が成立した。
平成２９年４月１日、「電気事業法等の一部を改正する等の法律」の一部が施行され、従来は基本的に大口部門のみ自由化されていたガスの小売業への参入が、小口部門を含めて全面自由化されることとなった。	平成２９年４月１日、「電気事業法等の一部を改正する等の法律」の一部が施行され、従来は基本的に大口部門のみ自由化されていたガスの小売業への参入が、小口部門を含めて全面自由化されることとなった。
本指針は、小売の全面自由化に伴い、様々な事業者がガス事業に参入することを踏まえ、関係事業者がガス事業法（昭和２９年法律第５１号）及びその関係法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による自主的な取組を促す指針を示すものであり、これによって、ガスの需要家の保護の充実を図り、需要家が安心してガスの供給を受けられるようにするとともに、ガス事業の健全な発達に資することを目的とするものである。	本指針は、小売の全面自由化に伴い、様々な事業者がガス事業に参入することを踏まえ、関係事業者がガス事業法及びその関係法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による自主的な取組を促す指針を示すものであり、これによって、ガスの需要家の保護の充実を図り、需要家が安心してガスの供給を受けられるようにするとともに、ガス事業の健全な発達に資することを目的とするものである。
(略)	(略)
（２）　(略)	（２）　(略)
（３）　本指針で用いる用語の定義	**（３）　本指針で用いる用語の定義**
以下の各用語は、本指針において以下に定める意味を有する。	以下の各用語は、本指針において以下に定める意味を有する。
・本指針：ガスの小売営業に関する指針	・本指針：ガスの小売営業に関する指針
	・ガス事業法：電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成２７年法律第４７号）

改　定　後	現　　行
・施行令：ガス事業法施行令（昭和２９年政令第６８号） ・施行規則：ガス事業法施行規則（昭和４５年通商産業省令第９７号） （略） **１　需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為** （１）　（略） **（２）　契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付** ア　問題となる行為 ⅰ）　供給条件の説明義務及び書面交付義務の不遵守 ガス事業法では、ガス小売事業者等は、需要家と小売供給契約の締結又は媒介等をしようとするときは、料金その他の供給条件（需要家が解除を申し出た場合の違約金等の内容を含む。以下同じ。）について、需要家に対し説明することが義務付けられている（ガス事業法第１４条第１項）。また、当該説明をするときは、需要家に対し、料金その他の供給条件を記載した契約締結前交付書面を交付しなければならない（ガス事業法第１４条第２項及び第３項）。 ⅱ）　セット販売時の必要な説明及び契約締結前・締結後交付書面への記載の欠如 （略） ①　セット販売時の料金及びセット割引等の表示について ガス小売事業者等は、需要家と小売供給契約を締結しようとする際に、「当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）」を説明し、これを契約締結前・締結後交付書面に記載しなければならない（ガス事業法第１４条及び第１５条並びに施行規則第１３条第１項第７号及び第７項並びに第１４条第２項第４号）。このため、ガスと他の商品・役務のセット販売を行う場合も、ガス料金の額の算出方法については明示する必要がある。これに対して、セット割引等のガス料金への配分金額については、これを常に明示させるとす	第５条による改正後のガス事業法（昭和２９年法律第５１号） ・小売登録省令：ガス小売事業の登録の申請等に関する省令（平成２８年経済産業省令第８５号） （略） **１　需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為** （１）　（略） **（２）　契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付** ア　問題となる行為 ⅰ）　供給条件の説明義務及び書面交付義務の不遵守 ガス事業法では、ガス小売事業者等は、需要家と小売供給契約の締結又は媒介等をしようとするときは、料金その他の供給条件（需要家が解除を申し出た場合の違約金等の内容を含む。以下同じ。）ついて、需要家に対し説明することが義務付けられている（ガス事業法第１４条第１項）。また、当該説明をするときは、需要家に対し、料金その他の供給条件を記載した契約締結前交付書面を交付しなければならない（ガス事業法第１４条第２項及び第３項）。 ⅱ）　セット販売時の必要な説明及び契約締結前・締結後交付書面への記載の欠如 （略） ①　セット販売時の料金及びセット割引等の表示について ガス小売事業者等は、需要家と小売供給契約を締結しようとする際に、「当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）」を説明し、これを契約締結前・締結後交付書面に記載しなければならない（ガス事業法第１４条及び第１５条並びに小売登録省令第３条第１項第７号及び第７項並びに第４条第２項第３号）。このため、ガスと他の商品・役務のセット販売を行う場合も、ガス料金の額の算出方法については明示する必要がある。これに対して、セット割引等のガス料金への配分金額については、これを常に明示させるとすれば、「ガスと他の商品・役務の

改　定　後	現　　行
れば、「ガスと他の商品・役務のセットで毎月●●円割引」といった料金メニューの設定が困難となり、自由な商品開発の妨げになると考えられる。このため、セット割引等のガス料金への配分金額については、これを明示する必要まではない。 （略） ②　（略） イ　望ましい行為等 ⅰ）　スイッチングの際の旧小売供給契約に関する解除及び違約金等の説明 需要家がスイッチングをする場合、切替え前のガス小売事業者との間の小売供給契約（以下「旧小売供給契約」という。）の解除が必要となり、また当該解除に伴い違約金等が発生することがあり得るが、需要家がこれらを認識しないままスイッチングをしてしまう事態が想定される。このため、切替え後のガス小売事業者は、当該需要家に対し、供給条件の説明の際、旧小売供給契約の解除が必要となること及び当該解除の条件によっては、解除により違約金等の発生等の需要家の負担が生じる可能性があることを説明することが望ましい。これにより、需要家が旧小売供給契約の解除の必要性及び解除に伴う負担についても十分認識した上でスイッチングをするかどうかを判断できるようになることが期待される。 また、他のエネルギーからいわゆる都市ガスへエネルギー源を切り替える場合などには、既存設備の撤去等が必要になる可能性がある。こうした切替手続が円滑に進むことを確保する観点から、切替え先のガス小売事業者が需要家に対して、上記同様の説明に加え、切替え前の事業者との間の他のエネルギーの供給契約上の解除の条件によっては、一定期間前に当該切替え前の事業者に対して解除を通知する必要が生じる可能性がある旨を説明することが望ましい。 ⅱ）　需要家代理モデルにおける説明等 需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家	セットで毎月●●円割引」といった料金メニューの設定が困難となり、自由な商品開発の妨げになると考えられる。このため、セット割引等のガス料金への配分金額については、これを明示する必要まではない。 （略） ②　（略） イ　望ましい行為等 ⅰ）　スイッチングの際の旧小売供給契約に関する解除及び違約金等の説明 需要家がスイッチングをする場合、切替え前のガス小売事業者との間の小売供給契約（以下「旧小売供給契約」という。）の解除が必要となり、また当該解除に伴い違約金等が発生することがあり得るが、需要家がこれらを認識しないままスイッチングをしてしまう事態が想定される。このため、切替え後のガス小売事業者は、当該需要家に対し、供給条件の説明の際、旧小売供給契約の解除が必要となること及び当該解除の条件によっては、解除により違約金等の発生等の需要家の負担が生じる可能性があることを説明することが望ましい。これにより、需要家が旧小売供給契約の解除の必要性及び解除に伴う負担についても十分認識した上でスイッチングをするかどうかを判断できるようになることが期待される。 また、他のエネルギーからいわゆる都市ガスへエネルギー源を切替える場合などには、既存設備の撤去等が必要になる可能性がある。こうした切替手続が円滑に進むことを確保する観点から、切替え先のガス小売事業者が需要家に対して、上記同様の説明に加え、切替え前の事業者との間の他のエネルギーの供給契約上の解除の条件によっては、一定期間前に当該切替え前の事業者に対して解除を通知する必要が生じる可能性がある旨を説明することが望ましい。 ⅱ）　需要家代理モデルにおける説明等 需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメ

改　定　後	現　　行
にメリットをもたらす需要家代理モデルが新たに想定される。需要家代理モデルの活用により、ガス小売事業者の一括営業による販売経費等の圧縮を通じた安価な料金メニューの適用や、需要家の利用メニューの多様化が可能となり得る。	リットをもたらす需要家代理モデルが新たに想定される。
需要家代理モデルにおける代理人はあくまで需要家の代理人であって、ガス小売事業者と代理人との契約の効果が需要家に帰属することとなるが、ガス事業法上の小売供給契約の主体はガス小売事業者と当該需要家であることから、このような営業・契約形態は、ガス事業法上の規制の対象外である。他方、需要家の代理人が当該需要家との小売供給契約に係るガス小売事業者を兼ねる自己契約又は代理業者を兼ねる双方代理であって、需要家に対し自己契約又は双方代理となる旨の同意を得ないときは、需要家の利益を害するおそれがあるため無権代理行為になると解されており、（民法（明治２９年法律第８９号）第１０８条本文）、ガス小売事業者自身の行為や、ガス小売事業者が行う代理業者に対する指導・監督が適切でないとして問題となることから、ガス事業法第２０条に規定される業務改善命令の対象となる場合がある。	需要家代理モデルにおける代理事業者はあくまで需要家の代理人であって、小売供給契約の主体はガス小売事業者と当該需要家であることから、このような営業・契約形態は、ガス事業法上の規制の対象外である。
需要家代理モデルの場合、需要家との小売供給契約の内容や解除手続及び苦情・問合せへの対応の適正性については、ガス小売事業者がガス事業法上の責任を負っている。ガス小売事業者等は、需要家の代理人と称する者から小売供給契約の申込みを受けた場合には、当該需要家の代理人と称する者が小売供給契約を締結する代理権を有しているかを適切な方法により確認することが望ましい。	需要家代理モデルの場合、需要家との小売供給契約の内容や解除手続及び苦情・問合せへの対応の適正性については、ガス小売事業者がガス事業法上の責任を負っているが、
ガス事業法の規制の対象外であるからといって、需要家の代理人が需要家に適切な情報提供をしないことによって、需要家の利益が害されることがあってはならない。そこで、需要家の代理人は、本指針に定められたガス小売事業者に求められるものと同等の説明・書面交付、需要家の代理人として行う小売事業者等との契約に係る手数料等の条件の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うべきである。これにより、需要家に対して料金その他の供給条件等に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件等を十分に理解した上で小売供給を受けることができる	ガス事業法の規制の対象外であるからといって、需要家の代理事業者が需要家に適切な情報提供をしないことによって、需要家の利益が害されることがあってはならない。そこで、需要家代理モデルにおける代理事業者は、本指針に定められたガス小売事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うことが望ましい。これにより、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境が整備されることが期待される。

改　定　後	現　　行
環境が整備されることが期待される。このほか、需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明等、本指針でガス小売事業者に求められる各種行為については、需要家代理モデルにおいても代理人が適切に行うべきである。 なお、需要家代理モデルにおける消費者と代理事業者との間の代理契約については、消費者契約法(平成１２年法律第６１号)が適用される可能性がある。消費者契約法関係で注意すべき点については、「ガスの小売供給契約及び需要家代理契約に当たり注意すべき事項例」を参照すること。 以下に、需要家代理モデルのモデル図を示す。 **【需要家代理モデル】** 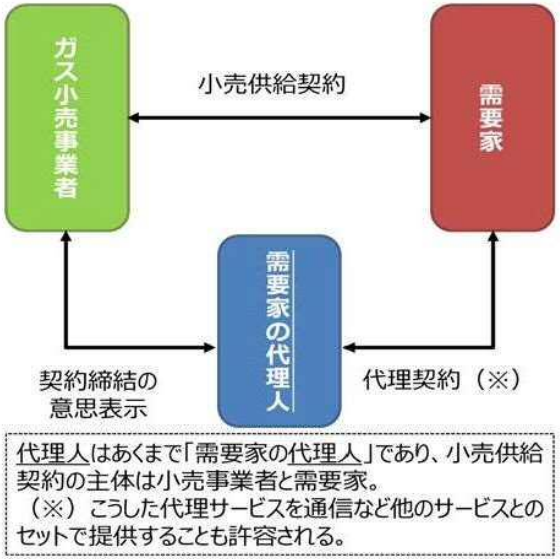 代理人はあくまで「需要家の代理人」であり、小売供給契約の主体は小売事業者と需要家。 （※）こうした代理サービスを通信など他のサービスとのセットで提供することも許容される。 また、需要家代理モデルに基づくガスの供給を「一括受ガス」と呼称することで、当該供給によりガスの供給者選択に一定の制約を課すことになると需要家へ誤認させる可能性があること、またそもそも一括受ガス自体がガス事業法上許容されていないことから、ガス小売事業者及び需要家の代理人による当該呼称の使	以下に、需要家代理モデルのモデル図を示す。 **【需要家代理モデル】** 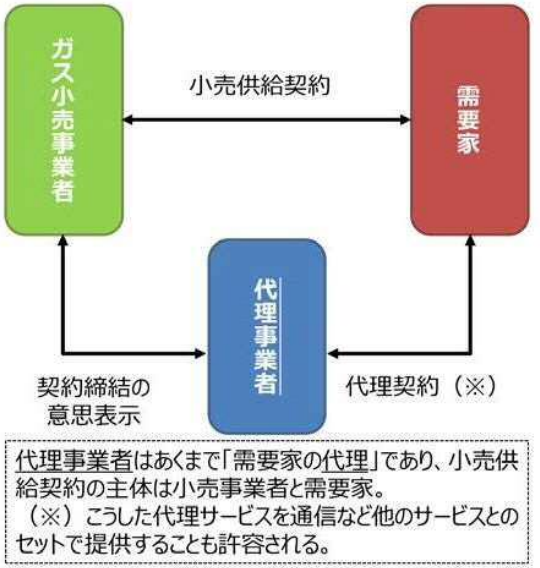 代理事業者はあくまで「需要家の代理」であり、小売供給契約の主体は小売事業者と需要家。 （※）こうした代理サービスを通信など他のサービスとのセットで提供することも許容される。

改　定　後	現　　行
用は問題となる。 ⅲ）　セット販売に係る複数の契約の契約期間が異なる場合における解除の条件の説明等 ガスと継続的に提供される他の商品・役務のセット販売がされた場合において、需要家が、当該セット販売に係る複数の契約を同時に解除し、別のガス小売事業者等との契約へ切り替える場合も想定される。この場合、当該セット販売に係る各契約の契約期間が個別に設定されていると、複数の契約の更新時期が重なり合わず、このような複数の契約を同時に解除すると常に違約金等が発生する事態が生じ得る（下図参照）。 このようなセット販売に係る契約を締結しようとする場合、ガス小売事業者等は、小売供給契約の解除時の違約金等に関する説明に加えて（施行規則第１３条第１項第２１号）、需要家に対し、当該セット販売に係る複数の契約を同時に解除する場合には常に違約金等が発生することについて、適切に説明することが望ましい。 （略） ⅳ）　（略） **２　営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為等** **（１）　ガス事業法上許容されない営業・契約形態** ア　一括受ガスについて 電力分野では、受電実態がない者が、需要家に代わり当該事業者の名義で、あるいは需要家の契約名義を当該事業者に書き換えることにより、小売電気事業者等と小売供給契約を締結し、需要家に電気を提供するような行為については、物理的な電気の使用・受電の実態に即さない契約を生じさせるものであることから、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）上許容すべきものではなく、また、最終的な電気の使用者がスイッチングをしたいと考えても、供給元の小売電気事業者と最終的な電気の使用者の間で契約関係がないため、簡易・迅速なスイッチングができない等の需要家保護の観点からも許容し得ないものとされている 。	ⅲ）　セット販売に係る複数の契約の契約期間が異なる場合における解除の条件の説明等 ガスと継続的に提供される他の商品・役務のセット販売がされた場合において、需要家が、当該セット販売に係る複数の契約を同時に解除し、別のガス小売事業者等との契約へ切り替える場合も想定される。この場合、当該セット販売に係る各契約の契約期間が個別に設定されていると、複数の契約の更新時期が重なり合わず、このような複数の契約を同時に解除すると常に違約金等が発生する事態が生じ得る（下図参照）。 このようなセット販売に係る契約を締結しようとする場合、ガス小売事業者等は、小売供給契約の解除時の違約金等に関する説明に加えて（小売登録省令第３条第１項第２１号）、需要家に対し、当該セット販売に係る複数の契約を同時に解除する場合には常に違約金等が発生することについて、適切に説明することが望ましい。 （略） ⅳ）（略） **２　営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為等** **（１）　ガス事業法上許容されない営業・契約形態** ア　一括受ガスについて 電力分野では、

改　定　後	現　　行
ただし、マンションやオフィスビル等におけるいわゆる高圧一括受電による電気の提供については、これは、当該マンションやオフィスビル等という一の需要場所における受電実態（設置された受電設備の所有や維持・管理）を有する高圧一括受電事業者が、当該需要場所におけるマンション各戸や各テナント等の最終的な電気の使用者に電気を提供するものであることから、電気事業法上の規制の対象外と位置づけられている 。 （略） また、敷地外の導管が高圧・中圧・低圧のいずれであるかにかかわらず、一括受ガス事業者がガバナー（整圧器）などの設備を保有又は維持・管理し、一括受ガス事業者がガス事業者から供給を受けたガスを減圧するなど、当該設備を経由してマンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対してガスを受け渡す行為についても、ガスメーターに係るガス事業法上の保安規制を担保できないこと、同法上当該ガバナー（整圧器）については一般ガス導管事業者に保安義務があり一括受ガス事業者が実質的な維持・管理を行っているとは言えないこと（ガス事業法第６１条第１項参照）、電力分野で許容されていない受電実態のない場合の行為と同様に供給元のガス小売事業者と最終的なガスの使用者との間で契約関係がないため、マンションの各戸やオフィスビルの各テナント等の需要家による簡易・迅速なスイッチングができないこと、ガス小売事業者等の供給条件説明義務（ガス事業法第１４条第１項）、書面交付義務（ガス事業法第１４条第２項及び第１５条第１項）、苦情等の処理の義務（ガス事業法第１６条）といったガス事業法上の需要家保護を確保できないことなどの理由により、このような営業・契約形態はガス事業法上許容すべきものではない（ガス小売事業の登録を受けていない者がこのような行為をした場合には、ガス事業法第３条に違反する無登録営業として罰則（１年以下の懲役若しくは１００万円以下の罰金又はこれらの併科）の対象となり得る（ガス事業法第１９６条第１号）。）	マンションやオフィスビル等におけるいわゆる高圧一括受電による電気の提供がなされているが、これは、当該マンションやオフィスビル等という一の需要場所における受電実態（設置された受電設備の所有や維持・管理）を有する高圧一括受電事業者が、当該需要場所におけるマンション各戸や各テナント等の最終的な電気の使用者に電気を提供するものであることから、電気事業法上の規制の対象外と位置づけられている 。 （略） また、敷地外の導管が高圧・中圧・低圧のいずれであるかにかかわらず、一括受ガス事業者がガバナー（整圧器）などの設備を保有又は維持・管理し、一括受ガス事業者がガス事業者から供給を受けたガスを減圧するなど、当該設備を経由してマンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対してガスを受け渡す行為についても、ガスメーターに係るガス事業法上の保安規制を担保できないこと、同法上当該ガバナー（整圧器）については一般ガス導管事業者に保安義務があり一括受ガス事業者が実質的な維持・管理を行っているとは言えないこと（ガス事業法第６１条第１項参照）、マンションの各戸やオフィスビルの各テナント等の需要家によるガスの供給者選択に対し一定の制約を課すことになることなどの理由により、このような営業・契約形態はガス事業法上許容すべきものではない（ガス小売事業の登録を受けていない者がこのような行為をした場合には、ガス事業法第３条に違反する無登録営業として罰則（１年以下の懲役若しくは１００万円以下の罰金又はこれらの併科）の対象となり得る（ガス事業法第１９６条第１号）。）
（２）　ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理における問題となる行為及び望ましい行為 ア　（略） イ　問題となる行為	**（２）　ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理における問題となる行為及び望ましい行為** ア　（略） イ　問題となる行為

改　定　後	現　　行
ⅰ）（略）	ⅰ）（略）
ⅱ）　媒介・取次・代理事業者の営業活動の在り方	ⅱ）　媒介・取次・代理事業者の営業活動の在り方
小売の全面自由化後、媒介・取次・代理事業者による様々な営業活動が予想されるが、その中で、テレビＣＭ、ＷＥＢ広告、チラシ等において、あたかも自己がガスの小売供給を行うかのような営業活動が行われる可能性がある。	小売の全面自由化後、媒介・取次・代理事業者による様々な営業活動が予想されるが、その中で、テレビＣＭ、ＷＥＢ広告、チラシ等において、あたかも自己がガスの小売供給を行うかのような営業活動が行われる可能性がある。
もっとも、実際に小売供給を行い、ガス事業法上のガス小売事業者としての義務を負うのはガス小売事業者であることから、需要家に誤解が生じないよう、媒介・取次・代理事業者は、小売供給契約の締結の媒介等をしようとするときは、ガス小売事業者の名称や、自己が行う行為は媒介等であること等について説明する義務が課されている（ガス事業法第１４条第１項並びに施行規則第１３条第１項第１号及び第２号）。	もっとも、実際に小売供給を行い、ガス事業法上のガス小売事業者としての義務を負うのはガス小売事業者であることから、需要家に誤解が生じないよう、媒介・取次・代理事業者は、小売供給契約の締結の媒介等をしようとするときは、ガス小売事業者の名称や、自己が行う行為は媒介等であること等について説明する義務が課されている（ガス事業法第１４条第１項並びに小売登録省令第３条第１項第１号及び第２号）。
（略）	（略）
ⅲ）　（略）	ⅲ）　（略）
ウ　（略）	ウ　（略）
（３）・（４）　（略）	（３）・（４）　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）
５　小売供給契約の解除手続等の適正化の観点から問題となる行為	**５　小売供給契約の解除手続等の適正化の観点から問題となる行為**
（略）	（略）
（１）　需要家からの小売供給契約の解除時の手続	（１）　需要家からの小売供給契約の解除時の手続
ⅰ）　(略)	ⅰ）　(略)
ⅱ）　解除に速やかに対応しないこと	ⅱ）　解除に速やかに対応しないこと
需要家側から小売供給契約の解除の申出があった場合、ガス小売事業者により需要家の意に反した過度な「引き留め営業」や、過度な本人確認を行うことなどによって速やかに対応しない「引き延ばし営業」が行われるおそれがある。小売供給契約の解除の申出を受けたガス小売事業者や取次事業者が解除に正当な理由なく速やかに応じないこと（ガス小売事業者が、需要家から取次事業者との間の小売供給契約の解除の申出を受けた場合において、取次事業者に連絡するなどの対応を速や	需要家側から小売供給契約の解除の申出があった場合、ガス小売事業者により需要家の意に反した過度な「引き留め営業」や、過度な本人確認を行うことなどによって速やかに対応しない「引き延ばし営業」が行われるおそれがある。小売供給契約の解除の申出を受けたガス小売事業者や取次事業者が解除に正当な理由なく速やかに応じないこと（ガス小売事業者が、需要家から取次事業者との間の小売供給契約の解除の申出を受けた場合において、取次事業者に連絡するなどの対応を速やかに取らないこ

改　定　後	現　　行
かに取らないことを含む。）は、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。 　また、需要家代理モデルにおける需要家は小売供給契約の主体であり、随時小売供給契約の見直しを行い、ガス小売事業者をスイッチングすることが可能であるが、需要家の代理人は、スイッチングに係る手続を迅速に行うべきである。 ※）需要家からのクーリング・オフについての適切な対応 　特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号。以下「特商法」という。）は、訪問販売及び電話勧誘販売の２類型について、最終保障供給並びに指定旧供給区域等小売供給及び指定旧供給地点小売供給をクーリング・オフの適用除外としており（特商法第２６条第４項第２号並びに特定商取引に関する法律施行令（昭和５１年政令第２９５号）第６条の３第２号及び附則第３項第３号及び第４号）、ガス小売事業者が訪問販売等で需要家と上記以外の小売供給契約を締結した場合をクーリング・オフの対象としているが、クーリング・オフによって需要家に対するガスの供給に支障が生じるようなことがあってはならない 。このため、クーリング・オフの際、一般ガス導管事業者が適切な需要家保護措置をとることができるよう、ガス小売事業者は、クーリング・オフがあったとしても直ちに供給停止（閉栓）をせず、クーリング・オフを理由とする託送供給契約の解除を行う場合は、その旨を一般ガス導管事業者に通知した上で解除をすることが望ましく、このような対応を不当に実施しない場合には、これによりガスの需要家の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる 。 　また、需要家のクーリング・オフにより無契約であることを理由にガスの供給を停止する際には、一般ガス導管事業者は、例えば以下の措置をとることなどが望ましく、このような対応を不当に実施しない場合には、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。 ・　クーリング・オフにより無契約状態となる需要家に対して、供給停止を行う５日程度前までに供給停止日を明示して、ガス小売事業者との小売供給契約等を締結しない場合には無契約状態を理由とする供給停止になる旨の	とを含む。）は、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。 ※）需要家からのクーリング・オフについての適切な対応 　特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号。以下「特商法」という。）は、訪問販売及び電話勧誘販売の２類型について、現行ガス事業法に規定する一般ガス事業及び簡易ガス事業による役務の提供をクーリング・オフの適用除外としている（特商法第２６条第３項第２号及び特定商取引に関する法律施行令（昭和５１年政令第２９５号）第６条の３第２号）。ガスの小売業の全面自由化に伴い、ガス小売事業者が訪問販売及び電話勧誘販売の方法で消費者と自由料金による小売供給契約を締結した場合がクーリング・オフの対象とされた場合には、クーリング・オフによって需要家に対するガスの供給に支障が生じるようなことがあってはならない 。このため、クーリング・オフの際、一般ガス導管事業者が適切な需要家保護措置をとることができるよう、ガス小売事業者は、クーリング・オフがあったとしても直ちに供給停止（閉栓）をせず、クーリング・オフを理由とする託送供給契約の解除を行う場合は、その旨を一般ガス導管事業者に通知した上で解除をすることが望ましく、このような対応を不当に実施しない場合には、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる 。 　また、一般ガス導管事業者は、需要家のクーリング・オフにより無契約であることを理由にガスの供給を停止する際には、例えば以下の措置をとることなどが望ましく、このような対応を不当に実施しない場合には、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。 ・　クーリング・オフにより無契約状態となる需要家に対して、供給停止を行う５日程度前までに供給停止日を明示して、ガス小売事業者との小売供給契約等を締結しない場合には無契約状態を理由とする供給停止になる旨の

改　定　後	現　　行
予告通知を行うこと。 ・　供給停止の予告通知の際に、最終保障供給（経過措置料金規制の指定を受けている旧一般ガスみなしガス小売事業者の小口部門への供給は指定旧供給区域等小売供給）を申し込む方法があることを説明すること（説明の方法は、訪問、電話、郵便等による書面送付、電子メールの送信などが適当である。）。	予告通知を行うこと。 ・　供給停止の予告通知の際に、最終保障供給（経過措置料金規制の指定を受けている旧一般ガスみなしガス小売事業者の小口部門への供給は指定旧供給区域等小売供給）を申し込む方法があることを説明すること。
（２）～（４）　（略）	（２）～（４）　（略）
【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】	**【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】**
１　供給条件の説明	１　供給条件の説明
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（３）　説明すべき事項	（３）　説明すべき事項
ア　原則	ア　原則
ガス小売事業者は、需要家と小売供給契約を締結しようとするときは、以下の事項を需要家に対して説明しなければならない（ガス事業法第１４条第１項及び施行規則第１３条第１項）。	ガス小売事業者は、需要家と小売供給契約を締結しようとするときは、以下の事項を需要家に対して説明しなければならない（ガス事業法第１４条第１項及び小売登録省令第３条第１項）。
まず、ガス小売事業者等に関する基礎的な情報として、以下の事項の説明をする必要がある（以下、施行規則第１３条第１項の号数を示す。）。	まず、ガス小売事業者等に関する基礎的な情報として、以下の事項の説明をする必要がある（以下、小売登録省令第３条第１項の号数を示す。）。
（略）	（略）
・ガス使用量の計測方法及び料金調定の方法（第１１号）	・ガス使用量の計測方法並びに料金調定の方法（第１１号）
（略）	（略）
・需要家からの申出による小売供給契約の変更や解除に期間の制限がある場合には、その制限の内容（第２０号）及び変更や解除を申し出た需要家が負担する違約金等がある場合には、その内容（第２１号）	・需要家からの申出による小売供給契約の変更や解除に期間の制限がある場合には、その制限の内容（第２０号）、又は変更や解除を申し出た需要家が負担する違約金等がある場合にはその内容（第２１号）
・第２０号及び第２１号に掲げるもののほか、需要家からの申出による小売供給契約の変更や解除に条件等がある場合には、その内容（第２２号）	・第２０号及び第２１号に掲げるもののほか、需要家からの申出による小売供給契約の変更や解除に条件等がある場合にはその内容（第２２号）
（略）	（略）
イ　説明事項の一部省略が認められる場合	イ　説明事項の一部省略が認められる場合

改　定　後	現　　行
（略）	（略）
ⅰ）　契約の更新の場合	ⅰ）　契約の更新の場合
ガス小売事業者又は取次事業者が、既に締結されている小売供給契約を更新する場合（料金ほか供給条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）については、ガス小売事業者等は、当該小売供給契約の更新後の契約期間のみを説明すれば足りる（施行規則第１３条第２項）。	ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を更新する場合（料金ほか供給条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）については、ガス小売事業者等は、当該小売供給契約の更新後の契約期間のみを説明すれば足りる（小売登録省令第３条第２項）。
ⅱ）　軽微な変更以外の契約の変更の場合	ⅱ）　軽微な変更以外の契約の変更の場合
ガス小売事業者又は取次事業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次に述べる軽微な変更をする場合を除く。）には、ガス小売事業者等は、変更しようとする事項のみを説明すれば足りる（施行規則第１３条第３項）。例えば、これまでガス小売事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わるという場合には、苦情及び問合せに応じる電話番号について説明すれば足りるということになる。	ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次に述べる軽微な変更をする場合を除く。）には、ガス小売事業者等は、変更しようとする事項のみを説明すれば足りる（小売登録省令第３条第３項）。例えば、これまでガス小売事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わるという場合には、苦情及び問合せに応じる電話番号について説明すれば足りるということになる。
なお、需要家の理解の形成を図るとの説明義務の趣旨に鑑みれば、小売供給に係る料金の値上げなどの供給条件の変更の場合には、需要家が当該変更しようとする事項についての説明であると認識可能な方法で伝達する必要があり、例えば、検針票・請求書の裏面に小さな文字で当該変更しようとする事項を記載するだけの方法では十分な「説明」がなされたとは言えないと解される。	なお、需要家の理解の形成を図るとの説明義務の趣旨に鑑みれば、小売供給に係る料金の値上げなどの供給条件の変更の場合には、需要家が当該変更しようとする事項についての説明であると認識可能な方法で伝達する必要があり、例えば、検針票・請求書の裏面に小さな文字で当該変更しようとする事項を記載するだけの方法では十分な「説明」がなされたとは言えないと解される。
ⅲ）　契約の軽微な変更の場合	ⅲ）　契約の軽微な変更の場合
ガス小売事業者又は取次事業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）には、ガス小売事業者等は、変更しようとする事項の概要について説明を行えば足りる（施行規則第１３条第４項）。例えば、当該小売供給契約において、「Ａ法第Ｂ条」という条項を引用している場合において、その「Ａ法」の改正により「第Ｂ条」が規定の内容に変更なく単純	ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）には、ガス小売事業者等は、変更しようとする事項の概要について説明を行えば足りる（小売登録省令第３条第４項）。例えば、当該小売供給契約において、「Ａ法第Ｂ条」という条項を引用している場合において、その「Ａ法」の改正により「第Ｂ条」が規定の内容に変更

改　定　後	現　　行
に「第Ｃ条」にずれるなど、当該小売供給契約の内容の実質的な変更とはならないようなものを想定している。また、変更された事項の概要について説明を行えば足りるため、上記事例の小売供給契約において「Ａ法第Ｂ条」が複数箇所引用されている場合には、その一つ一つについて説明することを要しない。	なく単純に「第Ｃ条」にずれるなど、当該小売供給契約の内容の実質的な変更とはならないようなものを想定している。また、変更された事項の概要について説明を行えば足りるため、上記事例の小売供給契約において「Ａ法第Ｂ条」が複数箇所引用されている場合には、その一つ一つについて説明することを要しない。
ⅳ）　説明事項の一部省略が認められない場合 前述の１（３）イⅰ）からⅲ）のいずれの場合であっても、小売供給を受けようとする者が説明事項を一部省略することについて承諾しない場合については、説明すべき事項について全て説明する必要がある（施行規則第１３条第２項ただし書、第３項ただし書及び第４項ただし書）。	ⅳ）　説明事項の一部省略が認められない場合 前述の１（３）イⅰ）からⅲ）のいずれの場合であっても、小売供給を受けようとする者が説明事項を一部省略することについて承諾しない場合については、説明すべき事項について全て説明する必要がある（小売登録省令第３条第２項ただし書、第３項ただし書及び第４項ただし書）。
２　契約締結前の書面交付義務	**２　契約締結前の書面交付義務**
（１）（略）	（１）（略）
（２）　遵守すべきルール	（２）　遵守すべきルール
ア　契約締結前交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法	ア　契約締結前交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法
（略）	（略）
ⅰ）　原則 契約締結前交付書面の内容は、需要家に対し説明すべき事項と同内容である（施行規則第１３条第７項）。詳細は前述の１（３）アを参照。	ⅰ）　原則 契約締結前交付書面の内容は、需要家に対し説明すべき事項と同内容である（小売登録省令第３条第７項）。詳細は前述の１（３）アを参照。
ⅱ）　契約締結前交付書面の記載事項の一部省略が認められる場合 前述の１（３）イで述べた、説明事項の一部省略が認められる場合（契約の更新の場合、軽微な変更以外の契約の変更の場合、契約の軽微な変更の場合）には、契約締結前交付書面において記載すべき事項についても同様の省略が認められる（施行規則第１３条第８項から第１０項まで）。ただし、需要家から説明事項を一部省略することについて承諾を得ていない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない（施行規則第１３条第８項ただし書、第９項ただし書及び第１０項ただし書）。	ⅱ）　契約締結前交付書面の記載事項の一部省略が認められる場合 前述の１（３）イで述べた、説明事項の一部省略が認められる場合（契約の更新の場合、軽微な変更以外の契約の変更の場合、契約の軽微な変更の場合）には、契約締結前交付書面において記載すべき事項についても同様の省略が認められる（小売登録省令第３条第８項から第１０項まで）。ただし、需要家から説明事項を一部省略することについて承諾を得ていない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない（小売登録省令第３条第８項ただし書、第９項ただし書及び第１０項ただし書）。
イ　契約締結前の書面交付義務の例外的場合	イ　契約締結前の書面交付義務の例外的場合

改　定　後	現　　行
ガス小売事業者等が、小売供給契約を締結しようとする場合であっても、一定の場合には契約締結前の書面交付義務を原則どおり適用することは妥当でないことから、以下の場合について例外が認められている（施行規則第１３条第５項）。	ガス小売事業者等が、小売供給契約を締結しようとする場合であっても、一定の場合には契約締結前の書面交付義務を原則どおり適用することは妥当でないことから、以下の場合について例外が認められている（小売登録省令第３条第５項）。
ⅰ）　電話による説明を行う場合	ⅰ）　電話による説明を行う場合
ガス小売事業者等が需要家に対し電話で営業活動をする場合には、供給条件の説明の際に書面を交付することが困難（例えば、事前に郵送で当該需要家に書面を送付した上で電話にて説明をすることなどが必要）であるため、需要家が承諾した場合には、契約締結前交付書面を交付することを要しない（施行規則第１３条第５項第１号）。	ガス小売事業者等が需要家に対し電話で営業活動をする場合には、供給条件の説明の際に書面を交付することが困難（例えば、事前に郵送で当該需要家に書面を送付した上で電話にて説明をすることなどが必要）であるため、需要家が承諾した場合には、契約締結前交付書面を交付することを要しない（小売登録省令第３条第５項第１号）。
ただし、その場合であっても、電話での説明を行った後遅滞なく当該需要家に契約締結前交付書面を交付しなければならない（施行規則第１３条第６項）。これは、後述の２（２）イⅱ）に掲げる場合とは異なり、ガス小売事業者が需要家に対し説明する内容は説明義務を課されている全ての事項であって多岐に亘ることに配慮されたものである。	ただし、その場合であっても、電話での説明を行った後遅滞なく当該需要家に契約締結前交付書面を交付しなければならない（小売登録省令第３条第６項）。これは、後述の２（２）イⅱ）に掲げる場合とは異なり、ガス小売事業者が需要家に対し説明する内容は説明義務を課されている全ての事項であって多岐に亘ることに配慮されたものである。
ⅱ）　契約の更新及び契約の軽微な変更の場合	ⅱ）　契約の更新及び契約の軽微な変更の場合
ガス小売事業者又は取次事業者が、既に締結されている小売供給契約を更新する場合（料金ほか供給条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）及び既に締結されている契約を変更しようとする場合（軽微な変更をする場合に限る。「軽微な変更」の具体例については、前述の１（３）イⅲ）を参照。）については、ガス小売事業者等は、当該小売供給契約の内容のうち変更があるのは契約期間に関するもの又は軽微な変更に関するものに限られるため、契約締結前交付書面を交付することなく供給条件の説明を行うことについて需要家が承諾した場合には、契約締結前交付書面を交付することを要しない（施行規則第１３条第５項第２号及び第３号）。	ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を更新する場合（料金ほか供給条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）及び既に締結されている契約を変更しようとする場合（軽微な変更をする場合に限る。「軽微な変更」の具体例については、前述の１（３）イⅲ）を参照。）については、ガス小売事業者等は、当該小売供給契約の内容のうち変更があるのは契約期間に関するもの又は軽微な変更に関するものに限られるため、契約締結前交付書面を交付することなく供給条件の説明を行うことについて需要家が承諾した場合には、契約締結前交付書面を交付することを要しない（小売登録省令第３条第５項第２号及び第３号）。
ウ　契約締結前交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法	ウ　契約締結前交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法
（略）	（略）
ⅰ）　需要家の承諾を得る方法	ⅰ）　需要家の承諾を得る方法

改　定　後	現　　行
ガス小売事業者等は、ガス事業法第１４条第３項の規定により、電磁的方法により小売供給に係る料金その他の供給条件を提供しようとするときは、あらかじめ、需要家に対し、ガス小売事業者等が用いる電磁的方法の種類（後述の２（２）ウⅱ）参照）及び内容（ファイルへの記録の方式）を示し、需要家から書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要となる（施行令第２条第１項）。 また、このような承諾を得た場合であっても、その後に需要家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、契約締結前交付書面に代わる電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該需要家が再び承諾をした場合は、この限りでない（施行令第２条第２項）。	需要家の承諾を得る方法については、ガス事業法施行令（昭和２９年政令第６８号）において今後定められる予定であるが、あらかじめ、需要家に対し、ガス小売事業者等が用いる電磁的方法の種類（後述の２（２）ウⅱ）参照）及び内容（ファイルへの記録の方式）を示し、需要家から書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要となる。 また、このような承諾を得た場合であっても、その後に需要家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、契約締結前交付書面に代わる電磁的方法による提供をしてはならない。
ⅱ）　具体的な提供方法 需要家の承諾を得た上で契約締結前交付書面に代えて電磁的方法を用いる場合の具体的方法は以下のとおりである（施行規則第１３条第１１項）。 ①　電子メールによる場合 ガス小売事業者等が、本来契約締結前交付書面に記載すべき内容について、需要家に対し電子メールにより送信する方法（当該需要家が手元で当該電子メールの内容を出力することにより書面を作成することができる方法であることを要する。）によることが認められている（施行規則第１３条第１１項第１号）。 ②　ホームページ等での閲覧による場合 ガス小売事業者等が、インターネット上の自己のホームページ等に本来契約締結前交付書面に記載すべき内容を表示し、これを需要家の閲覧に供する方法によることが認められている（施行規則第１３条第１１条第２号）。なお、需要家が当該説明事項を読むことなく、次のリンク先のウェブページに進んでしまうことなどがないよう、画面をスクロールすることにより、説明事項を一通り読んだ上で次のリンク先のウェブページに進むこととなるよう、リンク先の表示のための文字列を当該ウェブページの最後に表示する、説明内容を理解した旨のチェック項目を設けるなどの工夫をすることが望ましい。	ⅱ）　具体的な提供方法 需要家の承諾を得た上で契約締結前交付書面に代えて電磁的方法を用いる場合の具体的方法は以下のとおりである（小売登録省令第３条第１１項）。 ①　電子メールによる場合 ガス小売事業者等が、本来契約締結前交付書面に記載すべき内容について、需要家に対し電子メールにより送信する方法（当該需要家が手元で当該電子メールの内容を出力することにより書面を作成することができる方法であることを要する。）によることが認められている（小売登録省令第３条第１１項第１号）。 ②　ホームページ等での閲覧による場合 ガス小売事業者等が、インターネット上の自己のホームページ等に本来契約締結前交付書面に記載すべき内容を表示し、これを需要家の閲覧に供する方法によることが認められている（小売登録省令第３条第１１項第２号）。なお、需要家が当該説明事項を読むことなく、次のリンク先のウェブページに進んでしまうことなどがないよう、画面をスクロールすることにより、説明事項を一通り読んだ上で次のリンク先のウェブページに進むこととなるよう、リンク先の表示のための文字列を当該ウェブページの最後に表示する、説明内容を理解した旨のチェック項目を設けるなどの工夫をすることが

改　定　後	現　　行
また、需要家が当該説明事項を出力することにより書面を作成することができない場合には、ガス小売事業者等は、当該ホームページ等に表示した説明事項について３ヶ月間は消去・改変できないようにしなければならない。	望ましい。 また、需要家が当該説明事項を出力することにより書面を作成することができない場合には、ガス小売事業者等は、当該ホームページ等に表示した説明事項について３ヶ月間は消去・改変できないようにしなければならない。
③　記録媒体による場合 ガス小売事業者等が、本来契約締結前交付書面に記載すべき内容について、フロッピーディスクやＣＤ－ＲＯＭなどの記録媒体に記録して交付する方法によることが認められている（施行規則第１３条第１１項第３号）。	③　記録媒体による場合 ガス小売事業者等が、本来契約締結前交付書面に記載すべき内容について、フロッピーディスクやＣＤ－ＲＯＭなどの記録媒体に記録して交付する方法によることが認められている（小売登録省令第３条第１１項第３号）。
④　電磁的方法を利用した説明後の書面交付努力義務 ガス小売事業者等は、前述の２（２）ウⅱ）①から③に掲げる方法により説明事項を需要家に対し提供した場合であっても、需要家から書面で交付して欲しい旨の要請があった場合には、需要家の説明内容に対する理解を促すためにも、当該需要家に対し、契約締結前交付書面を交付するよう努める必要がある（施行規則第１３条第１２項）。	④　電磁的方法を利用した説明後の書面交付努力義務 ガス小売事業者等は、前述の２（２）ウⅱ）①から③に掲げる方法により説明事項を需要家に対し提供した場合であっても、需要家から書面で交付して欲しい旨の要請があった場合には、需要家の説明内容に対する理解を促すためにも、当該需要家に対し、契約締結前交付書面を交付するよう努める必要がある（小売登録省令第３条第１２項）。
３　契約締結後の書面交付義務	**３　契約締結後の書面交付義務**
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　遵守すべきルール	**（２）　遵守すべきルール**
ア　契約締結後交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法 契約締結後交付書面において記載が必要な事項は下記のとおりである（ガス事業法第１５条第１項及び施行規則第１４条第２項）（なお、下記の事項を記載するに際しては、文字の大きさを工夫するなど、読みやすく記載することが望ましい。）。	ア　契約締結後交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法 契約締結後交付書面において記載が必要な事項は下記のとおりである（ガス事業法第１５条第１項及び小売登録省令第４条第２項）（なお、下記の事項を記載するに際しては、文字の大きさを工夫するなど、読みやすく記載することが望ましい。）。
ⅰ）　原則 ・ガス小売事業者等の氏名又は名称及び住所 ・契約年月日 ・ガス小売事業者の登録番号 ・媒介・取次・代理事業者が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあって	ⅰ）　原則 ・ガス小売事業者等の氏名又は名称及び住所 ・契約年月日 ・ガス小売事業者の登録番号 ・媒介・取次・代理業者が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあって

改　定　後	現　　行
は、その旨 ・小売供給契約を締結しようとする際に説明すべきとされる施行規則第１３条第１項第３号から第２７号までに掲げる事項（ただし、第５号の「当該小売供給契約の申込みの方法」については契約締結時には不要であることから対象外。） ・ガスの供給支障時の復旧対応を迅速に行うためなどに必要なガス導管事業者から各需要家に対し割り振られる供給地点特定番号	は、その旨 ・小売供給契約を締結しようとする際に説明すべきとされる小売登録省令第３条第１項第３号から第２７号までに掲げる事項（ただし、第５号の「当該小売供給契約の申込みの方法」については契約締結時には不要であることから対象外。） ・ガスの供給支障時の復旧対応を迅速に行うためなどに必要なガス導管事業者から各需要家に対し割り振られる供給地点特定番号
ⅱ）　契約締結後交付書面の記載事項の一部省略が認められる場合 ①　契約の更新の場合 ガス小売事業者又は取次事業者が、既に締結している小売供給契約を更新した場合（料金ほか供給条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）には、契約締結後交付書面の内容については、ガス小売事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日のほかには、更新後の新たな契約期間（施行規則第１３条第１項第１７号）及び供給地点特定番号のみでよい（施行規則第１４条第３項）。ただし、需要家がそのことについて承諾していない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない（施行規則第１４条第３項ただし書）。 ②　軽微な変更以外の契約の変更の場合 小売供給事業者又は取次事業者が、既に締結している小売供給契約を変更した場合（施行規則第１４条第１項の軽微な変更をした場合であって、契約締結後交付書面を交付しないことについて需要家の承諾を得ている場合を除く。）には、契約締結後交付書面の内容については、ガス小売事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日のほかには、変更した事項及び供給地点特定番号のみでよい（施行規則第１４条第４項）。例えば、これまでガス小売事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わった場合には、ガス小売事業者の氏名又は	ⅱ）　契約締結後交付書面の記載事項の一部省略が認められる場合 ①　契約の更新の場合 ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結している小売供給契約を更新した場合（料金ほか供給条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）には、契約締結後交付書面の内容については、ガス小売事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日のほかには、更新後の新たな契約期間（小売登録省令第３条第１項第１７号）及び供給地点特定番号のみでよい（小売登録省令第４条第３項）。ただし、需要家がそのことについて承諾していない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない（小売登録省令第４条第３項ただし書）。 ②　軽微な変更以外の契約の変更の場合 小売供給事業者又は取次業者が、既に締結している小売供給契約を変更した場合（小売登録省令第４条第１項の軽微な変更をした場合であって、契約締結後交付書面を交付しないことについて需要家の承諾を得ている場合を除く。）には、契約締結後交付書面の内容については、ガス小売事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日のほかには、変更した事項及び供給地点特定番号のみでよい（小売登録省令第４条第４項）。例えば、これまでガス小売事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わった場合には、ガス小売事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日に加えて、変更後の連絡先及び供給地点特定番号のみを契約締結後交付書面に記載すればよい。ただし、需

改　定　後	現　　行
名称及び住所並びに契約年月日に加えて、変更後の連絡先及び供給地点特定番号のみを契約締結後交付書面に記載すればよい。ただし、需要家がそのことについて承諾しない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない（施行規則第１４条第４項ただし書）。	要家がそのことについて承諾しない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない（小売登録省令第４条第４項ただし書）。
イ　契約締結後の書面交付義務の例外的場合 ガス小売事業者又は取次事業者が、既に締結されている小売供給契約についてその内容を変更しようとする場合（軽微な変更をする場合に限る。「軽微な変更」の具体例については前述の１（３）イⅲ）参照。）については、ガス小売事業者等は、需要家が承諾した場合には契約締結後交付書面を交付することを要しない（施行規則第１４条第１項）。	イ　契約締結後の書面交付義務の例外的場合 ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約についてその内容を変更しようとする場合（軽微な変更をする場合に限る。「軽微な変更」の具体例については前述の１（３）イⅲ）参照。）については、ガス小売事業者等は、需要家が承諾した場合には契約締結後交付書面を交付することを要しない（小売登録省令第４条第１項）。
ウ　契約締結後交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 契約締結前の書面交付義務と同様の理由により、ガス小売事業者等が、小売供給を受けようとする者の承諾を得た上で、以下に記載する情報通信の技術を利用する方法を用いて、契約締結後交付書面に記載すべき事項を提供した場合には、契約締結後交付書面を交付したものとみなされる（ガス事業法第１５条第２項）。	ウ　契約締結後交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法 契約締結前の書面交付義務と同様の理由により、ガス小売事業者等が、小売供給を受けようとする者の承諾を得た上で、以下に記載する情報通信の技術を利用する方法を用いて、契約締結後交付書面に記載すべき事項を提供した場合には、契約締結後交付書面を交付したものとみなされる（ガス事業法第１５条第２項）。
ⅰ）　需要家の承諾を得る方法 契約締結前交付書面の場合と同様である（施行令第２条第３項）（前述の２（２）ウⅰ）参照）。	ⅰ）　需要家の承諾を得る方法 ガス事業法施行令において今後定められる予定であるが、契約締結前交付書面の場合と同様である（前述の２（２）ウⅰ）参照）。
ⅱ）　具体的な提供方法 需要家の承諾を得た上で契約締結後交付書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いる場合、その具体的方法は契約締結前交付書面の場合と同様である（施行規則第１４条第５項。前述の２（２）ウⅱ）参照。）	ⅱ）　具体的な提供方法 需要家の承諾を得た上で契約締結後交付書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いる場合、その具体的方法は契約締結前交付書面の場合と同様である（小売登録省令第４条第５項。前述の２（２）ウⅱ）参照。）。
脚注 [1]　（略） （削る）	**脚注** [1]　（略） [2] なお、小売登録省令に規定されている内容は、平成２９年４月以降はガス事業法施行規

改　定　後	現　　行
	則（昭和４５年通商産業省令第９７号）において定められる予定である。
[2]　（略）	[3]　（略）
[3]　（略）	[4]　（略）
[4] このような小売供給契約を締結しようとする際にガス小売事業者が供給条件として説明すべき事項については、後述の【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】の１（３）アを参照されたい（特に施行規則第１３条第１項第８号及び第１２号に関する箇所）。	[5] このような小売供給契約を締結しようとする際にガス小売事業者が供給条件として説明すべき事項については、後述の【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】の１（３）アを参照されたい（特に小売登録省令第３条第１項第８号及び第１２号に関する箇所）。
[5] 外形的・客観的に考察して、需要家の代理行為が需要家の代理人にとっては利益となり、需要家にとっては不利益となる場合は、需要家と代理事業者との間の代理契約が利益相反行為として無権代理行為となる可能性があるため、当該代理契約を避けるべきである。	（新設）
[6]　（略）	[6]　（略）
[7] 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成３０年１２月改定）２９頁参照。	[7] 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成２８年７月改定）２７頁参照。
[8] 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成３０年１２月改定）３５頁参照。	（新設）
（削る）	[8] 将来的に、一括受ガスという契約形態を許容するための制度改正を行うか否かについては、小売全面自由化後の需要家のニーズも踏まえつつ、引き続き検討すべき課題として整理している。
[9]～[11]　（略）	[9]～[11]　（略）
[12] 特定ガス発生設備による小売供給を行うガス小売事業者については、自己の維持及び運用する導管により小売供給を行っている需要家からクーリング・オフがあった場合には、一般ガス導管事業者による需要家保護措置は観念しえないためこのような対応を行う必要はないが、前述の１（２）イⅳ）で述べたとおり、クーリング・オフにより需要家が無契約状態となること等を需要家に説明することが望ましい。	[12] 旧簡易ガス事業者等については、自己の維持及び運用する導管により小売供給を行っている需要家からクーリング・オフがあった場合には、一般ガス導管事業者による需要家保護措置は観念しえないためこのような対応を行う必要はないが、前述の１（２）イⅳ）で述べたとおり、クーリング・オフにより需要家が無契約状態となること等を需要家に説明することが望ましい。
[13]～[17]　（略）	[13]～[17]　（略）

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ．４

2019年9月19日

経過措置指定団地の2019年9月解除並びに2019年12月及び2020年3月解除見込み

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの供給区域。

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2019年6月	2019年9月1日	2019年9月1日見込（2019年6月生産動態統計BASE）			2019年12月1日	2019年12月1日見込（2019年6月生産動態統計BASE）			2020年3月1日	2020年3月1日見込（2019年6月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲ 4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	−5 7.4%	*0* 0 0.0%	*1* 330 5.4%	*2.4%* 8 0.7%	338 4.6%	*0* 0 0.0%	*1* 330 5.4%	*2.4%* 8 0.7%	338 4.6%	*0* 0 0.0%	*1* 330 5.3%	*2.4%* 8 0.7%	338 4.6%
東北 ▲ 1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−13 19.1%	*0* 17 54.8%	*99* 576 9.5%	*5.9%* 36 2.9%	612 8.4%	*0* 0 0.0%	*99* 576 9.4%	*5.9%* 36 3.0%	612 8.4%	*0* 0 0.0%	*99* 576 9.3%	*5.9%* 36 3.2%	612 8.4%
関東 ▲ 7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−21 30.9%	*6* 6 19.4%	*385* 1,538 25.3%	*26.3%* 548 44.8%	2,086 28.5%	*4* 4 26.7%	*389* 1,542 25.3%	*26.1%* 544 45.0%	2,086 28.5%	*4* 21 30.4%	*393* 1,563 25.3%	*25.1%* 523 45.9%	2,086 28.5%
中部	*124* 468 8.3%	*28.9%* 190 11.0%	658 8.9%	−9 13.2%	*2* 2 6.5%	*160* 504 8.3%	*22.3%* 145 11.8%	649 8.9%	*2* 2 13.3%	*162* 506 8.3%	*22.0%* 143 11.8%	649 8.9%	*8* 8 11.6%	*170* 514 8.3%	*20.8%* 135 11.8%	649 8.9%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−6 8.8%	*0* 0 0.0%	*10* 286 4.7%	*0.0%* 0 0.0%	286 3.9%	*0* 0 0.0%	*10* 286 4.7%	*0.0%* 0 0.0%	286 3.9%	*0* 0 0.0%	*10* 286 4.6%	*0.0%* 0 0.0%	286 3.9%
近畿	*123* 679 12.0%	*33.4%* 340 19.7%	1,019 13.8%	−11 16.2%	*1* 2 6.5%	*178* 745 12.2%	*26.1%* 263 21.5%	1,008 13.8%	*2* 3 20.0%	*180* 748 12.3%	*25.8%* 260 21.5%	1,008 13.8%	*7* 10 14.5%	*187* 758 12.3%	*24.8%* 250 21.9%	1,008 13.8%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−15 22.1%	*0* 0 0.0%	*96* 563 9.2%	*8.8%* 54 4.4%	617 8.4%	*0* 3 20.0%	*96* 566 9.3%	*8.3%* 51 4.2%	617 8.4%	*9* 11 15.9%	*105* 577 9.3%	*6.5%* 40 3.5%	617 8.4%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	−1 1.5%	*4* 4 12.9%	*67* 314 5.2%	*10.8%* 38 3.1%	352 4.8%	*0* 0 0.0%	*67* 314 5.1%	*10.8%* 38 3.1%	352 4.8%	*4* 5 7.2%	*71* 319 5.2%	*9.4%* 33 2.9%	352 4.8%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	5 −7.4%	*0* 0 0.0%	*205* 1,043 17.1%	*11.2%* 131 10.7%	1,174 16.1%	*0* 3 20.0%	*205* 1,046 17.1%	*10.9%* 128 10.6%	1,174 16.1%	*10* 14 20.3%	*215* 1,060 17.2%	*9.7%* 114 10.0%	1,174 16.1%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	8 −11.8%	*0* 0 0.0%	*1* 189 3.1%	*0.5%* 1 0.1%	190 2.6%	*0* 0 0.0%	*1* 189 3.1%	*0.5%* 1 0.1%	190 2.6%	*0* 0 0.0%	*1* 189 3.1%	*0.5%* 1 0.1%	190 2.6%
全国 計 ▲ 12	*915* 5,651 100.0%	*23.4%* 1,729 100.0%	7,380 100.0%	−68 100.0%	*13* 31 100.0%	*1,202* 6,088 100.0%	*16.7%* 1,224 100.0%	7,312 100.0%	*8* 15 100.0%	*1,210* 6,103 100.0%	*16.5%* 1,209 100.0%	7,312 100.0%	*42* 69 100.0%	*1,252* 6,172 100.0%	*15.6%* 1,140 100.0%	7,312 100.0%

＊　*斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

（注）旧簡易ガス団地が廃止された数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

【出典：生産動態統計 ほか】

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ．５

令和元年７月３０日

小売電気事業者、ガス小売事業者　各位

電力・ガス取引監視等委員会
取引監視課

電気及びガスの小売供給契約の締結に係る適切な対応について（注意喚起）

小売電気事業者及びガス小売事業者は、小売供給契約の締結をしようとするときは、需要家に対して供給条件を説明する義務を負っており、当該説明をするとき及び小売供給契約の締結をしたときは、それぞれ法定の事項を記載した書面を交付する義務を負っております（電気事業法第２条の１３第１項、同条第２項、同法第２条の１４第１項、ガス事業法第１４条第１項、同条第２項及び同法第１５条第１項）。

今般、電気及びガスの小売供給契約の締結に関し、上記書面の交付がされなかった事案が発生しております。

つきましては、小売電気事業者及びガス小売事業者の皆様におかれては、同様の事案が発生しないよう、法の規定する説明義務及び書面交付義務の履行状況を改めて確認するとともに、適切な措置をとるようお願いいたします。

2019 年 8 月 1 日

自由化団地にガスを供給している会員事業者の皆様へ

自由化団地にガスを供給している事業者の皆様には、10 月 1 日の消費税率改定を控え、「ガス小売供給約款」の改訂手続きである、ガス事業法第 14 条の「説明および書面の交付」の準備を着々と進められていることと思います。

この度、電力・ガス取引監視委員会取引監視課より、添付のとおり、このガス事業法第 14 条「供給条件の説明等」並びに第 15 条「書面の交付」につきまして、履行状況の再確認を行い、不備・不足のあった場合には適切な措置を行うよう注意喚起が発出されました。

コミュニティーガス協会会員の皆様には、今回の消費税率改定対応を機に、

① 自社の「ガス小売供給約款」

② ガス事業法第 14 条・第 15 条およびガス事業法施行規則第 13 条・第 14 条

③ 「ガスの小売営業に関する指針」の【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

を再確認してください。

添付：「電気及びガスの小売供給契約の締結に係る適切な対応について（注意喚起）」

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ．６

事　務　連　絡

令和元年８月１日

ガス小売事業者　各位

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部
ガス市場整備室

ガス事業法等の解釈及び運用通達における「一の団地」の基本的な考え方について

１．通達中の記載内容（抜粋）

「第１章　総則」関係

（１）法第２条第１項（小売供給）関係

②「一の団地」について

「一の団地」とは、道路を横断又は並行している導管によりガスを供給する場合にあっては、住居表示に関する法律（昭和３７年法律第１１９号）第２条第１項第１号の町又は字とし、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合にあっては、同号に規定する街区（住居表示を実施していない地域にあってはこれに類する区画。以下この②において同じ。）とする。

【以下略】

２．道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合にあって、住居表示を実施していない地域における「街区に類する区画」を区画するメルクマールについて

（１）「街区に類する区画」を区画するメルクマールについての考え方

ガス事業法第２条第１項に規定する「一の団地」は、一定規模以上の道路や河川、鉄道等の恒久的な施設等により、客観的に一区画をなしていると認められる土地の範囲内にあるガスの供給地点を一体的に規制対象とするためのものである。

上記を踏まえると、住居表示を実施していない地域における「街区に類する区画」を区画するメルクマールを明確にしておくことは、ガス小売事業者として規制対象となるべき者が、「街区に類する区画」を恣意的に区画することにより規制から逃れることを防ぐ上で重要である。

（２）現行のメルクマール

現在、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合において、住居表示を実施していない地域における「街区に類する区画」を区画するメルクマールは、幅員おおむね４メートル以上の道路（一般交通の用に供する道路）、河川（一級河川、二級河川及び準用河川）、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等（以下「道路等」という。）とされている。

これは、「街区方式による住居表示の実施基準（昭和３８年自治省告示第１１７号）」第１「住居表示の実施基準」の３（１）及び７（２）を踏まえた運用であり、同基準によれば、街区の規模の標準は面積 3,000～5,000 ㎡が適当とされている。

（３）メルクマールとして新たに追加すべきもの

法制定時から現在までの市街地化の進展、狭隘化・密集化といった需要地の立地環境の変化の中で、上述した道路等のメルクマールのみでは「街区に類する区画」が著しく広範囲に及んでしまうケースが存在しており、以下をメルクマールとして追加することで、より適切な範囲を「街区に類する区画」として区画することができると考えられる。

＜メルクマールに新たに追加すべきもの＞

「田畑」「山林」「都市公園」「他の建築物の用に供されている敷地」

（４）今後の運用について

道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合において、住居表示を実施していない地域については、道路等に加え、田畑、山林、都市公園及び他の建築物の用に供されている敷地といったメルクマールにより「街区に類する区画」を区画し、「一の団地」として取り扱うこととする。

以上

（参考）街区方式による住居表示の実施基準（昭和３８年自治省告示第１１７号）（抜粋）

第１　住居表示の実施基準

３　街区割り

(1)　街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によつて定めるものとすること。

(2)　街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとすること。参考までに住居地域における標準を示せば、面積 3,000 平方メートル～5,000 平方メートル、戸数 30 戸程度が適当であること。

７　団地における住居表示の特例

地方公共団体、日本住宅公団、会社等がある一定の区域をもつた一団の土地に集団的に住宅を建設し、又はしようとする地域(以下「団地」という。)における町名、街区割り、住居番号のつけ方及び住居表示のしかたについては、下記のとおりとすること。

(1)　町名

団地のみの地域の町名には、○○団地又は○○団地○丁目という呼称を用いてもさしつかえないこと。

(2)　街区割り

イ　街区割りについては、団地設計の特殊性を考慮して、原則として、幅員おおむね 4 メートル以上の道路(一般交通の用に供する道路)によつて画された区域をもつて一街区とすること。

ロ・ハ　(略)

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ．７

2019 年 9 月 26 日
（一社）日本コミュニティーガス協会

2019 年上期「コミュニティーガス事業のガス事故発生状況」について

１．ガス事故発生件数

2019 年上期（１月～６月）のガス事故発生総件数は９件であり、前年同期（２２件）より 13 件の大幅な減少であった。

２．各段階別の事故状況

①製造段階　　１件（前年同期６件／前年通期９件）

【内訳】

・ガス切れ	０件（前年同期１件／前年通期２件）
・バルブ開放忘れ	０件（前年同期０件／前年通期０件）
・感震遮断装置の誤作動	０件（前年同期２件／前年通期４件）
・ガス工作物の不備	１件（前年同期３件／前年通期３件）

【考察】

製造段階のガス事故は１件発生し、前年同期から５件の減少であった。

その１件は、ガス工作物の不備であり、非常用発電機付属の冷却水ヒーターからの漏電により商用電力引込盤の漏電遮断器が作動したため、温水ボイラー及び温水循環ポンプへ給電されず温水循環式気化器からのガス供給が停止したことが原因であった。

当該事業者は、非常用発電機について、巡視点検表への電圧確認等の点検項目の追加や定期点検の実施等の対策を採ったが、本事例から各事業者においても特定製造所の設備に関し必要に応じ点検項目を追加すること等検討することが望まれる。

②供給段階　　８件（前年同期７件／前年通期１６件）

【内訳】

・他工事	４件（前年同期６件／前年通期１２件）
・導管工事	２件（前年同期０件／前年通期１件）
・ガス工作物の不備	１件（前年同期０件／前年通期１件）
・自然現象	０件（前年同期０件／前年通期０件）
・その他	１件（前年同期１件／前年通期２件）

【考察】

供給段階のガス事故は８件発生し、前年同期から１件の増加であった。

他工事については、敷地内及び道路上において発生した件数がそれぞれ２件ずつであり、また、事前照会なく事故に至っている例が見受けられるため、他工事業者及び需要家への周知啓発を継続して実施していく必要がある。

導管工事については、経年管入替工事に際しガス管布設状況の誤認によりガス管を損

傷させたものとノーブローバックを使用した管内カメラ調査の作業中に管内の圧力低下と大きな圧力煽りを発生させた結果、マイコンメーター遮断により供給支障に至ったものであった。

また、ガス工作物の不備（腐食劣化）による供給支障１件と水道管漏水によって生じたサンドブラスト現象による供給支障１件があった。

③消費段階　　０件（前年同期９件／前年通期１５件）

【内訳】

・風呂釜の繰り返し点火による異常着火　０件（前年同期３件／前年通期５件）
・未使用ガス栓の誤開放　０件（前年同期０件／前年通期０件）
・その他　０件（前年同期６件／前年通期１０件）

【考察】

消費段階のガス事故は発生しておらず、前年同期から９件の減少であった。

近年多発する風呂釜の繰り返し点火による異常着火については、引き続き保安向上キャンペーンと併せ継続して周知していくとともにその他消費機器使用時の注意事項についても啓発していくことが望まれる。

３．人的被害

・死亡（酸欠）　０名
・ＣＯ中毒　０名
・負傷（酸欠）　０名
・負傷（火傷）　作業員　０名
　需要家　０名

以　上

コミュニティーガス事業の事故状況集計表

2019年［ 上期 ］ ー 2019年1月1日 ～ 6月30日 ー

作表 2019年8月1日

1. 支部別の事故件数

	合　計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
2019上期(1～6月)	**9**	**1**	**1**	**2**	**0**	**1**	**0**	**1**	**0**	**3**	**0**
(前年同期H30.1～6)	22	2	1	9	3	0	1	2	1	3	0
H30(2018) 1～12月	40	5	3	12	4	0	4	3	1	6	2
H29(2017) 1～12月	19	2	0	9	1	1	1	1	0	2	2
H28(2016) 1～12月	36 (8)	1	3	12	0	0	3	5	0	11 (8)	1
H27(2015) 1～12月	36	4	2	13	2	1	5	2	1	2	4
H26(2014) 1～12月	40	4	5	20	3	0	4	2	1	1	0

※（ ）内の数値は平成28年熊本地震による事故件数

2. 製造段階の事故件数

年別 / 原因別		2019年［上期］1～6月	こ の う ち 供給支障件数	こ の う ち 引火件数	こ の う ち 人的被害（人） 死者	中毒・酸欠	傷者	H26年［年間計］	H27年	H28年	H29年	H30年
自然現象	暴風雨											
	地震											
	水害・山崩れ											
	その他											
火災												
停電												
ガス工作物の不備	製作不完全											
	施工不完全											
	自然劣化											
	保守不備	**1**	1					2		1	1	3
	ガス切れ							4		1	1	2
ガス工作物の誤操作								2	1			
感震ガス遮断装置の誤作動									3	2		4
他工事												
地盤の不等沈下												
交通量の激化												
導管工事												
外的要因											1	
保安閉栓									1			
その他								1				
計		**1**	1	0	0	0	0	9	5	4	3	9

3. 供給段階の事故件数

年別 / 原因別		2019年［上期］1～6月	このうち 供給支障件数	このうち 引火件数	このうち 人的被害 死者	このうち 人的被害 中毒・酸欠	このうち 人的被害 傷者	H26年［年間計］	H27年	H28年	H29年	H30年
自然現象	暴風雨											
	地震									8		
	水害・山崩れ									1		
	その他								1			
火災												
停電												
ガス工作物の不備	製作不完全											
	施工不完全							1	1			
	自然劣化	**1**	1					2	2	2		1
	保守不備											
ガス工作物の誤操作												
他工事		**4**	4					11	15	12	7	12
地盤の不等沈下												
交通量の激化												
導管工事		**2**	2					5	1	4	2	1
その他		**1**	1					1	2		1	2
計		**8**	8	0	0	0	0	20	22	27	10	16

4. 消費段階の事故件数

年別 / 原因別		2019年［上期］1～6月	このうち 供給支障件数	このうち 引火件数	このうち 人的被害（人） 死者	このうち 人的被害（人） 中毒・酸欠	このうち 人的被害（人） 傷者	H26年［年間計］	H27年	H28年	H29年	H30年
こんろ	漏えいガス							2				
	不完全燃焼											
	自殺											
ふろがま	漏えいガス							6	6	4	5	9
	不完全燃焼										1	
	自殺											
湯沸器（大）	漏えいガス											2
	不完全燃焼											
	自殺											
湯沸器（小）	漏えいガス											
	不完全燃焼											
	自殺											
ストーブ	漏えいガス											1
	不完全燃焼											
	自殺											
ガス栓	漏えいガス							1	2	1		1
	不完全燃焼											
	自殺											
その他	漏えいガス							2	1			2
	不完全燃焼											
	自殺											
計		**0**	0	0	0	0	0	11	9	5	6	15

5. 段階別事故件数および人的被害数

		2019年 ［ 上期 ］ 1～ 6月	H26年 ［ 年間計 ］	H27年	H28年	H29年	H30年
製造	事故件数	**1** 件	9 件	5 件	4 件	3 件	9 件
	死者	**0** 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	中毒	**0** 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	傷者	**0** 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	死傷者計	**0** 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
供給	事故件数	**8** 件	20 件	22 件	27 件	10 件	16 件
	死者	**0** 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人
	中毒	**0** 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	傷者	**0** 人	6 人	2 人	6 人	0 人	1 人
	死傷者計	**0** 人	6 人	3 人	6 人	0 人	1 人
消費	事故件数	**0** 件	11 件	9 件	5 件	6 件	15 件
	死者	**0** 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	中毒	**0** 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人
	傷者	**0** 人	2 人	0 人	0 人	0 人	2 人
	死傷者計	**0** 人	2 人	0 人	0 人	1 人	2 人
合計	事故件数	**9** 件	40 件	36 件	36 件	19 件	40 件
	死者	**0** 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人
	中毒	**0** 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人
	傷者	**0** 人	8 人	2 人	6 人	0 人	3 人
	死傷者計	**0** 人	8 人	3 人	6 人	1 人	3 人

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ．８

2019 年 9 月 26 日
（一社）日本コミュニティーガス協会

平成 30 年度「ガス警報器等設置促進運動」
並びに「保安点検検査推進運動」の実施報告について

1．ガス警報器等設置促進運動の実施結果について

1-1. ガス事業者の参加率（カッコ内は昨年報告値）

運動への参加は、支部会員事業者数 1,312 社（1,331 社）のうち、本運動の実施報告書を提出した会員事業者は 1,200 社（1,245 社）と運動参加率は 91.5％（93.5%）であった。

1-2. ガス警報器の普及状況（カッコ内は昨年報告値）

（1）設置台数

平成30年度1年間の設置台数は90,733台（86,130台）、年度末累計設置台数は544,513台（572,547台）であった。新規設置と既設交換台数の割合は、新規設置：既設交換 ≒ 13：87（12：88）（全体取付数ベース）であった。

（2）普及率

2019 年 3 月末現在の合計普及率は 53.3％（55.7%）となり、前年度より 2.4 ポイント下落した。

重点普及対象の普及率は73.7％（76.0％）となり、前年度に比べ2.3ポイント下落した。支部別の普及率は 60～90％（70～90％）で推移しており、昨年より範囲が下方に拡大している。

一般普及対象の普及率は41.8％（44.2％）となり、前年度に比べ2.4ポイント下落した。支部別普及率は、24.1～77.1％（34.2～77.3％）と地域によってバラツキがある。

重点普及対象については、平成 19 年以降、普及率は年々低下傾向にある。交換期限での取替えや、消費者に対して警報器の必要性の啓発をさらに推し進める必要がある。

表-1　平成 30 年度におけるガス警報器の普及状況

		(1)重点普及対象	(2)一般普及対象	(3)合計
対象調定件数	H30 年度	368,527 件	653,847 件	1,022,374 件
	H29 年度	371,214 件	657,006 件	1,028,220 件
	対前年比	－0.7%	－0.5%	－0.6%
年度末累計設置台数	H30 年度	271,444 台	273,069 台	544,513 台
	H29 年度	282,111 台	290,436 台	572,547 台
	対前年比	－3.8%	－6.0%	－4.9%
普及率	H30 年度	73.7%	41.8%	53.3%
	H29 年度	76.0%	44.2%	55.7%
	対前年比（ポイント）	－2.3	－2.4	－2.4

＊普及対象需要家の区分について

(1)　重点普及対象の需要家とは

アパート、マンションなど集合住宅および雑居ビル内の住宅

旅館、料理飲食店など、多数の人が出入りする業務用施設

学校、病院、公民館など、多数の人が集会または出入りする公共施設

(2)　一般普及対象の需要家とは

上記(1)以外の一般需要家　主として戸建住宅

1-3. CO 警報器（複合型を含む）普及状況

平成 31 年 3 月末現在の普及率は 0.7%（0.8%）となり、昨年度より 0.1 ポイント減少した。

CO 警報器については、単体型あるいは複合型（CO＋火災報知器）の普及の遅れがみられ、また、前年度と比較して普及率は重点普及対象では同数であり、一般普及対象では 0.2 ポイント減少した。

ガス警報器の普及と併せて、特に重点普及対象の需要家に対して、一酸化炭素中毒事故の防止を目指して、CO 警報器の設置も進めていく必要がある。

表-2　平成 30 年度における CO 警報器の普及状況

			(1)重点普及対象	(2)一般普及対象	(3)合計
対象調定件数	H30 年度		368,527 件	653,847 件	1,022,374 件
	H29 年度		371,214 件	657,006 件	1,028,220 件
	対前年比		−0.7%	−0.5%	−0.6%
年度末累計設置台数	H30 年度	CO 単体	3,504 台	2,189 台	5,693 台
		複合型	587 台	622 台	1,209 台
		合計	4,091 台	2,811 台	6,902 台
	H29 年度	CO 単体	3,257 台	3,227 台	6,484 台
		複合型	819 台	530 台	1,349 台
		合計	4,076 台	3,757 台	7,833 台
	対前年比		−3.8%	−6.0%	−4.9%
普及率	H30 年度		1.1%	0.4%	0.7%
	H29 年度		1.1%	0.6%	0.8%
	対前年比（ポイント）		−	−0.2	−0.1

2. 保安点検検査推進運動の実施結果について

2-1.平成 30 年度「保安点検検査推進運動」の実施結果について

「平成 30 年度　保安点検検査推進運動」実施結果について、以下のとおり報告する。

○実施期間　平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

		報告率	昨年度比
○運動に参加し、報告を提出した事業者数	1,197 社	91.2%	(-2.3 ポイント)

○支部が開催した講習会等	実施回数	参加者数	昨年度比
保安・技術講習会	23 回	3,468 名	(+24.4%)
緊急出動・通報訓練	14 回	1,636 名	(+1.7%)
調査員講習会、PE 管講習会等	61 回	6,564 名	(－15.7%)

○会員ガス事業者が実施した運動の項目と参加者数

≪1≫従業員保安教育・訓練等	実施回数	参加者数	昨年度比
① 従業員保安教育	12,010 回	121,115 名	(+10.5%)
② 保安管理体制の確認	2,773 回	28,258 名	(-1.4%)
③ 緊急出動訓練	1,424 回	19,383 名	(+15.5%)
④ 通報訓練	1,842 回	19,713 名	(-0.8%)
⑤ その他実施事項	1,082 回	10,134 名	(+11.7%)

≪2≫事故防止策の啓発等を実施した他工事企業者の数			
	合計	12,961 社	(-1.7%)

≪3≫特定ガス発生設備の点検・検査		実施率	昨年度比
点検を実施した地点群	6,774 地点群	97.6%	(+3.1 ポイント)
点検を実施した特定製造所	8,400 ヶ所	97.5%	(+3.4 ポイント)
検査を実施した特定製造所	7,463 ヶ所	86.6%	(+3.2 ポイント)

≪4≫導管の漏えい検査		実施率	昨年度比
導管の漏えい検査を実施した地点群	2,067 地点群	29.8%	(+1.9 ポイント)
漏えい検査を実施した導管の延長	1,798km	31.1%	(-10.6 ポイント

以　上

平成30年度　ガス警報器等設置普及実績と設置計画（支部別実施状況報告書）

2019/7/1 現在

		支部会員事業者			メータ調定件数合計 A	ガス警報器取付数														未取付地点数	合計普及率	CO警報器取付数																	
						(1) 重点普及対象						(2) 一般普及対象						(3) 合計						（1）重点普及対象						（2）一般普及対象						（3）合計			
		会員数	報告数	%		調定数 a	取付数			累計設置台数 d	普及率	調定数 b	取付数			累計設置台数 e	普及率	調停数 F=a+b (=A−B)	取付数			累計設置台数 C=d+e	非対象調定数 B	F−C	C/(A−B)	CO警報器単体累計設置台数		複合型（CO＋火報）累計設置台数		累計設置台数合計	普及率	CO警報器単体累計設置台数		複合型（CO＋火報）累計設置台数		累計設置台数合計	普及率	CO警報器単体	複合型（CO＋火報）	累計設置台数合計	普及率
							新規	交換	計				新規	交換	計				新規	交換	計				自社設置	自社以外設置	自社設置	自社以外設置		台数/a	自社設置	自社以外設置	自社設置	自社以外設置		台数/b	累計設置台数	累計設置台数		台数/F
平成30年度実績	北海道	52	52	100.0	84,885	27,797	342	4,830	5,172	22,760	81.9	57,026	1,245	5,929	7,174	36,680	64.3	84,823	1,587	10,759	12,346	59,440	62	25,383	70.1	415	0	0	0	415	1.5	130	0	0	0	130	0.2	545	0	545	0.6
	東北	147	147	100.0	93,010	31,820	545	3,702	4,247	27,445	86.3	57,539	504	6,567	7,071	35,331	61.4	89,359	1,049	10,269	11,318	62,776	3,651	26,583	70.3	900	3	156	0	1,059	3.3	1,519	0	107	0	1,626	2.8	2,422	263	2,685	3.0
	関東	354	257	72.6	289,480	79,271	1,255	5,858	7,113	48,422	61.1	186,227	1,546	7,409	8,955	55,995	30.1	265,498	2,801	13,267	16,068	104,417	23,982	161,081	39.3	374	6	96	175	651	0.8	149	2	148	2	301	0.2	531	421	952	0.4
	東海	103	101	98.1	108,644	24,442	695	2,802	3,497	15,829	64.8	80,299	234	3,746	3,980	30,960	38.6	104,741	929	6,548	7,477	46,789	3,903	57,952	44.7	197	1	1	5	204	0.8	58	0	4	0	62	0.1	256	10	266	0.3
	北陸	42	42	100.0	29,888	6,752	281	992	1,273	4,745	70.3	21,449	140	1,665	1,805	5,165	24.1	28,201	421	2,657	3,078	9,910	1,687	18,291	35.1	253	20	0	0	273	4.0	18	0	4	0	22	0.1	291	4	295	1.0
	近畿	178	175	98.3	127,301	41,383	1,118	4,610	5,728	27,420	66.3	82,306	506	4,896	5,402	29,829	36.2	123,689	1,624	9,506	11,130	57,249	4,039	66,440	46.4	282	0	1	0	283	0.7	224	0	10	0	234	0.3	506	11	517	0.4
	中国	124	122	98.4	78,725	26,978	771	3,822	4,593	23,805	88.2	45,612	189	2,869	3,058	27,812	61.0	72,590	960	6,691	7,651	51,617	6,135	20,973	71.1	74	1	148	0	223	0.8	7	0	346	0	353	0.8	82	494	576	0.8
	四国	64	64	100.0	45,375	21,628	197	2,527	2,724	17,982	83.1	21,231	98	2,187	2,285	16,282	76.7	42,859	295	4,714	5,009	34,264	2,691	8,595	80.3	34	547	0	0	581	2.7	6	56	0	0	62	0.3	643	0	643	1.5
	九州	220	214	97.3	194,072	85,520	1,496	9,265	10,761	62,614	73.2	99,741	401	3,961	4,362	33,151	33.2	185,261	1,897	13,226	15,123	95,765	8,810	89,496	51.7	324	0	5	0	329	0.4	20	0	0	0	20	0.0	344	5	349	0.2
	沖縄	28	26	92.9	25,359	22,936	68	1,398	1,466	20,422	89.0	2,417	17	50	67	1,864	77.1	25,353	85	1,448	1,533	22,286	6	3,067	87.9	73	0	0	0	73	0.3	0	0	1	0	1	0.0	73	1	74	0.3
	合計	1,312	1,200	91.5	1,076,739	368,527	6,768	39,806	46,574	271,444	78.7	653,847	4,880	39,279	44,159	273,069	41.8	1,022,374	11,648	79,085	90,733	544,513	54,966	477,861	53.3	2,926	578	407	180	4,091	1.1	2,131	58	620	2	2,811	0.4	5,693	1,209	6,902	0.7
																										3,504		587				2,189		622							
2019年度計画	北海道						394	3,819	4,213				879	5,589	6,468				1,273	9,408	10,681																				
	東北						428	5,007	5,435				764	6,482	7,246				1,192	11,489	12,681																				
	関東						2,130	7,704	9,834				2,062	7,850	9,912				4,192	15,554	19,746																				
	東海						1,193	3,344	4,537				3,293	3,731	7,024				4,486	7,075	11,561																				
	北陸						108	838	946				231	1,052	1,283				339	1,890	2,229																				
	近畿						826	4,016	4,842				1,344	6,243	7,587				2,170	10,259	12,429																				
	中国						508	3,481	3,989				657	3,730	4,387				1,165	7,211	8,376																				
	四国						357	3,999	4,356				60	629	689				417	4,628	5,045																				
	九州						1,242	8,650	9,892				1,165	5,993	7,158				2,407	14,643	17,050																				
	沖縄						80	720	800				20	100	120				100	820	920																				
	合計						7,266	41,578	48,844				10,475	41,399	51,874				17,741	82,977	100,718																				

	新規	交換
新規と交換割合	13%	87%

平成30年度ガス警報器等設置促進運動期間中の実施事項

項　目	支　部	北海道	東 北	関 東	東 海	北 陸	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	合　計
(1)説明会の開催	回　数	26	21	62	32	13	34	88	13	77	12	378
	人　員	536	1,852	2,332	1,229	1,871	1,799	1,275	167	17,241	167	28,469
(2)ﾎﾟｽﾀｰの掲示	掲示枚数	208	520	1,755	540	185	1,053	510	298	926	184	6,179
	掲示場所	202	521	1,713	511	190	1,039	487	345	889	180	6,077
(3) その他	・部署別警報器普及キャンペーンを展開し、目標達成。 ・チラシを各戸配布。 ・ガス展等での展示、周知、保安相談及び販売 ・設置促進用チラシの投函 ・入居時戸別訪問にて周知 ・検針、集金時に説明実施 ・消費機器調査時にガス漏れ警報器啓発、未設置宅に設置を促す。											

ガス警報器普及率の推移

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全体	71.9	72.8	72.3	72.3	72.2	72.0	73.0	72.6	74.6	71.5	70.5	65.9	62.4	60.8	59.7	59.5	58.2	57.5	56.2	55.7	53.3
重点	86.2	87.6	88.9	90.1	88.7	88.2	88.0	85.6	87.3	87.3	85.8	84.5	82.8	82.0	80.6	80.6	78.1	78.2	76.9	76.0	73.7
一般	65.3	66.1	64.4	63.7	63.3	62.0	63.8	62.9	64.6	60.9	59.7	54.5	50.5	48.6	47.8	47.3	46.6	45.6	43.9	44.2	41.8

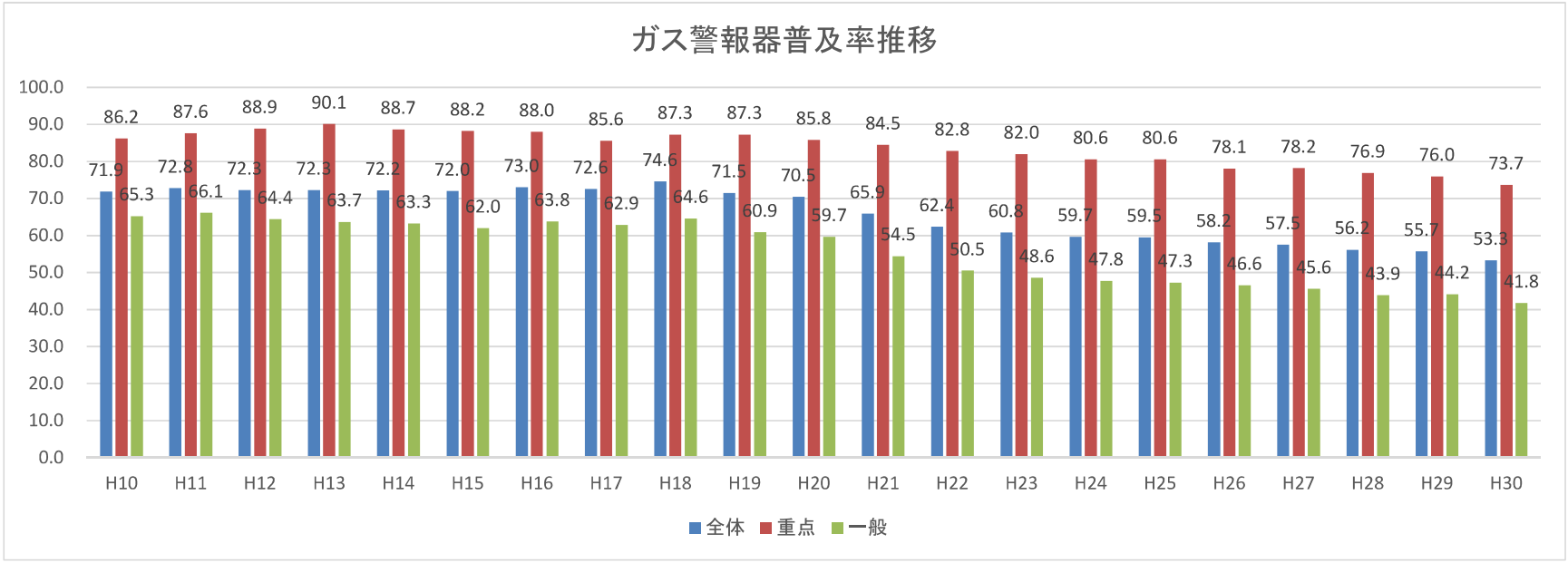

平成30年度保安点検検査推進運動の実施結果

2019年7月1日

項目	1. 実施期間	2. 会員の概況			3. 支 部 の 事 業 概 要					備　　考
		イ 会員事業者数	ロ 報告会員数	報告率 ロ/イ %	供給地点群数 A 地点群	特定製造所数 B 箇所	埋設導管総延長 C km PE管除く	埋設導管総延長 C km PE管含む	メーター取付数 D 個	
北海道	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	52	52	100.0	343	410	312	1,440	99,858	
東　北		147	147	100.0	607	796	582	1,880	110,023	
関　東		354	251	70.9	1,741	2,026	2,015	4,062	323,989	
東　海		103	101	98.1	646	831	350	1,667	127,871	
北　陸		42	42	100.0	288	331	208	657	39,458	
近　畿		178	175	98.3	1,005	1,515	696	2,982	153,337	
中　国		124	122	98.4	616	699	571	1,534	93,453	
四　国		64	64	100.0	352	398	144	638	56,762	
九　州		220	216	98.2	1,160	1,421	888	2,762	224,753	
沖　縄		28	27	96.4	185	192	9	140	31,469	
合　計		1,312	1,197	91.2	6,943	8,619	5,775	17,762	1,260,973	

支部の実施した事項

2019年7月1日

項目	保安講習会または技術講習会			緊急出動訓練および通報訓練			その他			備　考
	名称・項目	回数	参加者数	名称・項目	回数	参加者数	名称・項目	回数	参加者数	
北海道	保安講習会	1	84				ガス主任技術者会議	1	134	
	技術委員会	3	43				ガス主任技術者受講準備講習	1	24	
							調査員(再)講習会	1	228	
							調査員(認定)講習会	1	71	
							PE管配管作業関係(再)講習	1	59	
							PE管配管作業資格者(認定)講習	1	26	
							PE管配管作業資格者(特認)講習	1	2	
東 北	技術保安講習会	1	201	災害時通報訓練	2	79	調査員講習会	3	580	
	業務保安講習会	1	174				調査員認定講習会	1	149	
							ガス主任技術者(丙種)試験受験者対象	1	88	
							PE管認定講習会	1	42	
							PE管再講習会	1	116	
関 東	保安講習会	1	613	緊急出動訓練及び通報訓練	2	250	登録調査員認定講習会	4	770	
	技術講習会	1	533				登録調査員再講習会	4	1,579	
							PE管作業資格者認定講習会	2	99	
							PE管作業資格者再講習会	2	322	
							業務・技術合同委員会	4	90	
東 海	業務保安講習会	1	85				丙種ガス主任技術者試験準備研修会	1	159	
	保安技術講習会	1	112				調査員再講習会	2	684	
	保安業務講習会	1	157				調査員認定講習会	2	227	
							PE管認定講習会	1	37	
							PE管再講習会	1	61	
北 陸	保安技術講習会	2	124	緊急出動訓練および通報訓練	1	74	ガス主任技術者研修会	1	64	
							調査員認定講習会	2	68	
							調査員再教育講習会	2	265	
近 畿	保安講習会	2	510	緊急出動訓練および通報訓練	3	536	各府県防災会	7	178	
中 国	保安講習会	2	263	緊急出動訓練および通報訓練	2	377				
四 国	保安講習会	1	84	災害等緊急連絡通報訓練及び緊	1	146	調査員認定講習会	2	68	
	業務講習会	1	73				調査員再講習会	2	270	
							PE管認定講習	1	7	
							PE管再講習	1	53	
九 州	保安講習会	3	376	緊急出動訓練および通報訓練	2	54				
沖 縄	保安講習会	1	36	防災訓練	1	120	調査員認定講習会	2	86	
							調査員再講習会	2	98	
							PE管再講習会	1	15	
							PE管認定講習会	1	23	
合 計		23	3,468		14	1,636		61	6,742	

会員ガス事業者の実施した運動の項目と回数　≪1≫従業員保安教育・講習・訓練の実施結果

2019年7月1日

項目	①従業員保安教育		②保安管理体制の確認		③緊急出動訓練		④通報訓練		⑤その他の実施事項		摘要
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	
北海道	745	11,601	124	1,796	60	741	84	851	80	1,048	【教育】 ガス漏えい事故処理、感震器復帰訓練等、地震災害時、保安規程、協会講習、新人保安、ガス主任技術者、受付電話対応、他工事、埋設管 【訓練】 地震災害、通報、緊急出動、特定地下室等ガス事故想定 【その他】 消費機器調査実施計画、CO中毒事故防止、安全会議、地域全館へ協会ポスター掲示
東　北	1,102	9,916	277	2,919	212	2,384	212	2,103	135	1,679	・他工事について　・工作物の維持管理について　・消費機器調査について　・冬期間の注意事項 ・事故発生時の応急措置について　・社員教育、非常時の措置、他工事の係る教育 ・緊急時の対応等について、防災訓練の参加　・防災訓練（通報・出動） ・CO中毒について、災害（地震）通報訓練 ・ガス工作物、導管の点検、検査。社内保安体制の確認。ヒューマンエラー防止について ・震度5以上の地震発生を想定した緊急出動と点検・通報訓練を実施 ・電話窓口業務に関する訓練 ・感震器作動を想定して通報及び出動訓練。ガス工作物の点検方法。ガス漏れを想定しての復旧訓練。 ・他工事管理講習会、開閉栓業務講習会、事故事例集説明会、ガス工事特殊工法説明 ・ヒューマンエラー防止、導管の維持、管理　・感震装置作動点検　・保安管理体制の確
関　東	2,603	27,999	546	9,344	304	5,111	353	5,533	254	2,154	
東　海	953	8,653	208	2,154	145	3,131	180	2,900	113	1,084	
北　陸	227	1,845	73	634	37	346	34	346	48	419	・立入検査内容確認　・緊急時対応　・通報出動訓練　・消火訓練、消火技術競技大会
近　畿	1,489	15,035	425	2,852	252	2,554	401	2,507	138	1,196	
中　国	1,509	19,760	305	3,142	134	2,611	300	3,027	134	1,369	
四　国	553	4,638	126	1,139	85	678	93	743	31	273	
九　州	2,559	19,765	455	3,306	185	1,642	177	1,599	149	912	・事故事例集等を基に事故発生と原因について（ヒューマンエラーによるガス切れ防止対策等） ・保安課、協会からの通達、プリント等にて実施 ・感震器作動時の復旧の方法 ・消火訓練 ・地震等災害時の防災訓練（応急措置等）及び連絡体制の確認 ・宿日直保安教育 ・他社工事協議巡回立会い要領の教育 ・ガス漏えい、導管事故の処理要領（ガス事故速報について） ・保安規程の留意について ・法令遵守の徹底について ・委託配送業者との容器交換時の保安確認 ・導管維持管理指針書を基に講習及び教育 ・特定ガス工作物の検査、管理及び運転操作方法について ・酸欠事故等労働災害防止について（CO事故等の防止） ・他社、自社工事に起因する事故防止対策 ・保安業務規程の説明
沖　縄	270	1,903	234	972	10	185	8	104	0	0	
合　計	12,010	121,115	2,773	28,258	1,424	19,383	1,842	19,713	1,082	10,134	

会員ガス事業者の実施した運動の項目と回数　≪2≫事故防止対策の啓発等を実施した対象他工事企業者の数

2019年7月1日

項目	啓発等を実施した他工事企業者の業種別集計								具体的な啓発等を実施した方法
	水道	下水	道路	土木	建築	電気	その他	計	
北海道	461	204	249	227	670	181	379	2,371	【啓発方法】 ▪過去に受付した企業へ折損防止チラシ送付　▪協定締結　▪図面及びパンフ配布　▪他工事啓蒙チラシ及び注意喚起案内配布　▪掘削時の事前打合せ　▪除雪注意チラシ配布　▪敷地内や道路工事の事前連絡お願い　▪現地説明および他工事パンフ配布　▪協議書の確認と推進　▪電柱移設等埋設図面説明　▪工事内容を確認し適した周知　▪図面上にて配管位置確認し、他工事事故防止　▪他工事受付協議時の注意喚起　▪建設協会安全大会にて工事照会要請　▪発注者に対し請負業者工事照会要請　▪需要家、非需要家に対する工事着工前連絡のお願いチラシ配布　▪土地所有者に対する埋設管確認チラシ配布　▪団地巡回強化により着工前現場把握　▪他工事立会事前協議実施　▪他社安全大会へ出席し、情報共有化
東北	344	542	86	502	557	86	959	3,076	▪チラシによる注意喚起、パンフレットの配布　▪工事内容の確認、埋設管の図面の周知、緊急時連絡先の確認 ▪他工事業者との事前打合せ、施工時立会い、巡回等　▪現場立会いによる事故防止対策の啓発　▪ダイレクトメールによるガス事故防止の注意喚起 ▪他工事事故防止パンフレットの配布　▪八戸市地下埋設物災害防止阿智策協議会にて工事発注側から請負業者へ埋設物の事前確認に関して指導徹底をお願いした。また、同地区、解体工事業協会へ入会（新規会員）した。 ▪立会いにて埋設管の場所の確認　▪工事前事前協議、現場確認＆巡回、緊急時連絡先周知 ▪他工事関連工事団体や企業への訪問。　▪弘前市地下埋設物対策協議会　▪近隣の下水道工事に係る移設工事と埋設物（除染土）撤去の事前打合せ ▪ヒヤリハット事例集活用　▪他工事業者と埋設配管位置の確認、チラシ配布、事前連絡の依頼　▪他工事に関する周知 ▪施工時の注意事項を記載した文書を持参し工事業者へ注意喚起　▪新築時、ガス管位置を確認 ▪敷地内等掘削時の注意事項及び緊急時の連絡方法（パンフ渡し）　▪導管図を確認しガス管位置を指示した　▪ガス管埋設状況を図面コピー提供説明 ▪他工事における掘削作業時の事前協議
関東	583	136	215	156	485	71	222	1,868	▪チラシ、パンフレット配布及び説明会　▪口頭による啓発　▪配管図面の提供及び現場での立会い　▪市等の連絡協議会において注意喚起　▪道路管理者に対して工事事前照会を依頼　▪道路占有者調整会議において注意喚起　▪自治会長に工事等ある場合は連絡してくれるよう依頼　▪ガス管位置マーキング　▪塗装業者にネット等設置の際の注意喚起
東海	156	81	61	44	75	25	66	508	
北陸	312	69	12	66	103	13	90	665	▪灯外内管撤去及び供給管プラグ止め　▪チラシ配布　▪担当者への書面回覧による周知　▪内管工事指定店研修会、他工事事故防止書面周知 ▪他工事関連チラシ説明手渡し　▪水道、下水は自社工事なので工事打合せや講習会の機会を利用し実施
近畿	200	67	42	99	277	45	75	805	
中国	397	140	239	80	145	186	195	1,382	▪現地でのガス敷設状況の説明、工事立会　▪現場立会いにて、水道分岐工事に伴う配管位置、注意事項等を確認 ▪現地にて、掘削▪埋戻し注意事項を説明　▪周知文書及び自社オリジナルパンフレットを郵送 ▪他工事事故パンフレット、配管図面による現地確認　▪建築業者と事前協議し、工事当日に立会いを行った ▪現場にて面談でチラシ等口頭による啓発　▪工事担当者を訪ね、事故防止について面談を実施 ▪掘削などで破損した配管の展示物やチラシの配布などで周知を実施した　▪工事当日現地立会いを行い、他工事業者への直接指導を行った ▪リーフレット活用、口頭での説明、埋設管の明示　▪現地同行説明及び記録表　▪バルブ位置の説明　▪地下埋設物占有者間協議書 ▪周知、工事中の巡回確認　▪導管埋設状況図面、FAX及び対面にて周知　▪パトロール　▪現地へ立会い、管種、深さを伝達 ▪リフォーム業者との打ち合わせ
四国	43	15	4	17	28	9	25	141	
九州	599	282	210	144	233	308	250	2,026	▪他工事防止のチラシ配布し事前連絡のお願い。現場にて埋設管の位置、深さ等の確認、立会い手堀作業。土木業者等へチラシ等で説明。巡回点検時注意啓発。 ▪行政に対して発注業者への事故防止チラシ配布のお願い。自治会に対し周知、協議。外壁塗装時の注意。 ▪共同住宅管理会社へ他工事発生前に当組合への連絡と注意のお願い。行政等に対して埋設管位置の説明現場立会いの下、導管図によるガス管位置確認。緊急連絡先の周知。リフォーム会社とガス栓の取り扱い注意。管理不動産への周知チラシ配布。
沖縄	35	34	20	18	10	2	0	119	▪事前協議　▪役所へ協力依頼　▪チラシ配布　▪工事の立会い　▪埋設表示看板設置　▪巡回
合計	3,130	1,570	1,138	1,353	2,583	926	2,261	12,961	

会員ガス事業者の実施した運動の項目と回数　≪3≫ガス工作物の点検・検査の実施結果

2019年7月1日

項目	特定ガス発生設備の点検・検査						
	点検実施地点群数　E		点検実施特定製造所　F		検査実施特定製造所　G		異常発見箇所の数及び原因並びに措置等
	団　地	E/A　(%)	箇　所	F/B　(%)	箇　所	G/B　(%)	
北海道	341	99.4	409	99.8	388	94.6	教育＝・ガス漏洩事故処理・感震器復帰訓練等・地震災害時・保安規程・協会講習・新人保安・ガス主任技術者・受付電話対応・他工事・埋設管、 訓練＝・地震災害・通報・緊急出動・特定地下室等ガス事故想定、 その他=・消費機器調査実施計画・CO中毒事故防止・安全会議・地域会館へ協会ポスター掲示
東　北	596	98.2	772	97.0	618	77.6	・常圧による石鹸水及び目視漏えい検査（異常なし）
関　東	1,695	97.4	1,942	95.9	1,774	87.6	・高圧集合管の一部について、錆の除去と再塗装により改修
東　海	631	97.7	814	98.0	702	84.5	
北　陸	288	100.0	317	95.8	302	91.2	
近　畿	968	96.3	1,446	95.4	1,228	81.1	
中　国	596	96.8	679	97.1	650	93.0	・1箇所おt九艇製造所入口除電版せいっち抵抗100MΩ以上確認済み
四　国	338	96.0	453	113.8	311	78.1	異常なし
九　州	1,137	98.0	1,377	96.9	1,311	92.3	集合管のフランジパッキン交換
沖　縄	184	99.5	191	99.5	179	93.2	調整器取替え5ヵ所
合　計	6,774	97.6	8,400	97.5	7,463	86.6	

会員ガス事業者の実施した運動の項目と回数　≪4≫ガス工作物の点検・検査の実施結果

2019年7月1日

項目	導管の漏えい検査					⑧ その他実施事項
	実施地点群数　H		実施導管延長　I		異常発見箇所の数及び原因並びに措置等	
	団地数	H/A （%）	km	I/C （%）		
北海道	133	38.8	68	21.8	・差し水：原因調査のため掘削、水取器設置、・漏洩、25A鋳鉄管取出し腐食取替	（別紙記載）
東　北	176	29.0	266	45.7	・供給管と本管のつなぎ目から腐食により漏えい。供給管入替措置。 ・腐食及びネジ込み部分のゆるみ。配管入替え及び配管組み直し。	（別紙記載）
関　東	468	26.9	322	16.0	・経年劣化による漏えい、ガス管引き直し ・露出部の異種金属とのネジ接合部の漏れ。原因はシール剤の劣化と施工不良。古いバルブは交換、ネジ部は分解組み直し。シールテープとヘルメシールの二重シールで施行。 ・分岐ガス栓のグリス切れで微小漏えい。グリス塗布にて補修。	（別紙記載）
東　海	201	31.1	229	65.5		
北　陸	49	17.0	70	33.6		（別紙記載）
近　畿	197	19.6	228	32.8		
中　国	254	41.2	261	45.7	・微小漏洩を8か所発見し、組み直し及び外面シール工法により修繕実施完了。 ・1箇所不良所有、修理中。 ・1箇所土圧による導管パッキンより漏えい、トランジション接手、PE管にて疑わしい部分を取り返した。 ・6箇所バルブの開閉不良、ポンプ等により除去、清掃。	（別紙記載）
四　国	116	33.0	49	34.2		（別紙記載）
九　州	371	32.0	301	33.9	・2箇所　漏えいにて供給管引き込み ・掘削にて漏えい箇所切断 ・経年劣化による白管漏えい3箇所→PE管に入替え	（別紙記載）
沖　縄	102	55.1	4	43.0		（別紙記載）
合　計	2,067	29.8	1,798	31.1		

	報　告　事　項　の　詳　細
北海道	・架管調査、需要家バルブ調査、ブロックバルブ調査、外電装置点検、ターミナル点検、融雪機調査、鉄筋建物調査、ボーリング調査、定期水取り、・バルブボックス内清掃、各住宅1階PS扉に協会ポスター掲示、・特定製造所においてマノメーターとの比較検査実施、検査器材の点検整備定例化、・特定製造所で屋根の塗装塗替え実施、調整装置の取替実施、導管埋設表示札の取替え
東　北	・道路改良工事に伴いPE管に入替え　・ベーパライザーの点検　・ガス工作物の点検は、容器交換の都度に7日を超えないサイクルで点検記録表により7項目の点検を実施 バルブBOX及び水取器、側溝、マンホールの漏えい検査実施
関　東	・特定製造所周りの枝の伐採、清掃　・保安運動ポスターを特定製造所に掲示　・ガス展の開催　・団地等におけるポスター掲示　・導管（PE管含む）及び灯外内管の漏えい検査　・耐震遮断装置作動状況点検 ・バルブ、水取器の確認　・調整器交換及び感震遮断装置のオーバーホール　・導管区画バルブの開閉確認　・容器再検査と付属品検査実施　・定期自主検査として気化装置の検査（4ヵ所）、20年経過に伴うバルク貯槽更新　・調整器4期交換工事実施　・シャフト内の配管引き直し
東　海	
北　陸	・調整器オーバーホール、感震遮断器取替え ・周知文書配布 ・通常の漏えい検査常時実施
近　畿	・耐震遮断弁の作動確認、バイパスライン側調整器の作動確認、導管の巡視点検　・8月に特定製造所草刈清掃　・ふれあいキャンペーンによる消費者宅訪問 ・甲賀市、湖南市との間にガス供給設備に関する協定の締結を行い、保安確保に向け努力。 ・他工事実施状況の確認　・導管漏洩検査は平成29年4月実施。次回は平成31年2月頃実施予定。目視、臭気、聴覚、発泡液で検査。 ・7日に一回、特定製造所点検時に団地内巡回　・週2回の巡回時、バルブ開閉及び残量確認点検重視、他工事安全パトロール、調整器オーバーホール ・6か月ごと（又は年2回）に導管巡視点検（マンホール点検）を行っている。 ・BH、事業所にポスター掲示　・静電気除去装置抵抗確認　・毎週1回チャート氏の交換と団地内を確認
中　国	・接地抵抗測定　・高圧ホース総点検　・導管バルブ点検、灯外内管検査　・特定製造所毎にボーリング調査実施　・マイコンS型メーター設置、流量検知式自動切換え型漏洩検知装置接地 ・ポスター掲示　・消費機器安全点検実施
四　国	・灯外内管も同時に漏えい検査を実施　・配送時に確認　・他工事業者の工事に係る事故防止（巡視・点検強化）　・ポスターの掲示　・防災担当の確認
九　州	・道路埋設管巡視点検、水取器プロテクター及びバルブ点検 ・経年埋設管の取替工事を計画し実施（本支管（供給管、内管）をPE管に入替え） ・各棟の遮断弁、埋設バルブ作動点検 ・各製造所調整器、圧力計作動状況確認及び集合装置漏えい検査実施、調整器オーバーホール ・基メーターと戸別の合計量の宇t器合わせを月1回実施 ・簡易ガス事業防災会訓練に参加、グループ統一の応援、連絡体制を確認 ・他工事による損傷や経年劣化、腐食による漏えいの早期発見のため全製造所出口にメーターを取り付けて深夜（2:00～3:00）の間の送出量を測定し前日との比較で異常を早期に発見するようにしている。（休日以外は毎日測定） ・ボンベ庫の周囲、施錠、消火器の点検 ・露出配管部については検知器を用いて漏えい検査実施
沖　縄	・乙種ガス主任技術者受験勉強会実施

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ．９

総　務　委　員　会　関　係

2019 年度第 1 回総務委員会（2019 年 5 月 17 日開催）審議概要

2019 年度第 1 回総務委員会を開催し、次の件について審議を行った。

１．平成３０年度事業報告書（案）について

資料に基づき説明した後、審議に入り、特段の意見もなく、承認された。

２．平成３０年度決算書（案）について

資料に基づき説明した後、審議に入り、承認された。

３．その他

特になし。

以　上

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ.10

業　務　委　員　会　関　係
2019年度　第2回（2019/7/3）
審　議　概　要

Ⅰ　審議事項

特になし

Ⅱ　報告事項

（１）第 38 回制度設計専門会合（2019 年 5 月 31 日開催）の審議概要について

第38回制度設計専門会合の審議概要について、事務局より説明した。

（２）ガス事業制度検討ＷＧ（第8回）について

ガスシステム改革の現状と今後の課題の審議概要について、事務局より説明した。

（３）経過措置料金規制指定団地の指定解除について

2019 年 12 月 1 日までに見込まれる指定団地数・自由化団地数及び特別な事後監視対象団地数の推移について事務局より説明した。

（４）ガスの適正な取引の確保について

電力・ガス取引監視等委員会から、平成 30 年度第 4 四半期(平成 31 年 1 月～3 月)を対象とした「特別な事後監視」の結果公表について、事務局より説明した。

（５）消費税改定によるガス料金対応について

消費税の改正が予定されているため、経過措置料金規制指定団地向けの対応について事務局より説明し、協会ホームページにアップしたことを報告した。

（６）料金制度検討ＷＧについて

6月28日に料金制度検討ＷＧを開催し、「消費税対応」「標準係数改定」についての審議概要を、事務局より説明した。

（７）営業事例収集紹介の進捗状況について

営業事例収集紹介実績の進捗状況についてを事務局より説明した。

（８）感謝クイズキャンペーンの進捗状況について

５０周年記念事業の１つとして行われる、お客様向け「感謝クイズキャンペーン」への各事業者の申し込み（参加）状況について事務局より説明した。

・参加事業者 225 社(17.1%)、355,350 枚(31.5%)、（最終送付枚数 374,050 枚）

（９）立地適正化計画の作成状況について

国土交通省より公表済の各都市の「立地適正化計画」の進捗状況と、事務局で調査した都市ガス供給状況を含めた一覧表を基に、事務局にて現状の報告と説明を行った。

（10）コラボ活動について

「2019 年度エネファームの補助金」および「台所・お風呂の川柳」募集について、概略を事務局より説明した。

（11）事業用原料の需給・価格変動等について

事業用原料の需給・価格動向等（海外マーケット動向）について、 安澤委員より説明された。

（12）その他

・2019 年度第 3 回業務委員会の行事予定（案）

本年度の地方開催（案）を事務局より説明した。

Ⅲ　講習会

個人情報保護に関する審査サービス提供について

会議に先立ち、個人情報保護に関する審査サービス提供について、（一財）日本エルピーガス検査協会　上戸様から説明を受けた。

以　上

2019年度第365回理事会
資料ＮＯ．11

技　術　委　員　会　関　係
2019 度　第 2 回(2019/7/4)
審　議　概　要

１．プレゼンテーション

（一財）日本エルピーガス機器検査協会による「個人情報保護に関する審査サービス提供について」のプレゼンテーションがなされた。

２．事故事例研究

以下の事故につき、各委員からの報告をもとに原因の分析、再発防止対策等事例研究を行った。

① 4 月 9 日北海道支部で発生した自社導管工事による団地内圧力低下（作業ミス）に伴う供給支障事故

② 4 月 10 日関東支部で発生した他社工事の灯外内管損傷に伴う供給支障事故

３．制度設計専門会合（第 38 回）及びガス事業制度検討 WG（第 8 回）について

（１）制度設計専門会合（第 38 回）における下記審議項目について事務局より説明した。

① LNG 市場の状況と当社に原料調達・需給調整（東京ガス㈱）

② ガスの卸取引に関する競争の促進について

（２）ガス事業制度検討 WG（第 8 回）における下記審議項目について事務局より説明した。

① 熱量バンド制に関する検討

② 二重導管規制に係る変更・中止命令の判断基準に関する検討

③ LNG 基地の第三者利用ニーズに関する調査要領及び調査様式

４．2019 年上期コミュニティーガス事業のガス事故発生状況（中間報告）について

事務局より、2019 年上期のコミュニティーガス事業のガス事故発生状況を以下のとおり報告した。

ガス事故発生件数は、昨年同期に比べ大幅減となり内容は以下のとおり。

総発生件数　9 件（内訳：製造 1 件、供給 8 件、消費 0 件）昨年同期比：13 件減

段階別の前年同期との比較は以下のとおり。

製造段階：5 件減　　供給段階：1 件増　　消費段階：9 件減

５．平成 30 年度ガス警報器等設置促進運動及び保安点検検査推進運動の実施結果について

事務局より、標記両運動の平成 30 年度実施結果を報告した。

① ガス警報器等設置促進運動の実施結果

ガス事業者からの報告率は 91.5%、ガス警報器設置率は 53.3%で前年比 2.4 ポイント下落した。

② 保安点検検査推進運動の実施結果

ガス事業者からの報告率は 91.2%、支部が開催した講習会等への参加者数は前年比若の増加。

６．2019 年度「ガスと暮らしの安心」運動の実施について

事務局より、2019 年度「ガスと暮らしの安心」運動実施要領を説明し、了承を得た。

今年度の運動においては、消費者事故ゼロを目指し、より充実した消費者保安の向上を目的として、①ガス機器の正しい使い方の周知、②換気の注意、③安全装置付ガス機器の啓発等を行うとともに、地震等災害時のガス機器・ガス栓の操作や注意すべき事項についても周知する。

また、経年内管個別周知活動と併せて、改正ガス事業法に示された内管の所有者たる消費者の協力責務に関する周知をとおして、消費者の自己責任意識の醸成を図る。

さらに、警報器類の普及促進をも図る。

７．その他

（１）高齢化社会における製品安全に関する課題調査報告等について

事務局より、経済産業省から発表された標記調査報告等について説明した。

① 高齢化社会における製品安全に関する課題調査報告

② 高齢化社会における経年劣化事故の防止に向けての提言

（２）JIS 法改正関連について

事務局より、産業標準化法が改正（2019 年 7 月 1 日施行）され、これまで日本の鉱工業を見守ってきた日本工業規格（JIS）が改正後は日本産業規格（JIS）として、データ・サービス分野への対象を拡大し、認証も行っていく旨を説明した。

以上

ガス事業生産動態統計の概況
（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。））

（平成３１年４月分）

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

３１年４月分のガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の総生産量（販売量）は、１５，２７２，４７３㎥となり、対前年同月比１０２．３％、調定数は、対前年同月比９９．１％、平均販売量は、対前年同月比１０３．２％だった。

（１）供給地点群数等

供給地点群数及び供給地点数は、それぞれ７，３２５（対前月より７地点群減少、対前年同月比９９．６％）、１，８２７，８０８（対前月より１，７３４地点減少、対前年同月比９９．４％）となった。

（２）需要家メーター取付数等

需要家メーター取付数は、１，３４５，９４８個（対前年同月比９９．３％）、調定数は、１，１２６，９８９件（対前年同月比９９．１％）、そのうち家庭用メーター取付数は、１，３３４，３６８個、調定数は、１，１１７，８６２件である。
メーター取付数は、全体で対前月８０１個の減少（対前月比９９．９％）、調定数は、対前月９０件の増加（対前月比１００．０％）であった。

（３）総生産量（販売量）

総生産量（販売量）は、１５，２７２，４７３㎥で、そのうち家庭用は、１４，２６０，１９０㎥（構成比９３．４％）となっている。

＊　＊　＊　平　均　販　売　量　＊　＊　＊

（平成３１年４月分）

経済産業局名	生産量（販売量）対前年同月比（％）		平　均　販　売　量　（㎥／月）		
	家　庭　用	総　販　売　量	３０年４月	３１年４月	対前年同月比（％）
北　海　道	104.43	104.35	9.67	10.19	105.42
東　北	99.51	101.31	13.32	13.56	101.80
関　東	103.89	104.33	14.87	15.70	105.60
中　部	102.68	102.76	14.96	15.38	102.79
北　陸	101.24	101.71	11.58	11.89	102.74
近　畿	100.88	100.96	13.67	13.92	101.81
中　国	100.02	100.34	13.24	13.36	100.91
四　国	100.97	101.01	11.39	11.70	102.66
九　州	100.41	100.30	11.57	11.73	101.35
沖　縄	97.52	97.44	8.01	7.74	96.58
全　国	101.96	102.32	13.13	13.55	103.21

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(平成31年4月分)＊＊＊

注1.（ ）内は圧縮天然ガス。内数である。

総括表

項目／経済産業局名	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合　計		
供給地点群数	342	613	2,093 （21）	650	287	1,007	618	352	1,176	187			7,325 （21）
供給地点数	141,828	156,297	528,029 （4,030）	173,900	59,816	217,292	142,791	72,061	303,473	32,321			1,827,808 （4,030）
原料											い号	ろ号	合計
月始在庫量 液化石油ガス　(kg)											6,008,555	4,630	6,013,185
圧縮天然ガス　(㎥)													0
受入量 液化石油ガス　(kg)	1,723,714	2,745,722	10,299,506	3,325,472	680,876	3,266,886	1,982,692	1,070,040	4,650,681	431,295	30,128,734	48,150	30,176,884
圧縮天然ガス　(㎥)			62,956										62,956
消費量 液化石油ガス　(kg)											12,177,972	45,936	12,223,908
圧縮天然ガス　(㎥)													0
過欠補正 液化石油ガス　(kg)											169,815	5,467	175,282
圧縮天然ガス　(㎥)													0
月末在庫量 液化石油ガス　(kg)											6,354,029	9,700	6,363,729
圧縮天然ガス　(㎥)													0
需要家メーター数　(個)													
家庭用　取付数	97,763	113,864	384,155 （3,467）	128,095	39,091	156,320	96,414	57,197	229,806	31,663			1,334,368 （3,467）
調定数	83,528	95,042	329,155 （2,986）	108,306	29,725	123,346	78,819	44,162	196,961	28,818			1,117,862 （2,986）
商業用　取付数	1,570	1,383	3,430 （20）	584	184	704	296	135	662	22			8,970 （20）
調定数	998	1,049	2,739 （20）	479	151	595	234	80	598	19			6,942 （20）
その他　取付数	478	331	419	164	86	272	280	23	542	15			2,610
調定数	387	292	361	134	67	218	232	18	466	10			2,185
計　取付数	99,811	115,578	388,004 （3,487）	128,843	39,361	157,296	96,990	57,355	231,010	31,700			1,345,948 （3,487）
計　調定数	84,913	96,383	332,255 （3,006）	108,919	29,943	124,159	79,285	44,260	198,025	28,847			1,126,989 （3,006）
生産量（販売量）　(㎥)													
家庭用	713,566	1,138,792	4,820,189 （67,905）	1,594,826	324,964	1,659,392	1,026,093	511,523	2,249,918	220,927			14,260,190 （67,905）
商業用	70,203	119,631	334,942 （2,101）	64,103	23,143	40,845	15,915	3,466	31,352	2,242			705,842 （2,101）
その他	81,706	48,678	62,730	16,150	8,012	28,359	17,293	2,662	40,832	19			306,441
計	865,475	1,307,101	5,217,861 （70,006）	1,675,079	356,119	1,728,596	1,059,301	517,651	2,322,102	223,188			15,272,473 （70,006）

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(平成３１年４月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1.）(　) 内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	北海道	青　森	岩　手	宮　城	秋　田	山　形	福　島	茨　城	栃　木	群　馬
供給地点群数	342	73	102	137	19	102	180	305	171	170
供給地点数	141,828	21,829	25,510	36,768	2,285	26,878	43,027	88,735	43,948	38,771
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	1,723,714	285,745	389,188	758,459	31,196	533,996	747,138	1,397,640	939,878	734,892
圧縮天然ガス　(㎥)										
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	97,763	19,067	19,411	26,511	2,010	18,392	28,473	54,534	31,709	29,553
調定数	83,528	15,107	15,609	22,611	1,665	15,573	24,477	45,323	25,980	24,212
商業用　取付数	1,570	504	114	125	4	402	234	219	363	170
調定数	998	355	86	116	4	333	155	173	271	126
その他　取付数	478	117	74	41	1	31	67	94	61	31
調定数	387	103	64	40	1	27	57	80	49	22
計　取付数	99,811	19,688	19,599	26,677	2,015	18,825	28,774	54,847	32,133	29,754
計　調定数	84,913	15,565	15,759	22,767	1,670	15,933	24,689	45,576	26,300	24,360
生産量（販売量）　(㎥)										
家　庭　用	713,566	112,679	176,209	335,606	15,310	169,189	329,799	666,072	370,509	307,348
商　業　用	70,203	16,780	4,473	16,330	23	63,951	18,074	7,537	89,169	46,423
そ　の　他	81,706	2,724	3,541	5,212	0	9,819	27,382	12,872	2,611	9,998
計	865,475	132,183	184,223	357,148	15,333	242,959	375,255	686,481	462,289	363,769

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(平成３１年４月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1).)（　）内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	埼　玉	千　葉	東　京	神奈川	新　潟	長　野	山　梨	静　岡	富　山	石　川
供給地点群数	444	219 (21)	63	233	34	151	115	255	158	127
供給地点数	135,044	60,144 (4,030)	11,435	55,304	10,102	26,759	19,613	51,358	25,118	34,515
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	3,075,990	1,018,740	313,033	1,180,133	165,760	592,599	302,078	762,413	260,427	418,699
圧縮天然ガス　(㎥)		62,956								
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	101,794	40,265 (3,467)	9,550	45,491	8,587	20,525	15,765	36,413	17,060	21,848
調定数	91,846	35,684 (2,986)	8,507	39,987	7,400	16,227	12,511	29,149	13,190	16,412
商業用　取付数	556	61 (20)	4	338	213	1,310	99	119	51	133
調定数	434	54 (20)	4	250	182	1,110	55	96	46	105
その他　取付数	88	40	1	27	17	9	13	48	12	74
調定数	81	36	1	22	17	6	9	46	7	60
計　取付数	102,438	40,366 (3,487)	9,555	45,856	8,817	21,844	15,877	36,580	17,123	22,055
計　調定数	92,361	35,774 (3,006)	8,512	40,259	7,599	17,343	12,575	29,291	13,243	16,577
生産量（販売量）　(㎥)										
家　庭　用	1,497,041	563,719 (67,905)	142,167	566,299	69,968	195,659	146,006	390,245	131,401	192,681
商　業　用	32,623	6,405 (2,101)	1,272	17,961	11,001	112,555	5,455	4,756	5,024	18,119
そ　の　他	12,654	7,446	1	760	1,027	7,264	1,015	7,281	19	7,993
計	1,542,318	577,570 (70,006)	143,440	585,020	81,996	315,478	152,476	402,282	136,444	218,793

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(平成３１年４月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1.）)（　）内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	福　井	愛　知	岐　阜	三　重	大　阪	兵　庫	滋　賀	京　都	奈　良	和歌山
供給地点群数	61	193	184	208	96	221	256	153	90	130
供給地点数	12,852	35,960	48,524	76,415	20,172	48,539	52,285	28,656	25,465	29,323
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	156,991	732,495	929,846	1,481,231	344,676	653,936	868,298	510,628	373,084	359,273
圧縮天然ガス　(㎥)										
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	8,483	29,766	35,285	53,196	16,062	35,668	35,760	21,852	18,100	20,395
調定数	6,256	24,965	30,066	45,727	11,717	27,344	29,774	18,014	14,149	16,092
商業用　取付数	75	173	253	136	23	167	227	125	16	71
調定数	71	122	221	120	19	112	196	123	11	63
その他　取付数	7	32	34	88	56	54	52	61	11	31
調定数	7	17	31	78	27	51	45	56	7	25
計　取付数	8,565	29,971	35,572	53,420	16,141	35,889	36,039	22,038	18,127	20,497
計　調定数	6,334	25,104	30,318	45,925	11,763	27,507	30,015	18,193	14,167	16,180
生産量（販売量）　(㎥)										
家庭用	75,177	343,835	430,031	726,998	166,402	337,805	436,714	239,543	211,003	192,748
商業用	2,368	8,266	40,860	14,762	943	9,800	8,544	16,074	409	2,707
その他	17	5,171	3,066	7,714	13,477	2,217	1,507	6,888	801	3,452
計	77,562	357,272	473,957	749,474	180,822	349,822	446,765	262,505	212,213	198,907

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(平成３１年４月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1.）(　) 内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	鳥　取	島　根	岡　山	広　島	山　口	徳　島	香　川	愛　媛	高　知	福　岡
供給地点群数	69	82	167	209	91	89	81	107	75	556
供給地点数	14,459	12,370	30,760	68,871	16,331	16,354	14,577	20,291	20,839	144,304
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	183,270	185,227	382,103	984,979	247,113	240,798	174,251	314,630	340,361	2,354,130
圧縮天然ガス　(㎥)										
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	8,881	8,720	20,737	45,285	12,791	12,728	11,951	16,558	15,960	112,316
調定数	7,227	7,534	16,026	38,223	9,809	9,785	8,251	13,220	12,906	95,822
商業用　取付数	42	4	67	172	11	17	2	94	22	169
調定数	37	4	55	130	8	16	1	47	16	165
その他　取付数	59	22	17	153	29	1	4	8	10	147
調定数	48	21	14	138	11	1	1	7	9	139
計　取付数	8,982	8,746	20,821	45,610	12,831	12,746	11,957	16,660	15,992	112,632
計　調定数	7,312	7,559	16,095	38,491	9,828	9,802	8,253	13,274	12,931	96,126
生産量（販売量）　(㎥)										
家庭用	79,495	98,696	192,940	539,792	115,170	112,591	84,676	142,803	171,453	1,165,706
商業用	1,719	684	2,222	11,221	69	1,177	61	1,052	1,176	10,937
その他	8,725	1,364	423	5,778	1,003	0	1,307	74	1,281	5,994
計	89,939	100,744	195,585	556,791	116,242	113,768	86,044	143,929	173,910	1,182,637

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(平成３１年４月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1).)（　）内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	佐　賀	長　崎	熊　本	大　分	宮　崎	鹿児島	沖　縄			合　計
供給地点群数	63	117	96	78	139	127	187			7,325 (21)
供給地点数	9,826	40,055	20,003	20,953	26,433	41,899	32,321			1,827,808 (4,030)
原　料　受入量 液化石油ガス　(kg)	143,014	655,830	261,806	263,705	356,397	615,799	431,295			30,176,884
圧縮天然ガス　(㎥)										62,956
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	7,224	29,556	14,724	13,481	20,107	32,398	31,663			1,334,368 (3,467)
調定数	5,984	25,693	12,596	11,781	16,462	28,623	28,818			1,117,862 (2,986)
商業用　取付数	7	62	19	45	26	334	22			8,970 (20)
調定数	7	57	17	37	19	296	19			6,942 (20)
その他　取付数	10	74	10	24	53	224	15			2,610 (0)
調定数	9	68	6	13	45	186	10			2,185 (0)
計　取付数	7,241	29,692	14,753	13,550	20,186	32,956	31,700			1,345,948 (3,487)
計　調定数	6,000	25,818	12,619	11,831	16,526	29,105	28,847			1,126,989 (3,006)
生産量（販売量）　(㎥)										
家庭用	66,158	307,175	133,037	116,561	155,462	305,819	220,927			14,260,190 (67,905)
商業用	158	5,198	1,028	2,019	882	11,130	2,242			705,842 (2,101)
その他	110	1,357	78	2,965	16,268	14,060	19			306,441 (0)
計	66,426	313,730	134,143	121,545	172,612	331,009	223,188			15,272,473 (70,006)

2019年度第365回理事会 資料ＮＯ.12-2

ガス事業生産動態統計の概況
（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。））

（令和元年５月分）

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

令和元年５月分のガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の総生産量（販売量）は、１２，４５１，２２７㎥となり、対前年同月比１０３．１％、調定数は、対前年同月比９９．２％、平均販売量は、対前年同月比１０４．０％だった。

（１）供給地点群数等

供給地点群数及び供給地点数は、それぞれ７，３２７（対前月より２地点群増加、対前年同月比９９．６％）、１，８２７，６０１（対前月より２０７地点減少、対前年同月比９８．８％）となった。

（２）需要家メーター取付数等

需要家メーター取付数は、１，３４５，９１５個（対前年同月比９９．４％）、調定数は、１，１２６，３０９件（対前年同月比９９．２％）、そのうち家庭用メーター取付数は、１，３３４，３５０個、調定数は、１，１１７，２３０件である。
メーター取付数は、全体で対前月３３個の減少（対前月比１００．０％）、調定数は、対前月６８０件の減少（対前月比９９．９％）であった。

（３）総生産量（販売量）

総生産量（販売量）は、１２，４５１，２２７㎥で、そのうち家庭用は、１１，６７３，９６０㎥（構成比９３．８％）となっている。

＊　＊　＊　平　均　販　売　量　＊　＊　＊

（令和元年５月分）

経済産業局名	生産量（販売量）対前年同月比（％）		平　均　販　売　量　（㎥／月）		
	家　庭　用	総　販　売　量	平成３０年５月	令和元年５月	対前年同月比（％）
北　海　道	100.45	100.59	7.55	7.66	101.51
東　北	99.82	100.41	11.41	11.56	101.29
関　東	106.08	106.06	11.90	12.75	107.12
中　部	105.66	105.43	12.30	12.99	105.59
北　陸	101.49	101.84	9.55	9.82	102.78
近　畿	104.38	104.34	11.02	11.60	105.27
中　国	101.24	101.22	10.45	10.65	101.99
四　国	99.33	99.33	9.12	9.21	101.02
九　州	98.90	98.79	9.45	9.43	99.88
沖　縄	101.95	101.92	6.60	6.62	100.20
全　国	103.10	103.12	10.63	11.05	103.99

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(令和元年5月分)＊＊＊

注1.（ ）内は圧縮天然ガス。内数である。

総括表

項目／経済産業局名	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合　計		
供給地点群数	342	613	2,093 （21）	650	287	1,007	617	352	1,176	190			7,327 （21）
供給地点数	141,826	156,282	528,061 （4,030）	173,902	59,866	217,292	142,593	72,072	303,097	32,610			1,827,601 （4,030）
原料											い号	ろ号	合計
月始在庫量 液化石油ガス　（kg）											6,170,394	9,700	6,180,094
圧縮天然ガス　（㎥）													0
受入量 液化石油ガス　（kg）	1,247,325	2,188,491	8,199,120	2,555,533	572,000	2,497,495	1,468,439	810,362	3,633,033	361,346	23,502,516	30,628	23,533,144
圧縮天然ガス　（㎥）			49,287										49,287
消費量 液化石油ガス　（kg）											9,720,395	41,728	9,762,123
圧縮天然ガス　（㎥）													0
過欠補正 液化石油ガス　（kg）											235,224	5,194	240,418
圧縮天然ガス　（㎥）													0
月末在庫量 液化石油ガス　（kg）											6,046,781	1,500	6,048,281
圧縮天然ガス　（㎥）													0
需要家メーター数　（個）													
家庭用　取付数	97,747	113,797	384,090 （3,467）	128,053	39,115	156,273	96,305	57,187	229,828	31,955			1,334,350 （3,467）
調定数	83,542	94,889	328,995 （3,021）	108,188	29,689	123,283	78,706	44,184	196,617	29,137			1,117,230 （3,021）
商業用　取付数	1,571	1,382	3,426 （20）	584	185	701	296	135	659	22			8,961 （20）
調定数	994	1,048	2,727 （20）	475	149	591	234	78	597	17			6,910 （20）
その他　取付数	478	331	416	163	86	272	281	23	539	15			2,604
調定数	384	293	355	134	66	218	233	18	458	10			2,169
計　取付数	99,796	115,510	387,932 （3,487）	128,800	39,386	157,246	96,882	57,345	231,026	31,992			1,345,915 （3,487）
計　調定数	84,920	96,230	332,077 （3,041）	108,797	29,904	124,092	79,173	44,280	197,672	29,164			1,126,309 （3,041）
生産量（販売量）　（㎥）													
家庭用	549,863	987,234	3,926,522 （65,008）	1,352,274	265,396	1,381,228	819,330	402,610	1,798,848	190,655			11,673,960 （65,008）
商業用	49,572	90,113	255,164 （2,005）	49,264	22,291	36,812	14,347	2,855	29,277	2,223			551,918 （2,005）
その他	50,967	35,015	51,065	11,609	5,890	21,589	9,726	2,528	36,833	127			225,349
計	650,402	1,112,362	4,232,751 （67,013）	1,413,147	293,577	1,439,629	843,403	407,993	1,864,958	193,005			12,451,227 （67,013）

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(令和元年５月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1.）(　) 内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	北海道	青　森	岩　手	宮　城	秋　田	山　形	福　島	茨　城	栃　木	群　馬
供給地点群数	342	73	102	137	19	102	180	305	171	170
供給地点数	141,826	21,827	25,510	36,768	2,272	26,878	43,027	88,736	43,948	38,771
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	1,247,325	229,769	331,593	581,913	24,664	402,850	617,702	1,115,188	777,407	583,482
圧縮天然ガス　(㎥)										
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	97,747	19,054	19,396	26,476	2,003	18,399	28,469	54,535	31,711	29,547
調定数	83,542	15,065	15,594	22,580	1,663	15,564	24,423	45,472	25,939	24,149
商業用　取付数	1,571	504	114	124	4	402	234	217	363	169
調定数	994	355	86	115	4	333	155	174	275	125
その他　取付数	478	117	74	41	1	31	67	93	60	31
調定数	384	103	64	40	1	28	57	78	48	19
計　取付数	99,796	19,675	19,584	26,641	2,008	18,832	28,770	54,845	32,134	29,747
計　調定数	84,920	15,523	15,744	22,735	1,668	15,925	24,635	45,724	26,262	24,293
生産量（販売量）　(㎥)										
家　庭　用	549,863	96,217	153,182	296,374	12,881	141,351	287,229	555,986	314,623	250,466
商　業　用	49,572	13,321	3,708	11,788	18	48,379	12,899	6,287	74,498	42,930
そ　の　他	50,967	1,755	3,243	3,308	0	11,088	15,621	10,902	2,503	10,845
計	650,402	111,293	160,133	311,470	12,899	200,818	315,749	573,175	391,624	304,241

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(令和元年５月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1.）(　) 内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	埼　玉	千　葉	東　京	神奈川	新　潟	長　野	山　梨	静　岡	富　山	石　川
供給地点群数	444	219 (21)	63	233	34	151	115	255	158	127
供給地点数	135,086	60,144 (4,030)	11,435	55,293	10,102	26,759	19,613	51,358	25,118	34,565
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	2,442,377	821,164	247,266	960,170	114,033	390,388	266,404	631,012	209,757	360,493
圧縮天然ガス　(㎥)		49,287								
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	101,758	40,258 (3,467)	9,546	45,496	8,582	20,543	15,750	36,392	17,042	21,890
調定数	91,753	35,734 (3,021)	8,496	39,897	7,373	16,190	12,490	29,148	13,134	16,433
商業用　取付数	556	61 (20)	4	338	212	1,310	99	119	52	133
調定数	434	54 (20)	4	250	179	1,096	55	96	44	105
その他　取付数	88	40	1	27	18	9	11	47	12	74
調定数	81	36	1	22	17	6	9	46	7	59
計　取付数	102,402	40,359 (3,487)	9,551	45,861	8,812	21,862	15,860	36,558	17,106	22,097
計　調定数	92,268	35,824 (3,041)	8,501	40,169	7,569	17,292	12,554	29,290	13,185	16,597
生産量（販売量）　(㎥)										
家庭用	1,177,781	471,106 (65,008)	114,655	458,801	52,163	154,306	123,322	329,828	106,465	158,405
商業用	28,199	6,455 (2,005)	1,239	16,704	7,296	62,580	4,489	4,666	5,120	17,171
その他	9,933	6,417	0	869	436	5,688	880	2,757	7	5,883
計	1,215,913	483,978 (67,013)	115,894	476,374	59,895	222,574	128,691	337,251	111,592	181,459

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(令和元年５月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1.）)（　）内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	福　井	愛　知	岐　阜	三　重	大　阪	兵　庫	滋　賀	京　都	奈　良	和歌山
供給地点群数	61	193	184	208	96	221	256	153	90	130
供給地点数	12,852	35,960	48,525	76,416	20,172	48,539	52,285	28,656	25,465	29,323
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	131,864	553,801	714,109	1,139,602	256,595	500,398	630,301	406,251	296,006	276,080
圧縮天然ガス　(㎥)										
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	8,517	29,746	35,274	53,188	16,035	35,662	35,737	21,833	18,095	20,394
調定数	6,304	24,903	30,068	45,693	11,717	27,266	29,764	17,999	14,151	16,082
商業用　取付数	75	173	253	136	23	167	226	123	16	71
調定数	71	120	220	120	19	112	194	121	11	63
その他　取付数	7	32	34	88	56	54	52	61	11	31
調定数	7	17	31	78	27	51	45	56	7	25
計　取付数	8,599	29,951	35,561	53,412	16,114	35,883	36,015	22,017	18,122	20,496
計　調定数	6,382	25,040	30,319	45,891	11,763	27,429	30,003	18,176	14,169	16,170
生産量（販売量）　(㎥)										
家庭用	63,870	276,199	382,560	617,526	139,305	284,617	365,924	197,875	168,575	161,062
商業用	2,195	7,256	29,882	11,947	739	8,971	7,539	14,237	321	2,810
その他	15	3,351	2,096	5,997	9,660	1,639	675	5,911	797	2,892
計	66,080	286,806	414,538	635,470	149,704	295,227	374,138	218,023	169,693	166,764

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(令和元年５月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1.）(　) 内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	鳥　取	島　根	岡　山	広　島	山　口	徳　島	香　川	愛　媛	高　知	福　岡
供給地点群数	69	82	167	209	90	89	81	107	75	556
供給地点数	14,459	12,370	30,760	68,851	16,153	16,354	14,577	20,302	20,839	144,077
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	130,776	153,370	285,438	724,813	174,042	182,150	156,577	191,383	280,252	1,781,667
圧縮天然ガス　(㎥)										
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	8,875	8,729	20,728	45,233	12,740	12,718	11,950	16,559	15,960	112,266
調定数	7,237	7,542	16,041	38,126	9,760	9,791	8,247	13,225	12,921	95,684
商業用　取付数	42	4	67	172	11	17	2	94	22	168
調定数	37	4	55	130	8	16	1	45	16	165
その他　取付数	59	22	17	154	29	1	4	8	10	145
調定数	48	21	14	139	11	1	1	7	9	137
計　取付数	8,976	8,755	20,812	45,559	12,780	12,736	11,956	16,661	15,992	112,579
計　調定数	7,322	7,567	16,110	38,395	9,779	9,808	8,249	13,277	12,946	95,986
生産量（販売量）　(㎥)										
家　庭　用	65,003	79,978	150,614	427,683	96,052	88,233	65,898	112,671	135,808	924,514
商　業　用	1,179	673	1,899	10,538	58	1,050	57	771	977	11,933
そ　の　他	3,895	1,186	301	3,493	851	0	1,159	83	1,286	4,304
計	70,077	81,837	152,814	441,714	96,961	89,283	67,114	113,525	138,071	940,751

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(令和元年５月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1.）(　) 内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	佐　賀	長　崎	熊　本	大　分	宮　崎	鹿児島	沖　縄			合　計
供給地点群数	64	117	95	78	139	127	190			7,327 (21)
供給地点数	9,926	40,055	19,754	20,953	26,433	41,899	32,610			1,827,601 (4,030)
原　料　受入量 液化石油ガス　(kg)	108,545	478,760	218,810	183,782	300,775	560,694	361,346			23,533,144
圧縮天然ガス　(㎥)										49,287
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	7,319	29,543	14,729	13,472	20,102	32,397	31,955			1,334,350 (3,467)
調定数	5,965	25,614	12,512	11,761	16,515	28,566	29,137			1,117,230 (3,021)
商業用　取付数	7	61	19	45	26	333	22			8,961 (20)
調定数	7	56	17	37	19	296	17			6,910 (20)
その他　取付数	10	73	10	24	53	224	15			2,604 (0)
調定数	9	67	6	13	45	181	10			2,169 (0)
計　取付数	7,336	29,677	14,758	13,541	20,181	32,954	31,992			1,345,915 (3,487)
計　調定数	5,981	25,737	12,535	11,811	16,579	29,043	29,164			1,126,309 (3,041)
生産量（販売量）　(㎥)										
家庭用	54,444	247,635	104,206	90,159	125,924	251,966	190,655			11,673,960 (65,008)
商業用	160	3,617	742	1,652	870	10,303	2,223			551,918 (2,005)
その他	76	1,487	59	2,520	15,949	12,438	127			225,349 (0)
計	54,680	252,739	105,007	94,331	142,743	274,707	193,005			12,451,227 (67,013)

ガス事業生産動態統計の概況
（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。））

（令和元年６月分）

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

令和元年６月分のガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の総生産量（販売量）は、９，４７９，５６５㎥となり、対前年同月比９５．２％、調定数は、対前年同月比９９．２％、平均販売量は、対前年同月比９６．０％だった。

（１）供給地点群数等

供給地点群数及び供給地点数は、それぞれ７，３２４（対前月より３地点群減少、対前年同月比９９．６％）、１，８２８，５４７（対前月より９４６地点増加、対前年同月比９９．５％）となった。

（２）需要家メーター取付数等

需要家メーター取付数は、１，３４４，９２２個（対前年同月比９９．４％）、調定数は、１，１２３，８０１件（対前年同月比９９．２％）、そのうち家庭用メーター取付数は、１，３３３，３７５個、調定数は、１，１１４，７９１件である。
メーター取付数は、全体で対前月９９３個の減少（対前月比９９．９％）、調定数は、対前月２，５０８件の減少（対前月比９９．８％）であった。

（３）総生産量（販売量）

総生産量（販売量）は、９，４７９，５６５㎥で、そのうち家庭用は、８，７８０，９２２㎥（構成比９２．６％）となっている。

＊　＊　＊　平　均　販　売　量　＊　＊　＊

（令和元年６月分）

経済産業局名	生産量（販売量）対前年同月比（％）		平均販売量（㎥／月）		
	家庭用	総販売量	平成３０年６月	令和元年６月	対前年同月比（％）
北海道	91.91	92.60	6.05	5.65	93.38
東北	94.37	95.15	9.89	9.50	96.07
関東	96.42	96.45	9.99	9.72	97.35
中部	97.54	97.53	9.51	9.30	97.75
北陸	92.76	93.19	8.19	7.70	94.04
近畿	93.00	93.21	8.92	8.37	93.90
中国	90.36	90.49	8.55	7.81	91.26
四国	93.06	93.24	7.97	7.56	94.89
九州	94.49	94.61	7.79	7.46	95.74
沖縄	110.24	110.00	5.40	5.83	107.98
全国	95.02	95.19	8.79	8.44	96.00

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(令和元年6月分)＊＊＊

注1.（ ）内は圧縮天然ガス。内数である。

総括表

項目／経済産業局名	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合　計		
供給地点群数	342	613	2,093 （ 21 ）	649	286	1,008	617	352	1,174	190			7,324 （ 21 ）
供給地点数	141,820	156,258	528,105 （ 4,030 ）	173,742	59,807	218,569	142,617	72,072	302,947	32,610			1,828,547 （ 4,030 ）
原料											い号	ろ号	合計
月始在庫量 液化石油ガス　（kg）											5,753,595	1,500	5,755,095
圧縮天然ガス　（㎥）													0
受入量 液化石油ガス　（kg）	943,094	1,735,452	6,311,107	1,914,076	408,534	1,865,977	1,143,565	653,576	2,875,721	306,127	18,109,796	47,433	18,157,229
圧縮天然ガス　（㎥）			41,145										41,145
消費量 液化石油ガス　（kg）											7,648,444	42,042	7,690,486
圧縮天然ガス　（㎥）													0
過欠補正 液化石油ガス　（kg）											158,568	#VALUE!	#VALUE!
圧縮天然ガス　（㎥）													0
月末在庫量 液化石油ガス　（kg）											5,858,286	4,920	5,863,206
圧縮天然ガス　（㎥）													0
需要家メーター数　（個）													
家庭用　取付数	97,660	113,732	383,886 （ 3,467 ）	127,810	39,019	156,278	96,221	57,174	229,631	31,964			1,333,375 （ 3,467 ）
調定数	83,220	94,678	328,273 （ 3,009 ）	108,037	29,640	123,166	78,474	44,078	196,124	29,101			1,114,791 （ 3,009 ）
商業用　取付数	1,566	1,384	3,422 （ 20 ）	583	182	697	297	135	663	13			8,942 （ 20 ）
調定数	963	1,043	2,712 （ 20 ）	476	148	589	234	77	599	11			6,852 （ 20 ）
その他　取付数	478	331	416	163	86	272	280	23	541	15			2,605
調定数	384	291	349	134	66	217	231	18	458	10			2,158
計　取付数	99,704	115,447	387,724 （ 3,487 ）	128,556	39,287	157,247	96,798	57,332	230,835	31,992			1,344,922 （ 3,487 ）
計　調定数	84,567	96,012	331,334 （ 3,029 ）	108,647	29,854	123,972	78,939	44,173	197,181	29,122			1,123,801 （ 3,029 ）
生産量（販売量）　（㎥）													
家庭用	404,166	794,511	2,956,584 （ 41,503 ）	954,318	204,199	984,393	592,972	327,872	1,395,031	166,876			8,780,922 （ 41,503 ）
商業用	39,438	80,406	216,227 （ 1,762 ）	46,597	15,747	31,334	12,398	2,692	29,690	2,093			476,622 （ 1,762 ）
その他	34,093	37,421	48,084	9,518	10,041	22,124	10,851	3,523	45,679	687			222,021
計	477,697	912,338	3,220,895 （ 43,265 ）	1,010,433	229,987	1,037,851	616,221	334,087	1,470,400	169,656			9,479,565 （ 43,265 ）

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(令和元年６月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1.）(　) 内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	北海道	青　森	岩　手	宮　城	秋　田	山　形	福　島	茨　城	栃　木	群　馬
供給地点群数	342	73	102	137	19	102	180	305	171	170
供給地点数	141,820	21,822	25,510	36,768	2,285	26,846	43,027	88,744	43,960	38,771
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	943,094	202,778	254,827	441,635	21,265	324,749	490,198	852,910	623,193	478,054
圧縮天然ガス　(㎥)										
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	97,660	19,048	19,392	26,482	1,997	18,358	28,455	54,495	31,699	29,533
調定数	83,220	15,013	15,548	22,598	1,656	15,516	24,347	45,324	25,897	24,046
商業用　取付数	1,566	505	114	125	4	402	234	213	363	169
調定数	963	355	86	116	4	328	154	174	274	123
その他　取付数	478	117	74	41	1	31	67	93	60	31
調定数	384	103	64	39	1	27	57	78	48	19
計　　取　付　数	99,704	19,670	19,580	26,648	2,002	18,791	28,756	54,801	32,122	29,733
計　　調　定　数	84,567	15,471	15,698	22,753	1,661	15,871	24,558	45,576	26,219	24,188
生産量（販売量）　(㎥)										
家　　庭　　用	404,166	84,358	125,949	235,843	10,457	113,615	224,289	425,104	238,713	194,213
商　　業　　用	39,438	13,313	3,187	10,544	16	39,729	13,617	6,541	67,663	41,677
そ　　の　　他	34,093	1,437	3,138	2,869	0	10,681	19,296	10,826	1,952	5,325
計	477,697	99,108	132,274	249,256	10,473	164,025	257,202	442,471	308,328	241,215

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(令和元年６月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1).)（　）内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	埼　玉	千　葉	東　京	神奈川	新　潟	長　野	山　梨	静　岡	富　山	石　川
供給地点群数	444	219 (21)	63	233	34	151	115	255	157	127
供給地点数	135,111	60,151 (4,030)	11,435	55,285	10,102	26,759	19,613	51,358	25,059	34,565
原　料　受入量 液化石油ガス　(kg)	1,821,614	640,496	177,783	738,237	79,659	304,045	224,981	476,374	137,080	270,654
圧縮天然ガス　(㎥)		41,145								
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	101,716	40,240 (3,467)	9,543	45,472	8,573	20,541	15,736	36,360	17,006	21,830
調定数	91,595	35,681 (3,009)	8,479	39,821	7,360	16,151	12,452	29,106	13,089	16,428
商業用　取付数	556	61 (20)	4	338	212	1,310	99	118	49	133
調定数	432	54 (20)	4	250	177	1,089	55	94	44	104
その他　取付数	88	40	1	27	18	9	11	47	12	74
調定数	81	36	1	22	18	6	9	39	7	59
計　取付数	102,360	40,341 (3,487)	9,548	45,837	8,803	21,860	15,846	36,525	17,067	22,037
計　調定数	92,108	35,771 (3,029)	8,484	40,093	7,555	17,246	12,516	29,239	13,140	16,591
生産量（販売量）　(㎥)										
家庭用	870,676	346,198 (41,503)	82,082	352,144	35,428	118,071	92,161	262,220	82,387	121,389
商業用	25,488	5,377 (1,762)	1,195	13,693	4,828	40,108	5,887	3,888	4,621	11,126
その他	11,273	8,151	0	879	399	4,180	796	4,525	4	10,037
計	907,437	359,726 (43,265)	83,277	366,716	40,655	162,359	98,844	270,633	87,012	142,552

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(令和元年６月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1.）(　) 内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	福　井	愛　知	岐　阜	三　重	大　阪	兵　庫	滋　賀	京　都	奈　良	和歌山
供給地点群数	61	192	184	208	97	221	256	153	90	130
供給地点数	12,852	35,800	48,525	76,416	20,253	48,539	52,268	28,611	25,465	30,581
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	95,722	392,728	548,004	867,905	194,066	392,761	463,851	325,520	191,953	202,104
圧縮天然ガス　(㎥)										
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	8,501	29,575	35,239	53,157	16,103	35,656	35,711	21,832	18,089	20,386
調定数	6,300	24,840	30,076	45,605	11,770	27,260	29,683	17,968	14,132	16,053
商業用　取付数	71	173	253	136	23	167	226	123	16	71
調定数	71	122	220	120	19	112	193	120	11	63
その他　取付数	7	32	34	88	56	54	52	61	11	31
調定数	7	17	31	78	26	51	45	56	7	25
計　取付数	8,579	29,780	35,526	53,381	16,182	35,877	35,989	22,016	18,116	20,488
計　調定数	6,378	24,979	30,327	45,803	11,815	27,423	29,921	18,144	14,150	16,141
生産量（販売量）　(㎥)										
家庭用	46,948	204,937	260,526	428,852	92,223	206,408	266,843	144,652	119,664	107,655
商業用	2,057	6,042	28,923	11,514	459	7,557	6,382	12,460	296	2,123
その他	18	1,304	1,951	6,041	10,135	1,289	321	7,274	825	2,262
計	49,023	212,283	291,400	446,407	102,817	215,254	273,546	164,386	120,785	112,040

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(令和元年６月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1.）(　) 内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	鳥　取	島　根	岡　山	広　島	山　口	徳　島	香　川	愛　媛	高　知	福　岡
供給地点群数	69	82	167	209	90	89	81	107	75	557
供給地点数	14,459	12,384	30,760	68,861	16,153	16,354	14,577	20,302	20,839	144,282
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	104,714	108,070	212,748	567,570	150,463	141,432	130,182	169,403	212,559	1,344,805
圧縮天然ガス　(㎥)										
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	8,864	8,713	20,714	45,196	12,734	12,713	11,949	16,553	15,959	112,341
調定数	7,218	7,506	16,030	38,013	9,707	9,754	8,217	13,197	12,910	95,545
商業用　取付数	42	4	67	173	11	17	2	94	22	171
調定数	37	4	55	130	8	16	1	45	15	168
その他　取付数	59	22	17	153	29	1	4	8	10	146
調定数	48	21	14	137	11	1	1	7	9	137
計　取付数	8,965	8,739	20,798	45,522	12,774	12,731	11,955	16,655	15,991	112,658
計　調定数	7,303	7,531	16,099	38,280	9,726	9,771	8,219	13,249	12,934	95,850
生産量（販売量）　(㎥)										
家庭用	49,964	60,265	116,831	292,953	72,959	69,565	52,300	91,968	114,039	673,023
商業用	1,180	537	1,302	9,334	45	963	39	732	958	13,449
その他	4,174	1,002	248	4,462	965	0	2,065	57	1,401	4,388
計	55,318	61,804	118,381	306,749	73,969	70,528	54,404	92,757	116,398	690,860

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(令和元年６月分) ＊＊＊

地区別表　　(ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1.）(　) 内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	佐　賀	長　崎	熊　本	大　分	宮　崎	鹿児島	沖　縄			合　計
供給地点群数	64	117	94	78	137	127	190			7,324 (21)
供給地点数	9,928	40,068	19,672	20,953	26,145	41,899	32,610			1,828,547 (4,030)
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	79,475	385,572	150,723	160,719	251,105	503,322	306,127			18,157,229
圧縮天然ガス　(㎥)										41,145
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	7,314	29,530	14,643	13,467	19,924	32,412	31,964			1,333,375 (3,467)
調定数	5,933	25,509	12,479	11,723	16,432	28,503	29,101			1,114,791 (3,009)
商業用　取付数	7	61	19	45	26	334	13			8,942 (20)
調定数	7	56	17	37	19	295	11			6,852 (20)
その他　取付数	10	74	10	24	53	224	15			2,605 (0)
調定数	8	68	6	13	45	181	10			2,158 (0)
計　取付数	7,331	29,665	14,672	13,536	20,003	32,970	31,992			1,344,922 (3,487)
計　調定数	5,948	25,633	12,502	11,773	16,496	28,979	29,122			1,123,801 (3,029)
生産量（販売量）　(㎥)										
家庭用	42,702	187,524	87,580	72,133	104,410	227,659	166,876			8,780,922 (41,503)
商業用	137	3,394	791	1,611	902	9,406	2,093			476,622 (1,762)
その他	87	1,650	65	2,126	25,052	12,311	687			222,021 (0)
計	42,926	192,568	88,436	75,870	130,364	249,376	169,656			9,479,565 (43,265)